

令和4年第3回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

9月14日（水）

○開会及び開議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長職務代理者挨拶	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○行政報告	8
○町政に対する一般質問	8
4番 林 太平 議員	8
6番 常 山 知 子 議員	13
1番 黒 澤 広 治 議員	23
7番 若 林 光 雄 議員	26
11番 内 海 勝 男 議員	32
○発言の訂正	36
○町長職務代理者提出議案の報告及び一括上程	39
○認定第1号から認定第4号の説明	39
○延会について	49
○次会日程の報告	49
○延 会	50



9月15日（木）

○開 議	53
○議事日程の報告	53
○認定第1号の質疑、討論、採決	53
・認定第1号 令和3年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について	
○認定第2号の質疑、討論、採決	67
・認定第2号 令和3年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
○認定第3号の質疑、討論、採決	67
・認定第3号 令和3年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	

○認定第4号の質疑、討論、採決	68
・認定第4号 令和3年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
○議案第26号の説明、質疑、討論、採決	69
・議案第26号 皆野町職員の育児休業等に関する条例及び皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第27号の説明、質疑、討論、採決	71
・議案第27号 令和4年度皆野町一般会計補正予算（第4号）	
○議案第28号の説明、質疑、討論、採決	79
・議案第28号 令和4年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
○議案第29号の説明、質疑、討論、採決	80
・議案第29号 令和4年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
○議案第30号の説明、質疑、討論、採決	81
・議案第30号 令和4年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
○議案第31号の説明、質疑、討論、採決	82
・議案第31号 皆野・長瀬下水道組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について	
○議案第32号の説明、質疑、討論、採決	84
・議案第32号 皆野・長瀬下水道組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について	
○日程の追加	85
○議員提出議案の報告及び一括上程	85
○発議第3号の説明、質疑、討論、採決	85
・発議第3号 埼玉県教育委員会による皆野高校と秩父高校の再編統合に反対する意見書の提出について	
○発議第4号の説明、質疑、討論、採決	87
・発議第4号 安倍晋三元首相の「国葬」に反対する決議について	
○産業建設常任委員会委員長報告、質疑	90
○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	91
○産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	91
○広報常任委員会の閉会中の継続調査について	92
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	92
○議決事件の字句及び数字等の整理	92
○閉会について	92
○閉 会	93

○ 招 集 告 示

皆野町告示第75号

令和4年第3回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年9月7日

皆野町長職務代理者

皆 野 町 副 町 長 黒 澤 栄 則

1 期 日 令和4年9月14日

2 場 所 皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	黒	澤	広	治	議員	2 番	横	田	揚	雄	議員
3 番	大	塚	鉄	也	議員	4 番	林		太	平	議員
5 番	宮	前		司	議員	6 番	常	山	知	子	議員
7 番	若	林	光	雄	議員	8 番	大	澤	金	作	議員
9 番	新	井	達	男	議員	10 番	四	方	田		議員
11 番	内	海	勝	男	議員	12 番	宮	原	睦	夫	議員

不応招議員（なし）

令和4年第3回皆野町議会定例会 第1日

令和4年9月14日（水曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長職務代理者挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、行政報告

1、町政に対する一般質問

4番 林 太 平 議員

6番 常 山 知 子 議員

1番 黒 澤 広 治 議員

7番 若 林 光 雄 議員

11番 内 海 勝 男 議員

1、町長職務代理者提出議案の報告及び一括上程

1、認定第1号 令和3年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について

1、認定第2号 令和3年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

1、認定第3号 令和3年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

1、認定第4号 令和3年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	黒	澤	広	治	議員	2番	横	田	揚	雄	議員
3番	大	塚	鉄	也	議員	4番	林		太	平	議員
5番	宮	前		司	議員	6番	常	山	知	子	議員
7番	若	林	光	雄	議員	8番	大	澤	金	作	議員
9番	新	井	達	男	議員	10番	四	方	田		議員
11番	内	海	勝	男	議員	12番	宮	原	睦	夫	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長職務代理者 副町長	黒	澤	栄	則	会計課長 兼 町民生活課長	白	石	純	一
教育長	新	井	孝	彦	総務課長	長	島		弘
みらい創造課長	嶋	田	政	則	健康課長 兼 観光課長	若	林	直	樹
福祉課長	橋	本	賢	伸	産業課長 兼 教育次長	梅	津	順	子
税務課長	太	幡	和	也		新	井	敏	文
参事兼建設課長	宮	原	宏	一		三	橋	博	臣
代表監査委員	吉	橋	富	造					

事務局職員出席者

事務局長	吉	岡	明	彦	書記	山	田		巖
------	---	---	---	---	----	---	---	--	---

◎開会及び開議の宣告

(午前9時01分)

- 議長（大澤金作議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより令和4年第3回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長（大澤金作議員） 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長職務代理者挨拶

- 議長（大澤金作議員） 次に、本定例会の開会に当たり、町長職務代理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長 黒澤栄則登壇〕

- 町長職務代理者副町長（黒澤栄則） 皆様、おはようございます。挨拶の前に皆様に申し上げます。柴崎町長におきましては、体調不良のため医師の診断に基づき、9月末まで公務を休職することとし、現在通院、療養に専念しております。町長からは、「本定例会を欠席いたしますこと、深くおわび申し上げます。また、議員の皆様、町民の皆様には大変なご心配をおかけし、重ねておわび申し上げます」とのメッセージを預かっております。くれぐれも皆様によろしくとのことでございます。町長が職務に復帰するまでの間、職員一丸となり、町政の推進に滞りなきよう努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本定例会においては、町長職務代理者として副町長の私が町長の代理を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和4年第3回皆野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜り、開会できますことに厚く御礼申し上げます。

議員の皆様におかれましては、常日頃から地域づくり、まちづくりに熱心に取り組んでいただき、心から敬意と感謝を表します。

さて、新型コロナウイルスの第7波における新規感染者数は、全国的には減少傾向が続いておりますが、当町においては依然として多い状況が続いており、8月は過去最高の421人、9月に入りまして既に100人を超える新規感染が確認されております。町民の皆様には、引き続き基本的な感染対策の徹底をお願いしてまいりたいと思います。

現在、ワクチン接種については、60歳以上の方及び18歳以上60歳未満で基礎疾患のある方等を対象とした4回目の接種を進めており、秩父地域では10月後半からオミクロン株対応のワクチン接種も始まる予定でございます。

また、長引くコロナ禍、急激な物価の高騰により、日々の暮らしに大きな影響を受けている町民の皆様、また町内飲食店、商店の支援といたしまして、1人当たり5,000円分の地域商品券、み～なふれあい商品券の発送準備を進めており、9月末までには全世帯に発送する予定でございます。また、10月以降、電子決済PayPayのポイント還元キャンペーンやわくわく抽選会の実施も予定しております。

このほか新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、新分野への挑戦や販路拡大等を目指す事業者への支援であるがんばる中小企業者応援補助金や、燃料高騰対策である運送事業者支援給付金等の事業を実施しております。既に多くの事業者から申請をいただき、順次支援を行っているところでございます。

また、今年9日、国において新たな物価高騰対策が決定し、その一つとして自治体を使い道を決められる地方創生臨時交付金6,000億円の増額が示されております。緊急対策として措置される交付金である趣旨を踏まえ、今後配分額が通知され次第、速やかに必要な支援をお届けできるよう検討を進めてまいります。

本定例会の町長職務代理者提出議案は、付議事件一覧表のとおり11件でございます。

なお、認定第1号から第4号までの各会計の決算書及び附属書類につきましては、吉橋富造代表監査委員、内海勝男監査委員から関係法令に準拠して作成され、正確であり、執行も適切なものと認められるとの審査意見をいただいております。

ご審議を賜り、可決、認定いただきますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。



◎議事日程の報告

○議長（大澤金作議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤金作議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

7番 若林光雄 議員

9番 新井達男 議員

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（大澤金作議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月16日までの3日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月16日までの3日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○議長（大澤金作議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

7月1日、秩父市役所で開催の令和4年度秩父地域議長会第1回定例会に副議長と出席しました。

7日、8日の日程で、埼玉県町村議会議長会主催の関東管外視察では、岩手県雫石町議会を視察しました。

22日、埼玉県県民健康センターで開催の令和3年度埼玉県町村議会議長会決算監査に出席しました。

28日、秩父市役所で開催の三議連第2回役員会に副議長と出席しました。

月が替わりまして、8月18日、ホテルブリランテ武蔵野で開催の県町村議会議長会地方行政懇談会に、26日、埼玉県県民健康センターで開催の埼玉県町村議会議長会役員会に出席しました。

月が替わりまして、9月2日、秩父地域基幹道路建設促進議員連盟、水と森を守る秩父地域議員連盟の県への要望活動に出席いたしました。

次に、秩父広域市町村圏組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

9番、新井達男議員。

〔9番 新井達男議員登壇〕

○9番（新井達男議員） 9番、新井です。秩父広域市町村圏組合議会からの報告をいたします。

7月15日、秩父市町村圏組合議会全員協議会、これは第2回の定例会事前の会議で、その後秩父広域市町村圏組合議会第2回定例議会が7月22日に招集され、第2回定例会では一般質問4名、管理者より3議案が上程され、全ての議案が可決されました。

主な議案は、令和3年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定について、令和4年度秩父広域市町村圏組合事業会計補正予算（第1回）についてです。

以上、秩父広域市町村圏組合からの諸般の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 続いて、皆野・長瀬下水道組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

4番、林太平議員。

〔4番 林 太平議員登壇〕

○4番（林 太平議員） 4番、林です。令和4年第1回皆野・長瀬下水道組合議会臨時議会、令和4年6月24日金曜日に開催されました。

管理者提出議案3案であります。公平委員の任期が満了になるということで、公平委員峯岸栄、公平委員大塚治延、公平委員福田光宏、以上の3名が同意されました。

以上で報告を終わります。

○議長（大澤金作議員） 監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（大澤金作議員） 日程第4、行政報告をいたします。

執行部において行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

町長職務代理者。

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則） 行政報告につきましては特にございません。

○議長（大澤金作議員） 執行部からの報告が終わりました。

これをもって、行政報告を終わります。



◎町政に対する一般質問

○議長（大澤金作議員） 日程第5、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔をお願いいたします。

それでは、4番、林太平議員の質問を許します。

4番、林太平議員。

〔4番 林 太平議員登壇〕

○4番（林 太平議員） 4番、林太平です。よろしくをお願いいたします。初めに、コロナ感染が秩父郡市でも連日新聞等で数字が報道されている中、皆野町も人口の1割強の感染者が記事になっております。町民の方も大変心配している中、柴崎町長が体調が優れないために9月末まで公務を休職したいとのこと。町民の方も皆大変心配しています。本人の健康状態が早くよくなり、公務に復職できるよう切に願っておりますのでございます。

では、一般質問させていただきます。さきの6月の定例会で、一般質問で宮原議員が町長に政治姿勢を質問した中で、町の職員の給与が埼玉県下で一番低いのではないかと、よい職員を確保するためにも町の職員と、月額を上げてもいいのではないかと質問しました。数日後、ある町民の方が、町の職員と民間企業社員との同じ年代の給与に給与格差を考えると、給与アップは控え目にしてもという意見がありました。私は、町民の多くの方は町外に勤務し、所得を得ている人と町内で働き、所得を得ている人で格差があるように思います。格差の線引きは大変難しいと思いますが、町の職員の給与は県内でも低いと言われております。職員の士気を高めるためにも給料アップは必要だと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

2点目です。公共交通の見直しと温水プールのその後の検討はということで質問させていただきます。6月の議会で、公共交通の見直しの質問に対しての答弁は、協議の場を設置に向けて具体的な手法にして

検討します。また、温水プールは一日も早く今後総合的に検討していきますとのことでした。町民の多くの方は、議会だよりを見ると検討しますという記載が多いと指摘がよく聞きます。自分もよい方向に進めていかななくてはならないと考えていますので、公共交通の見直しと温水プールの検討について、具体的な検討、検討委員会の立ち上げなど進捗状況及び今後の検討について考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長 黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則） 4番、林太平議員から通告のありました質問事項の1、職員の給与アップについて、町長の考えについてお答えいたします。

職員の給与アップについては、本年第2回定例会一般質問における宮原睦夫議員からのご質問、職員の待遇改善についてに対し、町長からラスパイレス指数が埼玉県下最下位であるという状況からは脱していかなければならない、職員がやりがい、生きがいを感じ、経済的にも働けるための改善をしっかりと行っていきたいとの内容を答弁をしております。当町は、類似の団体と比較し、職員数が少なく、一人一人の負担が大きい一方で、給与水準は埼玉県下最下位が常態化していることから、職員のやりがい、生きがいをも高める上でも給与水準の改善は必要であると考えております。

職員の給与アップについては、地方公務員法に規定される人事評価、すなわち職員の能力と業績に基づく勤務成績の評価により決定されることが基本でございます。適正な人員を配置し、働きやすい職場環境づくりを進める中で、職員のやる気を喚起し、職員の能力が向上することで、業績として町民サービスが向上する、そしてその能力、業績が適正に評価され、給与に反映されることで、職員のさらなるやる気につながっていく、このような好循環の下で職員の給与水準の改善を図るとともに、町民の皆様のご理解を得てまいりたいと考えております。

また、町全体としてのラスパイレス指数は、埼玉県下最下位の状況にありますが、若年層、採用から年数が浅い職員にあっては、国と遜色ない状況にございますので、職員募集の周知、広報に当たっては今後工夫してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長（長島 弘） 4番、林太平議員から通告のありました質問事項2の公共交通の見直しと温水プールのその後の検討はのうち、公共交通に関するご質問にお答えいたします。

公共交通の見直しにつきましては、本年第2回定例会における常山議員の一般質問に対し、今後地域公共交通会議を含めた協議の場の設置に向け、その具体的な手法について検討してまいりますと町長が答弁しております。その後、7月下旬に町長が公約に掲げる政策の推進を図ることを目的とし、執行部と職員との意見交換により、施策方針や検討すべき課題、実施時期等を事業担当課と共有する政策推進に係る意見交換を行いました。この中で、町長から公共交通の見直しとして、町営バス、スクールバス、高齢者の買物、通院等総合的に検討し、地域公共交通計画の策定に取り組むこと及び取組時期は今年度からという指示をいただきました。このため、担当課である総務課は、コロナ対策である地域振興券の配付を最優先に事務執行しておりますが、担当者を選任し、現在は町民の皆さんの利便性が向上する公共交通の在り方について、公共交通会議を含め、情報の収集を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

〔教育次長 三橋博臣登壇〕

○教育次長（三橋博臣） 4番、林議員から通告のありました質問事項2、公共交通の見直しと温水プールのその後の検討はのうち、温水プールについてお答え申し上げます。

ご質問の温水プール、皆野町勤労福祉センターは、平成4年6月に供用を開始し、今年で30年が経過した施設でございます。この温水プールにつきましては、施設の安全な運営に多額の経費がかかることを理由に、町議会において廃止すべきとの意見も度々出されてきた経緯もございます。さきの第2回定例会におきましても、同様のご指摘を頂戴し、教育長が施設の今後についていろいろな在り方を総合的に検討してまいりたい旨答弁をしております。

議員お尋ねの検討の進捗状況と今後についてお答えいたします。6月の議会以降、町長、副町長、教育長、みらい創造課長、教育次長による検討会議を複数持ち、課題の共有と町としての方針の決定を進めているところでございます。また、今後勤労福祉センターの運営について審議する勤労福祉センター運営委員会にも諮り、意見を頂戴し、方針を決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 4番、林太平議員。

○4番（林 太平議員） 再質問させていただきます。

まず、公共交通の見直しと温水プールのほうの件の再質問を先にさせていただきます。これはなぜかという、多くの方から皆野町は町長が替わったので、何が変わったことがあるかいと、よくいろんなところで質問を受けます。その都度、私はまだなっって何か月もたっていないから、まだちょっと無理ではないのかという話もしています。先般の議会で、検討委員会を設けるって、これは一步踏み込んだ答弁だったので、今回新たに質問いたします。ということは、みんなが注目しているのは、公共交通につきましては、みんな注目しています。そして、町外から見の人からも新町長になったら何かしたかという点については、一番いい施策だと考えております。皆さんが、質問する人は、みんな同じ考えで質問していると思います。そして、それを何とか検討委員会をやっているという今話を聞きましたので、なお一層踏み込んで、そして多くの機会を得て、議会でもいいから、多くの機会を来てやっていますということを報告をその都度していただければ、みんなが安心して見ていられるのではないかと私は思います。

そして、今度は温水プールにつきましては、いろいろ検討委員会もしてもらっていると。廃止、廃止という、廃止しろ、廃止しろだけでは多分駄目だと思います。いろんな方は、うんと利用している、今回発表になったことで1万何千人も利用者がいると、それが一気に止すなんてわけにはいかないと思いますので、ぜひ先ほど言っているいい検討委員会をして、またそれについても町の方針で、いや、町長が替わったら違う方向で、いい方向にいったよというような形になってもらえればいいのではないかと思います。

まず最初に、町長が替わって公共交通についてのほうについて、職務代理者はどう考えておりますか。

○議長（大澤金作議員） 町長職務代理者。

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則） 4番、林議員からの再質問にお答えいたします。

地域公共交通については、今後のまちづくりにおいて大変重要な課題であるというふうに考えてございます。議員ご指摘のとおり、今後しっかり検討を進めさせていただくとともに、進捗状況等も含めて、町民の皆様に丁寧なご説明をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 4番、林太平議員。

○4番（林 太平議員） ぜひ検討するところにも町民の声を反映する、今まで質問した人が多くいますので、その人の意見を尊重してもらうようによろしくをお願いします。

温水プールにつきましては、検討委員会をして、また多くの利用者がいるということを前提に考えてもらって、金がかかって廃止するという意見も確かに、それは赤字だから廃止しろというのは尊重しなくてはならないかも分からないのですけれども、多くの利用者がいるということも頭の中に入れて検討してもらえばありがたいなと。これは意見にしておきます。

そして、職員の給与アップについては、いろんな意見が町の中にもあります。そして、先ほど言った民間企業と比べて給料はいいのではないかという、そういう意見も大々的に何かの意見として出されると、町民の方のほとんどの人がそうだよねと、多分値上げはしなくもいいよという意見の人のほうが多くなると思います。町の職員として一生懸命働いている人の家族にすれば、皆さんのところのせがれさん、旦那さんは給料がよくていいねって言われているのと同じで、うんともらっているから肩身が広いならいいのならいいのだけれども、給料もらって肩身の狭い思いして、それで町へ来てまた給料が高い、安いと言われるのでは働く職員にしても大変だと思います。私もいろんなことで、給料のことはいろんな人に言われると、やっぱり給料のことを言われるのは誰も嫌なので、やっぱり意識を高くするために、そして職員の給料を上げる。そうすれば、町のパートの人の給料も上がって、一般企業、町長は企業を誘致やりますというように、できますと言っていましたけれども、そういうことも考えて、やっぱり町に企業が来れば、でっかい企業が来ればまた給料もいい給料、皆野町で働くより下に出たほうが給料がいいよって昔からよく言われているのです。その辺のところは多分税務課でやれば、調べればみんな分かると思うのですけれども、だからそういうことも踏まえて、今コロナで物価高、ガソリン代も値上がりする、いろんなことを考えて、町で働く人の給料もアップしてもらおう。そして、町外へ出て働いている人にその人が恩恵がないと思うのですけれども、その辺を少し考えると、町へ出ていくのにみんな車で出て、今ガソリン代も高くなって、町から寄居から熊谷、いろんなほうへ出ていく人はみんな国道走ったり、対岸道路走って、トンネルを通ってもらえばうんと早く行けたり、楽ができる。そのトンネルの料金が高過ぎる、今までの議員の人、幾人かの人が料金の改定をお願いしてくれということをする、大概の答弁が国道走ってもらえばいいですよというような答弁を何回か私も聞いています。私もトンネル料金を下げるのに、県会議員に言ったりいろいろところで言う機会があったので言っていましたけれども、ぜひとも町の中で働く人もアップするような方向、そして町外へ出ていく人にも恩恵があるのは、先ほどもいろんな補助金が出て、ガソリンの補助金とか何かいろいろあると言いましたけれども、町外へ出る人にはちょっとでも楽しんでトンネルで早く行って帰ってください、いろんな方法があると思うのですけれども、このトンネル料金についてもいろんな方が質問しています。その辺については、町の考えをお伺いいたします。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（嶋田政則） 4番、林太平議員からのご質問にお答えいたします。

皆野寄居道路の有料道路の料金の補助につきましては、過去政策として検討したことがございますので、私のほうからご答弁申し上げます。議員おっしゃるように、皆野寄居道路、実際にご利用されている方にとりましては、料金の補助については負担軽減に一定の効果がある、また働きやすいまちづくりというところの政策的な効果も期待できると考えております。しかしながら、地域の中で働くのがよいのか、ある

いは地域の外のほうがよいのか、そういった格差の線引き、それは冒頭議員もおっしゃいましたように、大変難しい問題だと考えております。

町といたしましては、現在の秩父地域の雇用の状況として、企業が大変人手不足に悩んでいるという状況がございます。そうしたことから、地域の企業さん、連携しながら、また雇用対策協議会、そういったところと連携しながら、就職相談会、そういったものを1市4町で連携しながら開催をして、地域の方が地域の中で働ける、地域の企業を守る、そうした取組を今進めております。したがって、こうした現状を考えますと、まずは地域の雇用を守る段階であると考えておりますので、現時点では皆野寄居有料道路の料金補助については考えておりません。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 4番、林太平議員。

○4番（林 太平議員） 今の答弁に対して、逆らうつもりはないのですけれども、みんな現状に勤めている人が多いのです。これから働く人を雇うのなら、それでこっち入ってくださいと言えば話がどんどん広がっていくと思うのですけれども、今現状で向こうへ働き行っている人は相当多い。トンネルを通っていったり、帰りに、よく俺は言うのだけれども、寄居の陸橋の下からトンネルへ入ってくる車なんていうのは恐らく10台のうち2台かぐらいきり入ってこない。全部下通っている。だから、今現状で働いている人に対して、ガソリン代も上がったりいろいろだから面倒見てはという、そしていろんな補助金が来るのをちょっとでもそっち1回ぐらい回してもいいのではないかと私は考えるのですけれども、それに対して答弁をお願いします。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（嶋田政則） 4番、林太平議員さんからのご質問にお答えいたします。

議員さんおっしゃいますように、今現在働いている方がいらっしゃる、通勤していらっしゃる方がいらっしゃる、そういった方がいらっしゃることも十分踏まえなければいけないなというふうには考えております。

先ほど申しあげましたように、秩父地域の現在の状況を考えまして、現時点では考えてはないというところがございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 4番、林太平議員。

○4番（林 太平議員） 言わんとしていることも分かります。ぜひ多くの方が今燃料代、いろいろで大変通勤するのに、これハイブリッドがはやったとかなんとかと言ったって、やっぱりガソリンは基本で、結構ガソリンで行っている人が多くて、燃料代も相当高くなっているのです、固くならないで、ぜひ検討して、次の補助金が、先ほども政府のほうでうんと出すというような話もちょっと聞こえているので、その辺のところも活用して、やっぱり働く人が皆野町は幾らか優しい施策をしているなということも見せてもらえればありがたいな、これは要望にしておきます。

以上で質問終わります。

○議長（大澤金作議員） 次に、6番、常山知子議員の質問を許します。

6番、常山知子議員。

〔6番 常山知子議員登壇〕

○6番（常山知子議員） 6番、常山知子です。通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、コロナ感染の拡大は、私たちの生活を一変させました。マスク生活、催し物の中止、今年も昨年に続き、ポピーまつり、秩父音頭まつり、慶寿の祝い、ふれあい祭りと町の行事が次々と中止となっています。また、友人との交流、遠く離れた家族との交流が思うようにできないもどかしさがあります。

今年7月頃からのコロナ感染の第7波が起こり、町の感染者は、先ほどもありましたが、1,000以上を越し、いつ誰が感染してもおかしくない状況です。感染した多くの人が自宅療養で、突然容体が悪化したときのことを考えますと、不安が押し寄せます。感染者には丁寧な対応が求められます。まだまだコロナの収束が見通せない状況ですが、感染対策をしっかりと行いながら、日常生活を送ることではないでしょうか。

さて、生活必需品の値上げがさらに加速しています。特に食品の値上げでは、今年9月の値上げ予定は8,000品目以上と報道されています。値上げ幅も拡大しています。小麦、油脂、原油などの世界的な価格高騰に加え、円安を理由とする値上げが増えているため、再値上げをする食品も出ているようです。こうした生活必需品が全般的に値上げしている中で、岸田政権の対策はガソリン補助金などの部分的なものにとどまっています。消費者と中小企業の双方にとって、全般的な負担軽減となる消費税減税の実施こそ求められます。それでは、質問に入ります。

第1番目の質問は、気候危機対策の取組について伺います。地球温暖化などにより、今世界各地で異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災や干ばつ、海面上昇など大問題が起こっており、まさに気候危機と呼ぶべき非常事態となっています。日本においても、今まで経験したことのない豪雨や暴風、猛暑などが毎年のように起こり、甚大な被害が出ています。この気候危機を打開するためにも、まずは2030年までに全世界のCO₂の排出量を半分近くまで削減できるかどうかが問われています。こうした状況の中で、全ての自治体が2030年までの地球温暖化対策推進計画を策定し、住民とともに実践の先頭に立つよう取組を加速することが求められています。また、地域に還元され、貢献する再生可能エネルギーの活用を進めるために、自治体が役割を発揮することが大事になっています。

以上のことから、以下の4点について質問をします。

1つは、これまでの町の取組について伺います。

2つ目は、省エネ対策として、住宅の断熱化の改修工事への補助を創設し、省エネルギーフォームの取組を進める考えはありますか。

3番目に、再エネ対策について、町の公共施設への太陽光パネル設置を進める考えをお聞きします。

4番目は、豪雨災害を防ぐために、山林整備についてどのように考えていますか。

大きな2番として、学校給食について伺います。

1つは、令和6年度の稼働を目指し、学校給食センターの建て替えが令和4年度当初予算に盛り込まれました。その進捗状況をお聞きします。

2つ目は、学校給食の無償化を求めますが、その考えを伺います。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

〔教育長 新井孝彦登壇〕

○教育長（新井孝彦） 常山知子議員のご質問、学校給食の無償化についての考えについてお答えいたします。

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達、学校における食育の推進等において、その教育的意義は大変大きいものと受け止めております。学校給食費は、学校給食法第11条に基づいて、保護者負担を原則としていますが、教育委員会といたしましては、経済的に困窮している世帯に対して給食費、学用品等の就学援助費を支給し、多子世帯に対する給食費の減免を行っているところでございます。保護者の教育費の負担を少しでも軽減するという観点での給食費無償化の考え方については、十分に理解できます。今後は、町全体としての子育て支援策として、給食費無償化が必要であるかを総合的に検討するという方針に基づいて、町長とともに協議していく考えでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

〔教育次長 三橋博臣登壇〕

○教育次長（三橋博臣） 6番、常山議員から通告のありました質問事項2、学校給食についてのうち、①、給食センターの建て替えの進捗状況についてお答え申し上げます。

本年度の当初予算におきまして、学校給食センターの更新に係る経費、議員ご指摘のとおり、計上しております。新しい学校給食センターの建設は、用地の確保、設計、建築工事と進んでまいります。本年度はまず用地の確保に取り組んでおります。用地の確保に当たりましては、その土地の適切な価格を把握することが重要となります。そこで、建設候補地について、現町長、副町長にも確認をいただいた上で、不動産鑑定業務を発注し、8月19日、業務完了、報告書の提出を受けたところでございます。今後、この鑑定報告書の内容に基づき、用地の確保に向けて価格の設定、地権者と交渉を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

〔町民生活課長 若林直樹登壇〕

○町民生活課長（若林直樹） 6番、常山議員から通告のありました質問事項1の気候危機対策の取組のうち、①、これまでの町の取組についてと②、省エネ対策として住宅の断熱化の改修工事の補助金創設についてをお答えいたします。

初めに、①のこれまでの町の取組についてをお答えいたします。日本を含めた多くの国、地域では、2050年までに二酸化炭素など温室効果ガスの排出を全体としてゼロを目指す、いわゆるカーボンニュートラルを宣言しており、日本は2020年に宣言をいたしました。

当町におきましては、平成22年度に皆野中学校と国神学童保育所へ太陽光パネルを導入し、令和3年度中では2施設の合計で6,959キロワットアワーの電力を発電いたしました。

省エネ対策としましては、役場庁舎内の電灯のLED化を順次行い、平成24年度、25年度には町内にある防犯灯のLED化を行い、二酸化炭素発生の抑制に努めております。また、町民の皆さんには住宅への太陽光パネルの設置や温熱水機を設置した際の補助金の交付、再生利用可能な古紙、瓶、缶などを収集し、再生資源業者へ売却した団体へ報奨金を交付するなど、二酸化炭素の排出、減量、資源のリサイクルに努めております。

次に、②、省エネ対策として、住宅の断熱化の改修工事の補助金創設についてをお答えいたします。既

存住宅において、エネルギー消費効率の改善と低炭素の促進につながる支援の創設との認識を持っており、町民の皆さんが気候危機打開に向けて、ご協力いただける大事な取組の一つであると考えております。町でも近年の地球温暖化の影響で、急な大雨や猛暑により、多くの方が被災されているため、必要な事業であることは認識しておりますが、現段階では国の補助金制度を推奨していき、町の補助金の創設につきましては、近隣市町村の動向を踏まえて研究していきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長（長島 弘） 6番、常山知子議員から通告のありました質問事項1の気候危機対策の取組のうち、③、再エネ対策についてのご質問にお答えいたします。

町では、小中学校を含め75の公共施設を管理しています。このうち太陽光パネルが設置されている施設は、先ほどの町民生活課長の答弁のとおりでございます。中学校と国神学童保育所の2施設でございます。太陽光発電は、二酸化炭素排出削減につながる環境に優しいクリーンエネルギーであると認識しています。

町の公共施設への太陽光パネル設置を進める考えについてのご質問ですが、これから建設する施設については、建物の構造上の関係、費用対効果、反射光問題、景観問題、廃棄時における環境負荷等々を専門家である設計士と協議の上に、環境に配慮した建物にしていきたいと考えております。また、既存建物へのパネル設置については、屋根の構造上の課題が大きく関連してきます。建築基準法における耐震基準が昭和46年、昭和56年、平成12年と過去に3回の大きな改正が行われています。その年代ごとに建築確認許可を得ていますが、パネルを設置することによって、不適格建築物となってしまうのか、安全上の課題があります。今年度に建設から30年以上たった文化会館及び役場庁舎の屋根の点検を行っておりますので、太陽光パネルを設置することができるか調整してまいります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 新井敏文登壇〕

○産業観光課長（新井敏文） 6番、常山議員さんから通告のありました質問事項1、気候危機対策の取組のうち、4番目の豪雨災害を防ぐために山林整備についてどのように考えていますかについてお答えいたします。

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止をはじめ、国土の保全や水源の涵養など国民生活に広く恩恵を与えるものであります。しかしながら、長期にわたる木材価格の低迷などによって、森林所有者の意欲低下や担い手不足等が大きな課題となっており、山林の荒廃が進んでしまう悪循環となっております。

こうした状況を踏まえ、国においては森林資源の適正な管理を図ることを目的とした森林経営管理制度が平成31年4月からスタートしております。この制度は、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受けて、林業経営に適した森林を対象として市町村が林業経営体に再委託するという制度でございます。

皆野町では、令和3年度に上日野沢地内小前地区の森林を対象として、林業経営体への経営管理権の再設定を行っております。期間は15年間で、その間に間伐を2回実施するなど、適切な森林整備を推進してまいります。今後も他地域において、森林経営管理制度に基づく適切な森林整備に取り組んでまいります。

また、町では今年度から森林環境譲与税を活用した新規事業を実施しております。1つ目の事業は、インフラ施設周辺森林整備事業で、町道や林道の周辺の森林を対象として、間伐等の森林整備を実施することで、台風や大雪等の際に倒木による施設への被害を防止するというものです。2つ目の事業は、みなこの森林整備事業補助金の新設で、森林所有者による持続的な整備が困難な小規模森林や町民生活に密接な関わりがある里山などを対象に間伐や竹林の伐採、枯木や不良木の撤去などについて、森林所有者から依頼を受けて実施した林業事業体に対して、補助金を交付するというものです。郡市内の林業経営体に対して、補助制度の説明と活用について依頼するとともに、「広報みなの」8月号にこの補助金に関する記事を掲載し、町民への周知を行っております。

豪雨災害を防ぐための山林整備については、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるための継続的な取組が重要であり、町といたしましては森林経営管理制度に基づく森林整備と森林環境譲与税を活用した事業を中心に実施するとともに、引き続き埼玉県、林業事業者及び森林所有者等と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） いろいろと答弁をいただきましたので、順番ですが、気候危機の問題から順番に再質問をさせていただきます。

最初のこれまでの取組についてなのですけれども、国が地球温暖化対策推進法というのを制定しました。その中で、地方公共団体が実行計画を策定するというところで義務づけられて、いろいろと探して、町がどんなことをしているのか、私探してみましたら、第2次皆野町地球温暖化対策実行計画という、こういう計画が出てきました。それで、いろいろと課長ともお話を聞いている中で、これは平成26年度から平成30年度までの間の実行計画、町がやることを定めているのですけれども、そしてもう最初の実行計画、これが平成21年につくられているのですけれども、もうそれは見つからないと、そしてその後でできた平成26年3月につくられた第2次皆野町温暖化対策実行計画というのが皆野町で策定されています。もう5年間の策定なので、平成26年から平成30年までの間なのです。しかし、もう平成30年というのは過ぎてしまっているのです。そうすると、まだまだ温暖化対策については、先ほども言いましたけれども、2030年までちゃんと半分ぐらいにしないと、計画をつくらないと駄目なのだとことを言われているわけです。そして、ではこの第2次実行計画が平成30年に終わった、その後第3次実行計画書というのが見つからないのです、この町の実行計画書が、第3次が。ということで、計画の策定をしなかったということなのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（若林直樹） 6番、常山議員の再質問にお答えいたします。

議員さんおっしゃいますように、本来であれば平成30年度に計画の更新をするべきものだったと考えます。更新をしなかった当時のいきさつについては、申し訳ありませんが、分かりませんでした。今後ですが、今年度ちちぶ定住自立圏構想の事業でありますちちぶ環境基本計画の見直しを行う予定でございます。そちらの内容を踏まえて、策定していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） 策定をしなかったと、第3次。そういうことなのですけれども、それで本当に期

日はもう、この第2次実行計画というのは、平成30年までで過ぎてしまっているのですけれども、ちょっと1点だけお聞きしたいのは、実行計画の具体的な取組の中に書いてある中に、再生可能エネルギーの積極的導入があり、そして先ほど答弁にもありましたように、国神学童保育所、それから皆野中学校に太陽光発電が導入されています。そして、この第2次の中に目標として施設の更新時には太陽光発電を積極的に導入するとあるのです。私も、ではこの5年間、第2次実行計画がつけられている間に皆野町はこの間いろんな施設を造っているかなと調べたのですが、この間の主な施設の更新はほとんどありませんでした。行っていません。しかし、一つだけ挙げるとすれば、あったのです。平成27年に皆野学童保育所の新設が行われました。これは、柔剣道場の反対側の庭のところ、そこに学童保育所、学童保育に入る人が多くなったので、そこに施設を新設したわけです。その施設については、今見ますと、太陽光発電を設置する検討が行われなかった、ついていないのです。行われなかったのか、それとも検討したけれども、設置しなかったのか、すみません。お聞きします。

○議長（大澤金作議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 6番、常山知子議員さんの再質問にお答えいたします。

確かに議員さんのおっしゃるように、皆野学童保育所につきましては、平成27年度に建築いたしました。その当時、太陽光発電の設置については検討いたしました。検討した結果なのですが、建設当時の設計業者と検討した結果、新たに建設する学童保育所の電気と水道については、柔剣道場から分配するような形となるので、太陽光発電設置については、柔剣道場に設置したほうが学童に設置するよりもコスト削減につながるということで、学童保育所には設置しなかったという経緯があります。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） 分かりました。これで、皆野学童保育所についていないということが分かりましたので。しかし今さら過去のことをということで言う人もいるかもしれませんが、せっかくこういうふうな、もう過ぎてしまったことですが、実行計画を作成しても、なかなか新しい太陽光発電設置ができていないと、そういうことで、本当にこの実行計画がしっかりと動いているのかなというのをすごく疑問に思いました。そして、先ほどの答弁にありますように、次の第3次の実行計画については、ちちぶ定住自立圏でちちぶ環境基本計画というのが、これから策定が近い時期にあるそうですが、それを終わって、しっかりとこういう第3次の実行計画について、進めていってほしいと思います。今、本当に地球規模で温暖化対策が進められているのです。町の取組は、本当に小さいものかもしれませんが、実行計画を作成して、そしてこういうものがあるのだというの職員皆さんが意識して、そしてこういう建物を造るときはどうするのか、ではここに付いたらいいのか、そういうことを意識を持って検討してほしいと思います。

次に行きます。省エネの対策の取組なのですけれども、本当に大事な取組だということで答弁がありました。そして、地球の温暖化の主な原因である二酸化炭素、CO₂と言われてはいますが、CO₂ですが、CO₂の排出量の5%が家庭から排出されると言われています。CO₂排出量の全体から見れば本当に少ないかもしれませんが、やっぱりできることから取り組んでいく、そこが大事だと思います。

そして、省エネ対策の取組として私が提案したのは、住宅の断熱性を向上させるために、リフォームはいろいろあると思うのですけれども、例えば住宅の窓からの熱の出入りというのは夏場では71%入ってくるのです。冬では48%です。断熱性の高い窓にすれば、エアコンやストーブ、そういう使用が少なくな

ります。そして、CO₂を減らすことにもなり、冷暖房費の節約にもなります。窓の交換、窓ガラスの交換、床の断熱改修、それから壁の断熱改修、そうしたリフォームに町から補助を出す、これが省エネルギー助成です。これは、地域の仕事起こしにもつながるわけです。こういうものをぜひ取り組んでいただきたい。答弁の中に近隣の動向って、私これ嫌いなのです。よその市町村は、どうだっていいではないですか。皆野町としてやってほしいのです。皆野町はどうしよう。よその市町村がやっているからやっていないからとかって、そういう問題ではないのです。では、皆野町で地球温暖化対策をやる、そういうものをやるのだったらどうしようと、ぜひこの省エネルギー、やっていただきたいと思うのですが、町長がいないから残念ですが、副町長、どうですか。

○議長（大澤金作議員） 町長職務代理者。

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則） 6番、常山知子議員からのご質問にお答えをいたします。

環境に向けての取組、当然のことながら、町としてもしっかり取り組むべき課題というふうに思っています。また、先ほどご説明にございました計画等の関係もつくるのが目的ではなくて、計画に掲げた内容を実現することが目的であるという視点に立って、今後しっかりとまた努めてまいりたいと思います。

各種、いわゆるCO₂排出の関係の補助金のご関係でございますが、先ほど来申し上げましたとおり、柴崎新町政になりまして、来年度の事業、どのような事業をしていくか、それを今予算化に向けて様々な検討を行っているところでございます。もう議員のほうからもいろいろお話しいただいておりますが、例えば給食の関係、公共交通の関係、それと教育ですとか、福祉、そして産業、そして今回の環境の問題、様々な分野にそれぞれの大きな課題を抱えております。これに対して、限られた町の予算をどのように配分していくのか、これが柴崎新町政の中で新たなものとして、どのような配分を行うかということが町民の皆様ご期待を持ってお待ちいただいている部分かなというふうに思っております。今、まさにそのどのような配分にしていこうかということをお話を議論しているところでございますので、議員の皆様から頂戴したご提案等については、しっかりとそのテーブルの上のせかせていただいて、議論を進める中で施策の優先順位、予算の配分づけを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） ありがとうございます。私、この前の議会のときも新町長になったので、ぜひ店舗リフォーム、商店街のリフォームもぜひ進めてほしいということを質問しています。この省エネルギーも一緒ですけども、ぜひそういうものに対して、しっかりと検討していただきたいと思います。検討ではなくて実行していただきたいと思います。

次の再生エネルギー対策について、本当に75の公共施設があるのだけれども、2つの施設、中学校と学童にしか、再生エネルギーということで、太陽光発電が設置されていないということですが、私町の施設で5年間でかかった電気料調べてみました。決算書に出ていますから。その年間の平均電気料、年間でその場所は幾ら電気料がかかっているのかというのを調べたら、温水プールが約500万円、年間、平均で。柔剣道場が207万円、長生荘が164万円、給食センターが148万円、年間の平均電気料がかかっています。そして、これを、ちょうどこの4つの施設だけだったのですけれども、施設の電気料を合計すると年間1,000万円の電気料が必要となっているのです、これを足すと。そして、答弁にもありますように、老朽化している施設とかには太陽光発電の設置というのは無理かもしれませんし、また設置費用もかかります。ですけれども、少しでも太陽光発電、また再生可能エネルギーの利用、またいろんなのがあると思

うので、そうしてそういうの利用すれば、電気料金を減らすこともできるし、財政的にも将来的にも、また地球温暖化対策にも貢献できると私は考えます。

それで、先日テレビで3年前の台風で15号、19号があったときに、本当に甚大な被害を受けた千葉のある市の取組を放送していました。特に停電が長くそのときは続きました。その後、その自治体は避難所になる市の施設に太陽光発電の設置、それから蓄電器も準備して、災害に備えているそうです。やはりそういうことが災害にも役立つということだと思うのです。行政が本当に積極的に再生可能エネルギーの利用を進めることが私は大切だと思いますが、もう一度お願いします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 6番、常山知子議員さんからの再質問にお答えいたします。

再生可能エネルギーの活用でございますが、役場庁舎、文化会館、長生荘については、秩父新電力株式会社から、東京電力との購入の価格の比較を行いまして、電力を購入しているところでございます。秩父新電力は、秩父市が出資する新電力会社でございますが、秩父広域市町村圏組合のごみ処理施設発電など、再生可能エネルギーを活用しております。そのような形でCO₂の削減、電力の抑制というのでしょうか、価格の抑制を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） ぜひそういうことも積極的に利用しながら、町の施設にもそうした太陽光発電など造って、載せて、電気発電させていってほしいと思います。

先ほど答弁もありましたように、町でも再生エネの取組として、住民の住宅への太陽光発電設備の助成だとか、太陽熱温水器設置への助成を行っておりますが、本当に町民からは喜ばれていますが、残念ながら令和3年度の決算を見ると、太陽光発電の助成を受けたのが1件だったのです。これが町民の人たちにもやはりそういう意識を持ってやっていけたらなと思います。こうしたことも含めて、町としても再生可能エネルギーの取組をもっともっと力を入れて進めていっていただきたいと思います。

次に行きます。第4番目の豪雨災害を防ぐための山林整備なのですけれども、いろいろと答弁をいただきましたけれども、本当に私も何回かこの山林整備については質問をしたことはあります。それで、やっぱり先ほど答弁であったように、令和元年に内閣府が行ったアンケートに森林と生活に関する世論調査というのがあります。それによりますと、やはり森林の役割として、山崩れや洪水などの災害を防止する働き、そういうことに期待を寄せている人が多くて、次に二酸化炭素を吸収することによって、地球温暖化防止に貢献する働き、それから水資源を蓄える働きと、本当にいろいろと森林の役割というのは大事なことがある、そういうのがアンケートからも見えてきたわけです。そして、やっぱりそういうことによって、水害に脅かされずに安全に暮らす、それには森林の保全が欠かせない、そういうことが言えると思います。それで、本当に先ほども言っていましたけれども、担い手不足、山の持ち主が高齢になったり、また町を離れたりと、手つかずの山林がこの皆野町にも多いわけです。それが現状です。

それから、私が今回すごく注目しているのは、記録的な豪雨がずっとあります、全国各地で。それと、皆伐、みんな丸裸にしてしまう、山を。それとの関係がすごく明らかになってきたのです。皆伐によって、木々がなくなって、地表がむき出しになり、丸裸の山、熱海で発生した土砂災害だとか、令和2年に熊本県の球磨川の流域の土砂災害、そういうのを専門家が調べてみると、山林の伐採、それを丸裸にしてしまって、そして土砂災害が引き起こされた、そういうことを多くの学者が言っているのです。やっぱり山林

の伐採のやり方によっては、かえって危険な山になるということです。ぜひいろんな、森林環境譲与税を使ったり、それから私はもう一つ、林業で働く地域おこし協力隊、そういう方をぜひ募集していただきたいのです。というのは、秩父市ではそういうのを募集していて、いろいろと発信しているようですけども、やはり専門的に皆野町の山を守っていく、そういうのにしっかりとそういう人たちが働いてもらう、なかなか町民も高齢になったり、若い人は外へ出てしまうし、なかなか自分の山を守れない、そういう中で専門的にそういう地域おこし協力隊のような若い人に働いてもらって、そして山を整備していってもらおう。そんなに丸裸にするような伐採ではなくて、本当にそこで自伐型という、そういうふうに言われている大規模に伐採する林業ではなくて、自伐型林業ということで、本当にコストをかけずに、木を運び出し、出荷し、同じ山で何年も毎年収入を上げる、そういう自伐型林業というのは今高知県で始まって、55の自治体で取組を始めているそうです。ぜひそういうこともいろいろと研究をしていただいて、やはり70%以上が皆野町は森林があるわけです、町の。ですから、そういうところでぜひ山を守っていく、そして災害を起こさせないような山にする、それが大事だと思うのですが、もう一回どうでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） お答えいたします。

議員さんおっしゃいますように、自伐型林業、これにつきましては、今全国的に広がりを見せている内容でございます。秩父地域におきましても、自伐型林業に取り組んでいる方々が徐々に増えつつある状況でございます。こうしたことから、地域おこし協力隊を活用して、こういった取組をしたらどうかというご提案だと思っておりますけれども、これも一つの方法だと思っております。ただ、地域おこし協力隊につきましては、基本的には3年間の活動を経た後に皆野町に定住をしていただいて、その後は自力で職業に就いて生計を立てていくということになりますので、まだこの自伐型林業のみで生計が立てられるかということに対しましては、不安があるということですが、いろいろ資料を見ても、これは林業を専門にやるのではなく、ほかの仕事との兼業も可能だというようなことで取組をされておりますので、そうしたことも踏まえまして、今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） ありがとうございます。本当に町も積極的にやっていただきたいと思っております。

災害は忘れた頃にやってくる、こんな言葉がありましたけれども、最近は忘れる間もなく次から次へとやってきています。まさに気候危機が迫っています。私たちでできることから始めたい、そのためにも町がその先頭に立って行動することを要望して、次に行きます。

2番目になりますが、学校給食についての再質問です。1番の用地の確保、鑑定をして、地権者と交渉をしているということですが、もう場所って、建設する場所というのははっきり言って決まったのですか、決まっていないのですか。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 6番、常山議員の再質問にお答えいたします。

今の用地が決まったか決まっていないかということですが、先ほどの答弁の中でも申し上げましたとおり、町長、副町長の確認をいただいて、不動産鑑定業務にかけておりますので、決定をしております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） 分かりました。これから、設計、そして建設に向けて進んでいくのだと思いますけれども、一つだけお願いというか、確認をしたいのは、先ほどからずっと自然のエネルギーの問題を質問しておりましたけれども、ぜひ新しい給食センターには太陽光発電の設置、ぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 常山議員の再々質問にお答えいたします。

当初の総務課長の答弁で、委託、設計する際に専門家と相談をしてみたいと申しておりますので、そのとおりと考えております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） ぜひ進めていただきたいと思います。

2つ目の学校給食の無償化について再質問を行います。給食費を無償とする根拠は、私は義務教育は無償とするとした憲法第26条第2項です。今日、給食は単なる食事ではなく、先ほどの答弁にもありましたように、食に関する知識を教えて育むことで、適切に食を選択し、健全で健康な食生活を送ることが出来る人間を育てることを目的とした教育、いわゆる食育の一つだと思います。よって、食育を目的とした教育であれば、憲法の規定に基づき無償とすべきではないですか。いかがでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（新井孝彦） 常山議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、町全体としての子育て支援策として、町長とともに協議をしていくと、そういう考えでございます。議員のおっしゃるとおり、教育費の負担を軽減するという、そういう観点では私も十分理解しているつもりでございます。

私は、学校教育の質を高めていくということを最重要課題に日々取り組んでおるところでございます、様々な教育の課題のある中で、この給食費無償化についても重く受け止めて、日々考えるところではございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） いい答弁というか、しっかり答弁を聞いたつもりですが、私はこの間、子育て中の方に給食費の無償化について話を聞きました。「もちろん給食費が無償になれば助かる」、「うれしい」、そういう声になります。高校生、中学生、小学生の3人の子供を持つ母親は、「子供が大きくなるにつれて、教育費が多くかかって大変だ」と、「給食費が無償になれば本当に助かる」、「ぜひやってほしい」、またコロナで職を失った母親は、「給食費の無償化は救いです」、そうまで言っているのです。ローンを抱えて大変で、教育費の負担が少しでも減らされたら助かります。最近というか、昨日東京都の葛飾区、給食費の完全無償化を実施すると話題になっています。また、群馬県内の多くの市町村は、給食費の無償化を実施しています。ある集まりで、4人の子供を持つお父さんが「ぜひこの町も給食費の無償化をしてください」と発言しました。その後、しばらくしてその家族を訪ねると、近くの町へ引っ越していたのです。引っ越し先は、何とその町は給食費の無償化を実施していました。何か作り話のようですけども、それは本当の話です。

そして、今教育費に多くの負担がかかる中で、子育て中の人に移住先と選ぶとしたら、一番に子育て支援の充実や教育支援の充実が挙げられると思います。町長と相談してということですが、ぜひ選ばれる町にし

ていきたいと思いますが、教育長、もう一回いかがですか。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（新井孝彦） 選ばれる町というのは私も同感でございまして、教育で選ばれる町に皆野町もなればいいなと思って、常日頃から取り組んでおるところでございまして。とにかく子供たちにとって、教育環境の質を高めていくということが最重要課題でして、それにはご指摘のようなご意見もございまして、学校教育全体の質を上げるための教員の質の向上であるとか、あるいは保護者が安心して子育てできるというようなことにも取り組んでいく中で、議員ご指摘の無償化についても検討してまいりたいと、そういう考えでございまして。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） ありがとうございます。

最後の質問なのですが、令和3年度の学校給食費保護者負担金は、決算から見ると約3,500万円なのです。これだけあれば、無償化ができるわけです。一般会計決算の翌年度への繰越額は、平成29年から令和3年度までを決算の翌年度への繰越額というのを見ますと、毎年1億円以上、また2億円以上の繰越しをする年もあります。令和3年度の翌年度への繰越額は1億9,300万円です。このように多くの金額を繰り越す必要があるのでしょうか。私はすごく疑問なのです。もっと町民のために使っていただきたい、そう思います。給食費の無償化の財源はあると考えます。いかがですか。誰か。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（嶋田政則） 6番、常山知子議員さんの質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、前年度からの繰越金、こちらにつきましては、今年度も1億9,300万円余りということで、金額的に多いというご指摘だと思います。これにつきましては、やはり新型コロナの影響もございまして、コロナ以前の令和元年以前に比べますと、やはりここ数年繰越額が増えております。その要因といたしましては、やはりコロナの関係で国庫補助を伴うような、10分の10の補助を伴うようなコロナ対策の事業、これにつきましては令和3年度の決算総額の中で約5億円がコロナ関連の事業に当たっております。また、そういったことから、感染の拡大に伴いまして、町の既存の事業、イベント等が中止になるですとか、サービスが受けられない、自宅待機をするような方が増えた、そういったところもございまして、剰余金が増えているというところでございまして。

決算剰余金につきましては、また、地方財政法の規定により、その2分の1を基金に積み立てるとか、あるいは翌年度といたしましても貴重な一般財源の側面もございまして。その財源を給食費の無償化にすぐ充ててもよいのかという部分に関しましては、慎重な議論が必要になってくると思います。先ほど職務代理人、副町長も申しあげましたように、町の既存の財源の中の分配の中でそれらをどう分配していくか、子育て施策の中でどう分配していくかという議論の中で、検討する必要があると考えております。

以上でございまして。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） 今の答弁で、私思うのですけれども、コロナに関して繰越額が多くなっているという、そういう発言もあったのですけれども、平成28年、29年、30年と、28年は7,900万円の繰越し、29年は1億1,400万円、平成30年は1億3,600万円、そういう翌年度の繰越額があるわけです。やはり私は、こういう財源、皆さんのいろんな意見を相談しなくてはいけないと思いますけれども、こういうお金がある、繰り越すお金があるのでしたら、ぜひこれを学校給食費の無償化に使っていただきたいと、そういうこと

を申し上げまして、私の質問を終わります。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時46分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤金作議員） 次に、1番、黒澤広治議員の質問を許します。

1番、黒澤広治議員。

〔1番 黒澤広治議員登壇〕

○1番（黒澤広治議員） 1番、黒澤広治でございます。早速ですが、一般質問始めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。2点ほどでございますが、よろしくお願いいたします。

最初に、まずは今年の3月まで、私自身行政区長としてお世話になってまいりました。そうした中からの町民の声と、あるいは当事者として関わってきたことの中からの質問になるかと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

まずは、持続可能な防災対策の充実についての中からご質問させていただきたいと思っております。平成19年度、県知事より皆野町を含め県内20市町村が自主防災組織の結成促進重点市町村に指定されました。皆野町では、指定されたことにより、町内27行政区に自主防災組織が設立され、行政区単位での防災対策を確立するために活動を行ってきていると思っております。

そこで、質問に入らせていただきます。防災組織の設立後、14年がたちますが、組織の訓練、備蓄品、資機材等の活動が減少し、地域の防災対応が課題となっている中、組織の人口減少、高齢化があり、活動が困難な地域もあります。地域の防災組織として、持続可能なものとするためには、今後補助計画等、町としての考えがあったら伺いたします。

また、組織の充実に向けて、引き続き備蓄品、資機材、訓練等の支援は考えているのか伺いたします。

次に、2点目でございますが、安全なまちづくりの中についてのうちから、これから冬場に向かっていくわけでございますが、冬場の積雪時の生活道の除雪は町民が自主的に行っておりますが、近年やはり人口の減少、高齢化が進み、除雪が困難な地域が出てきています。地域住民での除雪作業が困難な状況が今後増えていくと思っておりますが、このような状況について、町としてどのように対応するか伺いたします。

以上2点でございます。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長（長島 弘） 1番、黒澤広治議員から通告のありました質問事項1の持続可能な防災対策につ

いてお答えいたします。

近年は異常気象の影響もあり、各地での災害発生が多くなっている現状であると認識しております。令和元年10月12日から13日にかけて本町を襲来し、甚大な被害をもたらした台風19号は記憶に新しいところでもあります。災害の被害を最小限に抑えるためには、自助、共助、公助、それぞれが災害対応力を高め、連携することが大切であると言われております。被害をできるだけ小さくするために、自分を守る自助と地域や身近にいる人同士が助け合う共助が重要となってきます。この共助に当たるものが自主防災組織であります。

今後、補助計画等、町としての考えがあったらというご質問ですが、町では平成19年に自主防災組織補助金交付要綱を制定し、防災資機材等の購入、災害訓練の実施に対して補助金を交付してきたところでございます。コロナ禍にあって、自主防災組織における防災訓練の実施は減少しておりますが、毎年度継続して防災資機材等の購入に活用している自主防災組織もでございます。活用している組織と活用していない組織がありますので、まずは区長会総会等を通じて補助金制度の周知を改めて行いたいと考えています。

また、組織の充実に向けて、引き続き備蓄品等の支援は考えているのかというご質問ですが、現実的には自主防災組織で開設、運営していただく地域避難所の備品、資機材等は、これまで町で整備してまいりました。あわせて、地域づくり奨励事業を活用し、地域避難所の空調施設整備に係る補助も実施してきたところでございます。組織の充実のためにどのような支援が必要かは、現場の声が最も大切であると考えられます。備蓄品、資材等の支援は、場合によって予算の確保が必要となることもありますので、今後各行政区に照会して、その充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

〔建設課長 宮原宏一登壇〕

○建設課長（宮原宏一） 1番、黒澤議員さんから通告のありました安全安心なまちづくりについてお答えいたします。

生活道の除雪の目的につきましては、通行不可能、通行困難な状況の解消、緊急車両等の通行を確保することにより、早く日常的な生活に可能になるように実施しております。目的を達成するために、多くの住民が利用し、交通量が多く、緊急車両等が通行する路線を町内の業者が限られた重機を優先的に、国道、県道、幹線町道等を優先して順次除雪を実施しております。このようなことから、支線町道等については、降雪時から2日、3日後の除雪とはいきません。今後も除雪対策補助金を活用し、行政区長さんを中心に地域の皆様による除雪をお願いしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 1番、黒澤広治議員。

○1番（黒澤広治議員） 最初の1番目の質問の答弁をいただきまして、ありがとうございます。町としての補助計画等を説明をいただきましたが、再質問として、要するに防災組織そのものが行政区単位で設立されたことだと思います。行政区そのものが、皆野町の行政区27あるわけですが、行政区そのものの大小といいますか、があるのが現状だと思います。どうしても人口の少ない行政区、そうした地域は高齢化も進み、防災組織そのものの役員そのもの、人たちも減ってきており、年齢も高齢化しているところもでございます。そうした中で、組織を持続可能にするためには町として、ある一つの大きい行政区と隣接する、例えばなかなか持続的に活動ができない組織に対して、町としてまた再編していくような対策等

の考えがあるかどうかお伺いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 1番、黒澤広治議員さんからの再質問にお答えします。

人口減少、高齢化によって、活動が困難な自主防災組織が増えてきたというお話でございますが、議員さんご指摘のとおり、現行は行政区単位での組織でございます。近隣の町でも、行政区で組織できずに、複数の行政区で、行政区単位でというのでしょうか、地域で組織しているところもあると情報を得ております。このため、各行政区の意向を尊重しながら、再編を含めてよく協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 1番、黒澤広治議員。

○1番（黒澤広治議員） 大変前向きな答弁をいただき、ありがとうございます。どうしても今後そうした防災組織、行政区が出てくるのが現状ではないかと思っております。そうした再編等の対策等を考えているということを知り、安心しているところでございます。

次に、2番目に質問いたしました除雪の対策の関係でございますが、今までどおり町としては助成金、補助金等を活用してやっていただくという方向性というお話をいただきましたが、除雪が困難な地域、行政区としては、助成金、補助金等、金銭的なものを出していただいても、その金銭的なものを使っても除雪ができない、要するに、要は人材、マンパワーですね、これが根本的に足りないのが原因だと思います。

町民の声を聞きますと、その冬場の除雪に対してがなければ、本当に安心していられると。一たび雪が降ると、ああ、除雪をしなくてはと、除雪をしなくてはなのだけけれども、うちのほうは人がいない、幾ら町から補助金もらっても、お金の問題ではなく人が足りないのです、したくてもできないという状況だと思います。そうした中で、私は区長をお世話になった時期に、町民の方から「区長さん、町に言って除雪を頼んでもらえますか」と声を毎回受けます。そうした中で、確かに区長として町のほうにお願いすれば、除雪をしてくれたことがほとんどだと思います。ですが、町民としては、私たちが頼んで、要請して、除雪をしていただけるか不安で困るという声を受けております。そうした不安を取り除いていくのも安全のまちづくりの中の一つではないかと、私は考えております。ですから、町として、そうした地域からの要請がありましたら、順番は大きい生活道からで構いませんけれども、問題なく順次町道の支線のほうにまで手を伸ばしていただき、除雪をしていただくような対策等をお考えいただければと思いますが、どうでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 1番、黒澤議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の中でも申しましたように、町内業者に委託しております。業者も限られた重機を使用し行っております。その中で、先ほど議員さんもおっしゃられましたように、国道からというような形で、それから幹線町道というような除雪を行っております。除雪が二、三日遅れるという場合もあります。議員さんが区長さんのときに、地区からの要望に基づきまして、二、三日後に除雪した経緯ということもあります。今後につきましても、除雪の状況や、業者の状況にもよりますけれども、地域の状況により柔軟な対応は取っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 1番、黒澤広治議員。

○1番（黒澤広治議員） ただいま建設課長から答弁をいただきまして、確かに私の経験上、そうした経緯

がございます。その中で、町民に対して、こうしたことで順次除雪は行いますというようなことも発信していただければと思います。でないと、町民としては、よく言われることが、「うちのほうだけで、限界集落のようなところに除雪を頼んでもしてくれないのではないか」ということをよく聞き、不安がっております。それをなくすために、こうしたことも告知等もしていただければ幸いかなと思います。いずれにしても、順次、順番は遅くはなるかと思いますが、除雪をしていただくふうにとらうご答弁、お答えをいただきました。大変ありがたく思っている次第でございます。

トータル的に1番、2番の質問に対しては同じような原因等があるわけでございますけれども、そうしたことを考え、今後ともそうした高齢化、人口減少の中で、例えば防災組織においても持続可能な、持続的にできるような対策をお願いいたしまして、質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 次に、7番、若林光雄議員の質問を許します。

7番、若林光雄議員。

〔7番 若林光雄議員登壇〕

○7番（若林光雄議員） 7番、若林光雄です。通告によりまして、3項目について質問させていただきます。質問の提出時におきましては、柴崎町長健在でおられましたので、町長に対する質問ということで考えております。9月に入りまして、1か月の休職となられましたこと、大変残念なことでございます。私が議員として今までお世話になったこの定例会、町長不在ということはございませんでしたが、柴崎町長の早期の回復を願うとともに、職務代理者であります副町長におかれましては、先々の町政運営も推進する中、直面する課題の解決、また実情に応じた取組を行っていただきたいとお願いするものでございます。また、今回責任ある答弁をもお願いいたします。

第1番目に、学校給食費の無償化早期実現についてでございます。先ほど常山議員からも質問がございまして、重複するところもあるかと思えます。よろしく願いいたします。現在、物価高騰により、子育て世代の家計の支出は大変多くなってきております。また、令和4年第1回の臨時議会におきまして、学校給食の免除、無償化について質問をさせていただきました。教育次長から、令和2年度は交付金を活用して免除を行いました。その時点では、子育て支援をする、包括的に実施するかはありませんでした。けれども、現在子育て支援を所管する健康子ども課が創設され、各部局でばらばらに子育て支援を行うよりは、保護者等にどのような支援が最も効果的で、また効率的なのか、町全体で子育てパッケージを検討していくこと、そういう段階と考えていると答弁がございました。今までにどのような検討をされたか伺いたいと思います。

また、町長職務代理者、町全体で子育てパッケージ及び学校給食費の免除、無償化について、どのようなお考えをお持ちか伺いたいと思います。

次に、2として、老朽化した空き家の解消について質問したいと思います。老朽化した空き家は、生活環境の保全及び安全安心なまちづくりを推進する上で、防火、衛生、環境等に悪影響を及ぼす可能性がございます。Q&Aで「昨年、住宅を取り壊したら、今年になって土地に対する税金が急に高くなった。なぜ」、またアンサーとして、「土地の上に住宅が所在すると、住宅用地に対する課税標準の特例が適用され、

土地に対する固定資産税は減額されます。しかし、取壊し等により住宅が所在しなくなると、本特例の適用は外されるためです」という税務課よりの令和4年度固定資産税のしおりからQ&Aがございました。

1番目として、住宅用地に対する課税標準額の特例措置、課税額等はどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

2番目として、現在町内で空き家がどのくらいあるのか、そして今秩父1市4町においては空き家バンクの登録が、制度がございます。当町におきましては、どの程度の登録が、空き家があるのか、また空き家として活用できない老朽化した建物はどのくらいあるのか、把握していたら伺いたいと思います。

また、町におきましては、特に老朽化した空き家等の解消を図り、生活環境の保全及び安全、安全なまちづくりを推進するためにどのようなお考えかをお聞きしたいと思います。

3番目として、皆野高校の統合についてでございます。秩父地域1市4町におきましては、平成30年10月に地域の県立高校4校の存続に向け、連携して取り組むことを合意いたしまして、以来ちちぶ定住自立圏推進委員会におきましては、県立高校4校と地域の関わり方、支援方法について議論を重ね、高校の魅力化、地域との連携、交流を深める取組を行ってまいりました。

このたび、県教育局からの募集生徒の減少に伴う県立高校の再編成が発表されました。その中、皆野高校につきましては、秩父高校と統合し、現在の秩父高校の場所に新しい高校を設置する予定です。皆野高校におきましては、秩父唯一の商業系専門高校で、ホッケー部、また剣道部等におかれましては、全国大会等で活躍されるなど、多くの生徒を輩出しております。募集学級数は少なくなり、また定数割れする等している中で、今回の統合に関しましては、様々な意見もあるかと思えます。この皆野高校の統合については、持続可能な地域づくりの衰退が懸念されます。また、いろいろな課題もあり、この後議員発議もございまして、町として、どのような今まで活動されてきたか、またこの問題をどのように考えているか伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長 黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則） 7番、若林光雄議員から通告のありました質問事項の3、皆野高校統合についてお答えいたします。

まず、これまでの経緯でございますが、県立高校の統廃合については、平成30年4月に埼玉県教育委員会から魅力ある県立高校づくり実施方策に向けて、再編整備の進め方が示され、北部地域と秩父地域にある18校のうち、2から3校の再編整備を検討することが発表されました。将来の活力ある地域を支える若い世代の育成が共通の課題となっている秩父地域1市4町では強い危機感を共有し、県立高校4校の存続に向け、これまで連携して埼玉県教育局に働きかけを行ってまいりました。平成30年12月19日に秩父地域の県立高等学校4校の存続に関する要望書、令和3年1月15日にちちぶ定住自立圏における県立高校魅力化及び地域活性化に関する取組方針書、そして柴崎町長就任後、令和4年7月5日に秩父地域の県立高等学校4校の存続に関する要望書を埼玉県大野知事及び埼玉県高田教育長に提出し、改めてその存続を強く要望いたしました。

しかしながら、7月14日、秩父高校と皆野高校の統合を含む魅力ある県立高校づくり第2期実施方策案が公表され、8月18日を期限に県民コメントが実施されたところでございます。今後、寄せられた県民コメントに対しては、県教育委員会の考えが付され、公表されることとなっておりますが、8月6日に皆野高校で実施された、埼玉県教育局による魅力ある県立高校づくり第2期実施方策案学校関係者説明会にお

いては、県教育局の担当者から、県民コメントはあくまで新校の特色として加えるべきものがある場合には考慮するが、統合を取りやめる、また統合の枠組みを変えることはないとの見解が示されていることから、その存続が非常に厳しい状況にあることは事実でございます。しかしながら、現時点におきましては、引き続き県立高校4校の存続を要望することを基本に、関係市、町とよく連携の上、対応を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

〔教育長 新井孝彦登壇〕

○教育長（新井孝彦） 若林光雄議員のご質問、町全体の子育てパッケージ及び学校給食費の免除、無償化についての考えについてのお答えをいたします。

現在、町の子育て支援の策定に向けて検討中で、その中で給食費の無償化についても議論してまいりたいと考えております。検討の状況でございますが、本年度柴崎町長主導による政策推進に関する意見交換会を立ち上げ、政策実現のための協議を行っております。その中で、子育て支援の在り方についての議論を進めているところでございます。このような議論を重ねる中で、給食費無償化についても検討を進めてまいります。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

〔町民生活課長 若林直樹登壇〕

○町民生活課長（若林直樹） 7番、若林議員から通告のありました質問事項2の老朽化した空き家の解消についてをお答えいたします。

近年の空き家の数は、全国で増加の一途であり、多くの自治体が空き家対策を重要な課題として取り上げております。適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の方の生活環境に影響を及ぼしており、生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用の対応が必要となっております。当町におきましては、平成29年度より町長をはじめ、町議会議員、住民代表者、学識経験者で組織する皆野町空き家対策協議会を設置し、主に役場内関係各課での空き家に対する取組、町で抱えている課題、対応策、県内市町村の取組などを取り上げ、委員の皆様と協議を進めております。

町の考えでございますが、議員がご心配しておりますように、老朽化した空き家は環境面だけでなく、防火、防犯、倒壊等近隣の方々に大きく影響を及ぼすことが懸念されます。町では町民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを目指し、老朽化した空き家の解消につきまして、関係各課で連携を図り解消を進めていく考えでございます。

また、空き家の状況でございますが、平成28年度になります。空き家の調査とは別になりますが、移住可能な住宅の調査を行った際に、空き家と考えられる物件は327件を確認いたしました。また、老朽化した空き家の数ですが、当時の調査で移住として活用が難しいと判断されたものが132件ございました。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 新井敏文登壇〕

○産業観光課長（新井敏文） 7番、若林議員さんからの質問事項2、老朽化した空き家の解消についてのうち、空き家バンクの登録件数についてお答えいたします。

現在、皆野町における空き家バンクの登録件数ですが、11件ございます。うち、建物土地の登録が7件、

土地のみの登録が4件となっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

〔税務課長 太幡和也登壇〕

○税務課長（太幡和也） 7番、若林議員さんからの一般質問通告書2項目め、老朽化した空き家の解消の中の住宅用地に対する課税標準の特例についてお答え申し上げます。

住宅用地に対する課税標準の特例ですが、地方税法第349条の3の2第1項、第2項及び皆野町税条例第61条第9項、第10項の規定により、住宅用地はその税負担を軽減することを目的として、その面積の広さによりまして、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例制度が適用され、課税標準額が軽減をされております。国の住宅政策として設けられました法令に基づく軽減措置でございますが、先進事例等を含めまして、調査研究を行いまして、生活環境の保全及び安全安心なまちづくり、こちらを推進するため、関係各課で連携を図り、総合的な空き家対策を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 7番、若林光雄議員。

○7番（若林光雄議員） あと一つ、お答えいただけていないのですが、次長のほうで検討されたかどうかという件はどうなのでしょう。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 大変失礼いたしました。検討の内容でございますけれども、さきの議会で私が申し上げますとおり、町として総合的に検討するべき段階というふうに考えております。その中で、先ほど教育長が申し上げましたように、町長との意見交換会の中で検討を深めているところでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 7番、若林光雄議員。

○7番（若林光雄議員） いろいろありがとうございました。再質問をさせていただきます。

まず、1番目の学校給食費の無償化の問題でございますが、当町におきましては、子育て支援事業につきましては、県内でもいち早く子供の医療費対象者を高校3年生まで拡大し、また紙おむつ、また粉ミルクの支給等、優れた事業を実施してまいりました。現在では、他の各市町村でも同様な事業の実施や新たな事業展開をしておりまして、子育て支援事業に大変な力を入れております。当町におきましては、その後新たな事業展開もなく、子育て支援事業につきましては、現況の状況でございます。今期策定した第5次総合振興計画でも表記してあるように、子育て支援策を強化して、子供を産み育てやすいまちづくりを目指すとしており、子育て支援の充実の中、子育て家庭の経済的負担軽減を、充実を施策として挙げられております。この施策の実現するためにも給食費の無償化を含め、町全体の子育てパッケージを検討していただきたいと思っております。副町長におかれましては、第5次総合振興計画の策定にもご尽力をいただいております。副町長、いかがでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 町長職務代理者。

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則） 7番、若林議員の再質問にお答えをいたします。

子育て支援策、町にとって非常な、大きな課題でございます。町の出生者数も大変落ち込んでおりまして、数年前までは50名程度が年間の出生者数でございましたが、去年は37人だったでしょうか、非常に少ない状況が続いております。総合振興計画に掲げるとおり、子育て支援策はしっかりと検討し、取り組ん

でいくという考えでございます。今まで議員にご提言をいただいております、各議員さんの皆さんからもご提言をいただいておりますいわゆる給食費の無償化ですとか、他の支援策、これに関しましては、率直に申し上げれば、どれも必要性を感じておる事業であろうかと思っております。ただ、町といたしまして、限られた財源の中でどう優先順位をつけるかということが非常に課題というところでございます。ただ、財源がないからできないというだけでは何事も取り組めませんので、まさに財源をどう確保するか、限られた財源をどう工面するか、そういったところは町としてしっかり取り組んでいかなければならないというふうに考えております。いずれにいたしましても、新しい町政目指す中で、町民の皆様にとって何が最適であるのか、また町の課題解決、発展にとって何が一番いいことであるのか、そういった視点を中心に置いて、今後の町長との政策協議の中で様々な検討、決定を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 7番、若林光雄議員。

○7番（若林光雄議員） ありがとうございます。先日、投開票されました滑川町におきましても、早くから給食費の無償化は実施されていますし、小鹿野町でも実施をされております。今後給食費の無償化につきましても、他の市町村におかれましても実施の検討がされていくと思っております。先ほど限られた財源という形でお話を伺いましたが、この秋には新たなコロナウイルスの感染症対応地方創生の臨時交付金も予定されていると伺っておりますが、この内容、金額等についてはいかがなものか分かりましたら、教えていただきたいと思っております。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（嶋田政則） 7番、若林議員からのご質問にお答えいたします。

9月9日開催の国の物価・賃金・生活総合対策本部会議におきまして、地方創生臨時交付金6,000億円の増額が示されております。この内容についてというところでございますけれども、当町における具体的な配分金額はまだ示されておられません。報道等によりますと、人口や地域の物価上昇率、そういったものを基礎に配分をされるようになってございますとして、どの程度になるかというところでございますけれども、現在のコロナ対策の臨時交付金、こちらが1兆円の財源を基に算定をされておきまして、そちらの比率で考えますと、3,000万円から4,000万円ぐらいの交付があるのかなということは予想はしておるところでございます。

また、そちらの用途につきましても、より電気、ガス、食料品等の対策に直結するような事業ということで、国において推奨する事業というものが示されてくる予定でございます。こういったものを参考にしながら現在のコロナ対策の執行状況を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 7番、若林光雄議員。

○7番（若林光雄議員） いろいろありがとうございます。早期の学校給食費の無償化の実現というものは、町の姿勢にて決定するものですし、町長の決断が必要でございます。ぜひ早期の給食費の無償化実現を要望して、この質問を終わります。よろしく願いいたします。

次に、老朽化した空き家の解消について再質問させていただきます。住宅を除却し、更地にすると固定資産税が高くなると、したがって空き家等がそのまま放置される要因となります。深谷市におきましては、地域の生活環境改善を図るための目的として、老朽化した空き家等を除却した土地については、住宅用地の特例を適用された場合と同様に固定資産税を減免し、老朽化した空き家等の除却の促進を図っている

と聞いております。また、横瀬町におきましては、老朽化した空き家等の除却の補助金等を交付しながら、良好な生活環境の保全及び安全・安心なまちづくりに寄与すると聞いております。さきの8月24日の埼玉新聞等におきましても、行田市においては、空き家除却促進に関わる連携協定の締結等々、県内でもこういう事例が何件もあるようでございます。

町長職務代理者にお聞きしますが、当町におきまして、この老朽化した空き家等を除却した土地については、住宅用地に対する課税標準の特例が適用された場合と同様な固定資産税の減免ができないものか、また横瀬町でも実施している老朽化した空き家を取り壊した場合に、除却した場合には補助金、その制度ができないものか伺いたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（大澤金作議員） 町長職務代理者。

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則） まず、空き家の取壊し費用に対する助成ということでございますが、先ほど町内の空き家に対しての情報も今ご説明をさせていただきました。先般、新聞を見ておりましたら、総務省の住宅土地統計調査、これが2018年に行われている調査でございますけれども、今その時点で全国に空き家が849万戸あるということで、住宅総数に占める割合で13.6%、7戸に1戸は空き家というような状況になっているというようなものでございます。また、加えて、国土交通省の空き家所有者実態調査というものもございまして、その際その調査の中では空き家を取得した理由が相続が54.6%ということで、半分以上は相続のタイミングで空き家を取得されているというような現状があるようでございます。さらに、今後2025年には1947年から49年生まれ、いわゆる団塊の世代の皆さんが全員後期高齢者となるということで、ただその団塊の世代の皆さん、持ち家の比率が非常に高いというようなことでございますので、住宅の相続が増えれば、また空き家が増えてくる要素も大きいのではないかとこのように考えております。ですので、空き家の対策に関しましては、町のみならず、国全体の課題というふうに認識しております。各自治体でも取組が進んでおることと思います。

中古住宅の利活用ですとか、解体、また税制面での考慮、これは町にとっても非常に必要な検討だと思っておりますので、住宅の解体についてはしっかりと検討してまいりたいと思いますが、税制上の固定資産税の減免の関係、これに関してはちょっと専門的な部分になりますので、税務課長のほうから答弁をさせていただきます。お願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○税務課長（太幡和也） 若林議員からのご質問にお答えいたします。

住宅用地に対する課税標準の特例ですが、国の住宅政策として設けられた制度でございます。国の住宅政策や法令との整合性、あるいは税負担の公平性など、様々な観点から調査研究を行ってまいりたいと考えております。なお、よりよい住宅政策につながりますよう機会を捉えまして、国や県にも要望や働きかけ行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 7番、若林光雄議員。

○7番（若林光雄議員） まだまだこの件につきましては、いろいろ検討の余地もあるかと思います。十分な検討、また調査等お願いして、この質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

続いて、皆野高校の統合に関してでございます。県教育局の計画変更について、先ほど職務代理者からお話があったけれども、県の説明が皆野高校にとって、大変厳しいものだというふうに先ほどお伺いいたしました。

この皆野高校の跡地の活用について、ちょっと申し上げたい、提案申し上げたいと思います。この問題は、跡地活用は早くに考えたほうがよいのではないかと思います。以前、秩父東高等学校、東高校が統合実施されましたとき、いろいろ検討もされたのでしょけれども、校舎も現在そのままですし、またグラウンド等も活用されておりません。当町の場合、防災ヘリに、ヘリポートにおきましては、金崎のヘリポートが利用できない、またドクターヘリの場合も、時期によっては利用できない状況で、二本木とか、またはミューズパークを利用していると聞いております。現在の状況で、防災関連については十分ではないと私は思っております。皆野高校の場合、高校の敷地、またグラウンド等も大変広く、跡地の利用としてはこの皆野、長瀬方面の防災基地、または子育て支援の拠点施設、そしてまた図書館などの整備等を検討してみたらいかがなものかと思っております。いかがでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 町長職務代理者。

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則） 7番、若林光雄議員からの再質問にお答えをいたします。

皆野高校の件、跡地利用について検討しては、早期の検討してはどうかというお話でございますが、県立高校の統合については、当然のことながら、最終的には埼玉県教育委員会の判断により決定をされるということになるものでございます。ですので、町としても、現実としてこれまでの取り組んでまいりました持続可能な地域づくりが衰退しないための検討も併せて必要というふうには考えております。議員からのご提言も十分今後の参考とさせていただきます、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 7番、若林光雄議員。

○7番（若林光雄議員） よろしくお願ひしたいと思いますが、何としても跡地の活用等については早い者勝ちではないのですけれども、早期に活動する、またはアクションを起こすという形で検討していただきたい。その積極的な取組が町にとっては必要なのではないかと思います。重ねてお願ひ申し上げて、質問を終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 次に、11番、内海勝男議員の質問を許します。

11番、内海勝男議員。

〔11番 内海勝男議員登壇〕

○11番（内海勝男議員） 11番、内海ですが、9月に入りまして、セミの声からスズムシやコオロギの鳴き声に変わり、季節は確実に秋へ向かっております。しかし、新型肺炎コロナウイルス感染症第7波は、依然として衰えを見せておりません。特に参議院選挙以降、1日の新規感染者数が一気に10万人台、20万人台への拡大状況下にありましたが、当時岸田首相は「感染拡大状況にあるが、重症者や死者は低水準にある」、このように発言をし、社会経済活動優先で行動規制の考えがないことを表明しておりました。しかし、低水準にあるどころか、8月に入り1日の死者も340人を超えて、過去最多を更新するなど、8月1か月間でのコロナ感染症による死者は約7,328人、1日に平均すると約236人が亡くなっており、過去最多であったようです。こうした中であっても、政府は行動規制をすどころか、9月7日からは水際対策での入国上限を1日2万人から5万人に緩和し、さらに入国制限撤廃を検討しているようであります。また、医療現場の逼迫や保健所の負担経験を理由にして、実質的な感染者の放置につながる全数把握の簡略化の

導入、また自宅療養期間の短縮など、感染防止や収束に逆行する政府対応であります。

こうした大きな流れの中、本日冒頭の町長職務代理者の黒澤副町長からも挨拶の中でありましたが、皆野町におきましても連日10人前後の感染者数で、人口の約11%以上の町民が感染している状況にあります。こうした中にありますが、この間ワクチン接種や自宅療養者への食材配布、またもろもろのコロナ感染症対策で奔走されている職員や、関連部署の皆さんに改めて感謝を申し上げると同時に、今後さらに自治体や個人での対応が求められている、そうした状況下にあります。コロナ感染症防止対策に今後もさらなるご尽力をお願いしたいというふうに思います。

7月の参議院選は、議席を増やした自民党や日本維新の会など、改憲勢力が参議院定数の3分の2以上を占める結果となりました。そのおごりというか、岸田首相は聞く力を失ったのかというような状況で、国民の安全・安心、命や健康を無視しての強硬姿勢を強めてきております。参議院選挙後、早々の7月14日の記者会見で、岸田首相は冬までに最大9基の原発再稼働の指示を行い、8月24日の脱炭素社会に向けた政策を検討するGX実行会議では、次世代原発の開発、建設の検討を明らかにしました。このことは、福島原発事故以来の原発の新增設と建て替えは想定していないとしてきた政府方針の大転換であります。また、7月14日の記者会見で、現在大きな問題となっている安倍元首相の葬儀を国葬で行うことも表明し、その後法的根拠もない中、また国会に諮ることもなく、全額国費で賄う国葬での実施を閣議決定しております。そして、安倍政権当時のアベノミクスによる円安で、現在の物価高騰をもたらし、この間の消費税増税等々相まって、国民大衆の生活の悪化は一段と強まっている状況にあります。こうした状況下にあります。町民が安全・安心に、そして快適に暮らせる町、持続可能な地域社会に向けて、2項目について質問を行いたいと思います。

1項目の空き家対策の現状と今後の対応についてなのですが、先ほどの若林議員の質問と重なる部分があるかと思いますが、よろしくお聞きしたいと思います。皆野町におきましても、少子・高齢化、人口減少、そして核家族化が一段と進む中、年々空き家等が増加してきております。町においても、空家等対策の推進に関する「空家等対策協議会」が設置されておりますが、近年の運営状況についてどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

また、空き家の調査結果はどのようになっているのか、この点についてもお聞きしたいと思います。

2点目ですが、空き家バンクへの登録、また空き家・空き店舗等情報登録制度の利用はどのような状況になっているのか。

3点目ですが、移住・定住を目的にした空き家等を購入した場合、どのような補助制度があるのか、空き店舗の活用については、空き店舗等活用補助金の補助制度がありますが、空き家等の中古住宅を購入した場合、どのような補助制度があるのか。

4点目ですが、空き家等の解体費用の補助についてであります。先ほど若林議員からも質問がされておりますが、皆野町の場合、倒壊のおそれがあるブロック塀等に対する補助金制度、これにつきましては撤去費20万円程度、築造費10万円を限度としまして、撤去費20万円限度はありますが、空き家等の解体費用制度はありません。周辺の安全や環境衛生、また景観等に悪影響を及ぼす可能性のある空き家等の解体、除却を推進するためにも解体費用補助金制度の導入について、どのような考えかお聞きしたいと思います。

2項目めの持家住宅用地に関する要綱等の見直しについてであります。町の主要施策である持家制度を積極的に推進するため、土地を町が借受け、宅地造成し、持家を建築する個人に賃借地として提供し、町民の定住化の増進を図る目的で「皆野町持家住宅制度」があります。本来なら、町が土地を購入し、宅地

造成を行い、そして持家希望者に分譲する、そうした持家住宅制度が望ましいわけですが、当時の町の財政状況、また町内土地の価格、そして持家希望者の資金等の考えから、現在の賃貸借による持家住宅制度になったようです。現在、9団地、78世帯の方が皆野町と持家住宅用地賃貸借契約を結んでいるとのことであり、この要綱が施行されたのが平成2年、1990年9月13日であり、ちょうど今から32年前になるかと思えます。賃貸借の契約期間も20年というふうになっておるかと思えますが、ほとんどの団地においては契約更新がされているかと思えますが、どのような実態になっているのか、1点はこの点お聞きしたいと思えます。

また、既に30年以上経過している団地もあろうかと思えますが、持家の所有者も高齢化している実態にあろうかと思えます。こうした中、契約者が死亡したことにより、賃貸借料が回収不能となっている事例も発生し、また契約者の関係者が全員相続放棄をしていることから、町として持家賃貸借契約を解除して、建物を撤去し、現状復帰に迫られているケースもあるようです。

2点目になるのですが、契約者の中には持家住宅用地の購入希望者もおるようです。町の将来負担といえますか、等も考慮して、当然地権者といえますか、土地所有者の意向もあろうかと思えますが、ぜひ将来的なことも踏まえて、所有権移転の推進が図れるような要綱の見直しができないものか、この点についてお聞きしたいと思えます。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩します。

答弁のほうは、午後1時からお願いしたいと思えます。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 若林直樹登壇〕

○町民生活課長（若林直樹） 11番、内海議員からの通告のありました質問事項1の空き家対策の現状と今後の対応についてのうち、①、空き家対策の現状についてと④、空き家等の解体費用補助についてをお答えいたします。

若林議員との答弁との重複してしまいますが、初めに空き家対策の現状につきまして、近年の空き家の数は全国で増加の一途であり、多くの自治体が空き家対策を重要な課題として取り上げております。適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の方の生活環境に影響を及ぼしており、生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用の対応が必要となっております。

空家対策協議会での活動ですが、当町におきましては、平成29年度より町長をはじめ、町議会議員、住民代表者、学識経験者等で組織する皆野町空家対策協議会を設置し、役場内関係各課での空き家に対する取組、町で抱えている課題、対応策、県内市町村の取組などを取り上げ、委員の皆さんと協議を進めております。

また、町内の空き家の状況ですが、平成28年度に行った、空き家調査とは別の移住可能な住宅の調査を行った際に、空き家と考えられる物件は327件を確認いたしました。

続きまして、空き家等の解体費用の補助についてですが、現在秩父地域1市4町において、空き家等の解体費用を助成しておりますのは、秩父市と横瀬町の1市4町でございます。当町におきましても、空き家除去について行政として重要な課題と認識しております。解体費用の助成につきましては、検討していきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 新井敏文登壇〕

○産業観光課長（新井敏文） 11番、内海議員さんから通告のありました質問事項1、空き家対策の現状と今後の対応についてお答えいたします。

2点目の空き家バンクへの登録と空き家・空き店舗等情報登録制度の利用状況についてですが、空き家バンクはちちぶ定住自立圏を形成する1市4町と埼玉県宅地建物取引業協会秩父支部が協力して、秩父地域における空き家を有効活用し、移住促進を具体化するため、平成22年度から開始しております。平成22年度から令和3年度までの皆野町における登録物件の総数は60件で、うち売買、賃貸契約が成立した物件は27件になります。

また、空き家・空き店舗等情報登録制度は、町内の空き家、空き店舗等を有効活用し、移住定住の促進と、地域の活性化を図ることを目的とし、平成30年度から開始しております。登録物件は、空き家、空き店舗、空き工場の3区分で、これまでの登録件数は空き店舗が1件、空き工場が1件の計2件となっております。空き店舗につきましては、登録後に売買契約が成立したことから、現在は空き工場の1件のみの登録となっております。

次に、3点目の定住・移住を目的にした空き家の購入補助についてですが、皆野町子育て世帯等定住促進事業住宅取得奨励補助制度の中で、中古住宅の取得に対する補助金を交付しております。この補助金は、皆野町における少子化及び人口減少を抑制し、定住人口の増加を図るため、皆野町内に定住する子育て世帯等の住宅取得を奨励するため、平成26年度から開始しております。一定の状況を満たした子育て世帯、新婚世帯、転入者が新築住宅、または中古住宅を取得した場合には補助金を交付しております。

平成26年度から令和3年度までの8年間で中古物件を取得した件数は23件で、その内訳は子育て世帯が10件、新婚世帯が1件、転入者が12件となっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長（長島 弘） 11番、内海勝男議員から通告のありました質問事項2の持家住宅用地に関する要綱等の見直しについてお答えいたします。

持家住宅制度は、町民の定住化の増進を図るため、土地を町が借受け、宅地造成し、個人に賃借地として提供する事業でありまして、要綱は平成2年制定でございますが、昭和61年から開始されております。今日では9団地、78区画に持家を建築している状況であります。団地造成時には、一定規模の土地を有する地権者が町との信頼関係の下、造成に合意していただいたものと考えます。また、賃借人もしかりと思っております。事業開始から35年余り経過しましたので、社会情勢や生活様式も大きく変わりました。特に世帯で見ますと、事業開始時は多世代同居が一般的でしたが、現代は核家族化が著しく、それに伴い、相続の問題も発生してきています。

内海議員がご質問の中で触れられましたように、現にある団地において持家住宅の所有者に係る相続放棄があり、本年度予算計上し、相続財産管理に係る事務事業を執行しているところです。このような問題は、今後も考えられますので、内海議員が通告書でもご指摘されているように、将来の町負担等も大変危惧されております。したがって、造成時の経緯や団地内道路、公園、浄化槽施設等の公共用地の課題は残りますが、まずは地権者の所有権移転の意向を確認したいと考えます。時期といたしましては、契約更新時が適当と思われませんが、次の契約更新は早い者で令和5年8月31日、遅い者で令和17年3月31日とばらつきがありますので、今年度後期の土地賃借料の支払い通知に合わせて行いたいと考えています。その意向を踏まえた上で、持家所有者の意向も確認していきたいと思っております。そのような手順を踏まえる中で、要綱の見直しが必要となりましたら、見直しをしてまいります。

以上でございます。



◎発言の訂正

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（若林直樹） 先ほど答弁の中で空き家の解体補助についてなのですが、解体費用を助成しているのは「秩父市と横瀬町の1市4町」と答弁してしまったのですが、「1市1町」の間違いでございます。申し訳ございませんでした。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 平成28年度の移住可能住宅の調査結果として、可能住宅として327件という答弁をいただいたのですが、この中で実際に活用が図られてきた住宅とか、また解体をしてきた住宅だとか、そういった調査結果が把握している点がありましたら、お聞きしたいというふうに思います。

また、前回の調査が平成28年度ということですので、既に6年が経過しているかというふうに思います。答弁の中でもあります、年々やっぱり空き家というのが増加傾向にあるかと思っておりますので、今後の実態調査というか、そういったことについてはどのような考えなのか、実際の空き家の活用状況等含めて把握している点がありましたら、お聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（若林直樹） 28年度の調査の結果なのですが、その後の後追いというのは特段やっておりますが、そのとき売りたい、貸したい、その辺のアンケート結果がございます。こちらについては、売りたい方が15件、貸したい方が4件という結果でございました。こちらの方については、空き家バンクを促進するよう紹介をしております。

今後、また再度の調査を行うかということですが、空き家の実態調査ですが、県内の動向としましては、空家等対策計画の策定が大体約70%の市町村で策定しております。この計画は法律上、努力規定となっておりますが、計画では空き家の数を把握する必要があります。計画の策定については、今後検討していきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 売却希望なり賃貸借の希望、これ空き家バンク等への登録で、先ほど産業観光課長のほうから答弁がされているのですが、27件ですか、実際登録される中で売買なり活用が図られたということなのですが、当時の調査の中で解体したいという、そういった希望というか、調査結果も出ているかと思うのですが、それらの追跡調査というのは特にされていないということでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（若林直樹） 内海議員の質問にお答えします。

その後の追跡調査は特に行っておりません。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） そういうことであるようですので、4点目の空き家等の解体費用とも関係しますが、ぜひ解体等というか、除却等推進していく、そういった立場で、解体費用の補助金については、担当課長として、解体に関して補助金等検討していきたいと、そういった前向きな答弁がされているのですが、ぜひ秩父市においては、現在解体工事費の3分の1、上限が50万円だと思うのですが、横瀬町においては解体費用の2分の1、上限が30万円、こういったことで解体費用の補助金制度設けているかというふうに思います。これらも含めまして、町長の職務代理者であります副町長、来年度の予算も含めて、検討も含めまして、ぜひ実施する方向で、導入する方向でぜひ副町長の決意をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤金作議員） 町長職務代理者。

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則） 11番、内海勝男議員からのご質問にお答えをいたします。

解体費用、予算化をとということでございますが、今後の施策の議論の中でしっかり町長とも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 中古住宅を購入した場合の補助金の制度なのですが、子育て世帯等の定住促進事業の中で、町外の人が町内の空き家等、中古住宅等購入した場合について、転入者の場合は最高25万円ですか、補助があるかと思うのですが、町内の在住者で町内の中古物件等購入した場合、こういったところでの補助がされていないと思うのですが、それらの関係についてお考えがありましたらお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） お答えいたします。

この子育て世帯等の住宅取得の補助金の中で、転入者以外でも子育て世帯、それから新婚世帯、これは町内に住む方が中古住宅を購入した場合でも補助金の対象にしてございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 子育て世帯なり新婚世帯、そういった方の町内の方が購入した場合については当然対象になるかと思うのですが、それ以外の子育てとか新婚世帯以外の方が、町外の人が転入してくる場合も対象になると思うのです。ということは、町内でそういった同じような条件といいますか、新婚世帯

なり子育て世帯ではない方が町内の中古物件を購入した場合、その場合対象になるのかどうか。恐らくならないと思うのですが、それとの絡みで、そうした場合のケースに補助金制度等を考えられるというか、検討してもらいたいと思うのですが、その考えについてお聞きしたい。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 議員さんおっしゃいますように、町内の方で子育て世帯、新婚世帯に該当しない場合には、当然この制度には該当になってまいりません。今、そういった方の中古住宅の購入の補助制度どうかというお話でございますけれども、これは中古住宅の活用という観点ではそういう制度も必要かと思っております。ただ、ある意味子育て世帯の定住を目的とした制度でございますので、まずはそちらを活用してやっていきたいというふうに思っていますので、現段階ではそういった町内の中古住宅の取得ということに関しては、補助金の制度というのは考えてございません。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ぜひ町外からの転入者については、子育て世帯とか新婚世帯に限らず永住といえますか、移住を目的として転入した場合、そういった対象になるわけですから、それと同じように町内の方で中古物件、住宅とか、購入した場合、やっぱり最低でも同じような金額の補助をぜひ検討していただきたいというふうに思います。要望になろうかと思うのですが、解体費用の補助金の関係、ぜひ来年度の予算の中に制度として盛り込むよう強く要望したいと思いますが、そうしたことによって、中古住宅の有効活用、そういったことが、中古住宅の解体とかそういったことに促進できると思いますので、ぜひその導入を強く要望したいというふうに思います。

それと、持家住宅の関係なのですが、これからの更新時期に合わせて、契約者にその旨通知していきたいということなのですが、ぜひこれからの土地所有者の意向、これ強くなろうかと思うのですが、もう既に今までの事業始まった時点の土地の価格等についても、大きく地価も変わってきているというふうに思います。場所によっては、恐らく2分の1ぐらいの地価になっているところもあろうかと思えますし、また高齢化してくる中で、またその資金を工面する、そういった状況も、大変な状況も考えられるのですが、いずれにしても、所有者にとっても、土地所有者にとっても相続とか、そういったことを考えた場合、賃貸借契約のままより、やはり売買で所有権移転をしておいたほうが後ほどベターかなという、私はそのように思っているのですが、ぜひ更新時期に限らず何らかのアンケートなり、また土地所有者の意向なり調査をする中で、適宜といいますか、売買が推進できるような、そういったことを進める必要があるかと思うのですが、そういった考えについて再度お聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 11番、内海勝男議員からの再質問にお答えします。

私の先ほどの答弁の言葉が足らなかったようで申し訳ございません。先ほど契約更新時期がばらつきがありますので、今年度後期の支払い、前期、後期でお支払いをいたしますが、後期の支払いの土地賃借の支払い通知と合わせて意向調査は行ってまいりたいと思います。その上で、土地を売りたいという方がおりましたら、所有者の方のほうにも意向を確認してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ぜひ建物の所有者の方もかなり購入したいという、そういった意向もございませ

し、当然地主さんの意向と合致しないと事が進まないわけなのですが、将来的な町負担等も考える中で、ぜひ賃貸借契約を見直す要綱にするか、また別な要綱等つくる中で、所有権移転ができる限りスムーズに行えるよう要望させていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（大澤金作議員） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって、町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長職務代理者提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤金作議員） 日程第6、町長職務代理者提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長職務代理者から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案は認定第1号から第4号までの4件、議案第26号から第32号までの7件、以上11件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時25分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤金作議員） これから令和3年度皆野町一般会計及び特別会計の決算認定について4議案をご審議いただきますが、吉橋富造代表監査委員に出席していただいておりますので、ご承知願います。



◎認定第1号から認定第4号の説明

○議長（大澤金作議員） 日程第7、認定第1号 令和3年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第2号 令和3年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第3号 令和3年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第4号 令和3年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上4議案を一括議題といたします。

議案の朗読を省略して、認定第1号から認定第4号まで一括して町長職務代理者に提案理由の説明と併せて主要な施策の成果についての報告を求めます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長 黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則） 認定第1号から認定第4号までの4議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度の決算認定に係る議案でございます。認定第1号は一般会計、認定第2号から認定第4号までは特別会計でございます。地方自治法の規定により、監査委員の意見を添えて提出いたしました。

決算の認定をいただくに当たり、吉橋富造代表監査委員にご出席をいただいております。

主要な施策の成果報告書を併せてご配付いたしましたので、ご参照いただき、ご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 会計管理者に認定第1号から認定第4号までの説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者兼会計課長 白石純一登壇〕

○会計管理者兼会計課長（白石純一） 認定第1号から認定第4号までの4議案について内容をご説明申し上げます。

初めに、認定第1号 令和3年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について内容をご説明申し上げます。決算書の1ページを御覧ください。歳入決算額は51億4,769万8,296円、歳出決算額は49億3,616万2,795円、歳入歳出差引残額は2億1,153万5,501円、翌年度に繰り越すべき財源額は繰越明許費繰越額1,846万4,872円、これはコロナ禍の影響による資材調達の遅れから繰越しを余儀なくされた工事費が主なもので、このような繰越しが令和3年度の特徴の一つとなっております。歳入歳出差引残額から、翌年度へ繰り越すべき財源額を差し引いた翌年度への繰越額は1億9,307万629円でございます。

各科目ごとの説明は、事項別明細書にて行います。16ページをお開き願います。事項別明細書・歳入につきましては、左のページ、款、項、目、節の欄と右のページの収入済額、不納欠損額、収入未済額、備考欄にてご説明申し上げます。

款1町税、収入済額10億5,776万2,295円は、前年度に比べ504万9,117円、0.5ポイントの増、不納欠損額は240万2,433円、収入未済額は5,387万812円で、固定資産税が69%、町民税が27%を占めております。

下段、款2地方譲与税、収入済額4,333万円は、前年度に比べ20万7,000円、0.5ポイントの増でございます。

18ページに移ります。下段、款6法人事業税交付金は、令和2年度から新設され、県から交付の収入済額1,390万7,000円は、前年度に比べ762万6,000円、121.4ポイントの増でございます。

次の款7地方消費税交付金、収入済額2億3,202万円は、前年度に比べ1,526万1,000円、7ポイントの増でございます。

20ページに移ります。下段、款11地方特例交付金、収入済額2,746万1,000円は、前年度に比べ1,835万6,000円、201.6ポイントの増でございます。増加の要因は、項2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で、これは中小企業者が所有する償却資産等に係る固定資産税の軽減措置による減収に補填されるもので、令和3年度交付から新設となりました。

22ページに移ります。上段、款12地方交付税、収入済額19億985万6,000円は、前年度に比べ2億7,295万1,000円、16.7ポイントの増でございます。内訳は、普通交付税が17億5,641万4,000円で、前年度に比べ2億5,579万円の増、特別交付税は1億5,344万2,000円で、前年度に比べ1,716万1,000円の増でございます。

す。

款14分担金及び負担金、収入済額4,976万1,621円は、前年度に比べ3,067万8,903円、160.8ポイントの増、収入未済額は36万9,080円でございます。収入済額増の要因としては、項1負担金、目4教育費負担金、節1学校費負担金、備考欄、学校給食費保護者負担金3,466万6,945円で、前年度比2,965万8,141円の増、これは昨年度実施いたしましたコロナ禍における経済的支援としての給食費免除を本来の負担に戻したことによるものでございます。

24ページに移ります。款15使用料及び手数料、収入済額4,491万3,315円は、前年度に比べ215万477円、5ポイントの増、収入未済額は879万5,300円でございます。令和2年度にコロナ禍の影響で使用料収入が落ち込んでいた施設がございましたが、令和3年度ではやや回復傾向でございました。

26ページに移ります。款16国庫支出金、収入済額8億9,488万7,199円は、前年度に比べ8億6,277万757円、49.1ポイントの減でございます。収入済額の増減について主なものを挙げさせていただきます。28ページに移りまして、上段から項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金、備考欄、子育て世帯等臨時特別支援事業費国庫補助金7,790万4,052円は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る事務費及び事業費の財源で、令和3年度新設での増、節2児童福祉費国庫補助金、備考欄、子育て世帯への臨時特別給付金国庫補助金1億2,919万2,274円は、前年度に比べ1億1,791万2,274円の増、目2衛生費国庫補助金、節1保健衛生費国庫補助金、備考欄、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金4,518万2,000円は、前年度に比べ4,148万3,000円の増、続いて目5教育費国庫補助金では、収入済額416万2,515円は、前年度に比べ4,197万6,385円の減で、学校施設のトイレ洋式化やICT教育、新型コロナウイルス感染症関連補助金がおおむね皆減となっております。続く目7総務費国庫補助金では、収入済額1億5,897万1,000円は、前年度に比べ11億4,475万1,938円の減で、令和2年度に計上されておりました新型コロナウイルス感染症関連の特別定額給付金給付事業費国庫補助金およそ9億6,000万円が皆減、地方創生臨時交付金は1億8,652万1,000円の減で、おおむね半減となりました。款16国庫支出金全体での収入済額前年比が減額となったのは、こちらの目7が最大の要因でございます。

次の目10商工費国庫補助金、節1商工費国庫補助金、備考欄、地方創生テレワーク交付金5,399万2,000円は、サテライトオフィス整備事業に充当しているものでございます。

30ページに移ります。款17県支出金、収入済額2億7,642万4,909円は、前年度に比べ5万4,895円の増でございます。新型コロナウイルス感染症関連補助金の減、選挙執行に係る交付金の増のほか、各事業の増減がありながらも、款全体の金額には大きな差がなかったものです。主なものとして、項1県負担金では目2民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金、備考欄、障害者自立支援給付費県負担金6,080万9,635円、節3子ども・子育て支援給付費県負担金、備考欄、子どものための教育・保育給付費県負担金4,047万8,786円でございます。

最下段、項2県補助金では、目1総務費県補助金、節1町営バス運行対策費県補助金、備考欄、市町村自主運行バス路線確保対策費県補助金1,334万4,000円、32ページに移りまして、目2民生費県補助金、節1社会福祉費県補助金、備考欄3行目、重度心身障害者医療費支給事業県補助金1,117万520円でございます。

34ページに移りまして、項3県委託金では、目1総務費県委託金、節2徴税费県委託金、備考欄、個人県民税徴収取扱費県交付金1,576万2,070円でございます。

節5選挙費県委託金、備考欄は、衆議院議員総選挙、県議会議員補欠選挙等の執行に係るもので、合わ

せて1,197万5,699円でございます。

下段、款18財産収入、収入済額811万6,494円は、前年度に比べ40万7,619円、5.3ポイントの増でございます。主なものとしまして、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、36ページに移りまして、節1土地建物貸付収入、備考欄のうち建物貸付収入（産業観光課）分161万908円は、旧水と緑のふれあい館、現在のサテライトオフィスみなすubako貸付収入でございます。

項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入、備考欄、土地売払収入74万7,738円は、国神交差点、国神神社前駐車場一角の町有地を埼玉県に売却したものでございます。

続いて、款19寄附金、収入済額853万9,000円は、前年度に比べ263万8,000円、44.7ポイントの増でございます。

款20繰入金、収入済額1,029万6,722円は、前年度に比べ2,846万3,249円、73.4ポイントの減でございます。

38ページに移ります。中段、款21繰越金、収入済額2億3,196万6,515円は、前年度に比べ4,371万6,895円、15.9ポイントの減でございます。

款22諸収入、収入済額5,677万404円は、前年度に比べ258万4,912円、4.8ポイントの増でございます。

40ページに移りまして、項3貸付金元利収入、目3貸付金元利収入、節1貸付金元利収入、備考欄、勤労者住宅資金融資制度預託金返還金640万円は、当制度廃止に伴い、預託先金融機関からの返還を受け入れたものでございます。

項4受託事業収入、目1衛生費受託事業収入、節1保健衛生費受託事業収入、備考欄、新型コロナウイルスワクチン接種事業受託事業収入422万3,835円は、町の集団接種会場で接種した他自治体住民の方のワクチン接種費用を各自自治体から受け入れたものでございます。

42ページに移ります。下段、款23町債、収入済額2億4,540万円は、前年度に比べ8,167万2,000円、49.9ポイントの増でございます。

以上の結果、歳入決算額は51億4,769万8,296円、前年度に比べ4億8,981万6,355円、8.7ポイントの減でございます。

次に、44ページ、歳出に移ります。事項別明細書歳出につきましては、左のページ、款、項、目、節の欄と右のページの支出済額、備考欄にてご説明申し上げます。なお、令和3年度の組織機構改革に伴いまして、前年度と比較した場合に計上する科目が移動している事業がございます。あらかじめご了解のほどお願いいたします。

款1議会費、支出済額6,975万9,902円は、町議会の運営に要したものでございます。

下段、款2総務費、支出済額5億2,495万9,270円は、全般的な管理事務や企画調整事務、財務管理などに要したもので、46ページに移りまして、項1総務管理費、目1一般管理費、支出済額1億4,560万6,815円の主なものは、節2給料から節4共済費までの特別職及び一般職の人件費と、48ページに移りまして、中段、目2文書広報費、支出済額1,250万3,749円は、広報誌発行や町ホームページ運用などの経費でございます。

50ページに移ります。中段、目4財産管理費、支出済額4,478万5,662円は、庁舎をはじめとした町有財産の維持管理経費でございます。

52ページに移ります。下段、目7企画費、支出済額5,680万9,108円の主なものは、54ページに移りまして、節12委託料、備考欄、地域おこし協力隊委託料661万7,590円、節18負担金、補助及び交付金、備考欄、

ちちぶ定住自立圏包括支援負担金1,255万2,000円でございます。

下段、目9地域振興費、支出済額350万1,700円は、7月に実施いたしました東京オリンピック聖火リレーにかかった経費及び、56ページに移りまして、備考欄、地域づくり奨励事業にかかった経費でございます。

目10移住定住促進費、支出済額2,913万3,897円の主なものは、節12委託料、備考欄、地域おこし協力隊委託料907万3,406円、節18負担金、補助及び交付金、備考欄、子育て世帯定住促進奨励補助金1,930万円でございます。

項2徴税費、支出済額7,642万3,892円は、税の賦課徴収に要したもので、目1税務総務費は人件費が主なものでございます。

58ページに移りまして、目2賦課徴収費は業務委託が主なものでございます。

60ページに移ります。項4選挙費、支出済額1,490万4,930円は、選挙管理委員会運営経費のほか、64ページ上段までにかけて、4月執行の県議会議員補欠選挙、10月執行の衆議院議員総選挙等及び今年4月執行の町長選挙と町議会議員補欠選挙の準備経費でございます。

64ページから続けます。下段、項7運行管理費、支出済額2,943万3,113円の主なものは、目1町営バス運行費、節12委託料、備考欄、運行業務委託料2,903万51円でございます。

66ページに移ります。款3民生費、支出済額14億6,488万6,483円は、障害者、高齢者及び児童の福祉や国保年金事務などに要したもので、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、支出済額4億6,543万6,222円の主なものは、68ページに移りまして、節18負担金、補助及び交付金、備考欄4行目、障害者自立支援給付費負担金2億2,968万1,324円、下から7行目、住民税非課税世帯等臨時特別給付金7,670万円、続いて節19扶助費、備考欄2行目、重度心身障害者医療費2,357万9,193円でございます。

最下段、目3老人福祉費、支出済額1億8,736万6,795円の主なものは、節7報償費、70ページに移りまして、備考欄、長寿祝金807万円と節27繰出金、備考欄、介護保険特別会計繰出金1億6,558万131円でございます。

目4国保・年金事務費、支出済額2億700万4,050円の主なものは、節18負担金、補助及び交付金、備考欄2行目、後期高齢者医療療養給付費負担金9,916万2,493円と節27繰出金、支出済額8,596万6,975円の国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

72ページに移ります。目5老人福祉センター費、支出済額970万1,410円は、老人福祉センター長生荘の維持管理、運営業務に要したものでございます。

下段、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、支出済額4億7,452万5,236円の主なものは、74ページに移りまして、節12委託料、備考欄2行目、子どものための教育・保育委託料2億940万5,267円、また節18負担金、補助及び交付金には、新型コロナウイルス感染症に関連した子育て支援のための国庫補助金や地方創生臨時交付金活用事業が含まれております。備考欄中ほどから、子育て世帯への臨時特別給付金1億2,420万円、子育て応援給付金3,525万円、ひとり親家庭地域振興券交付事業補助金380万円でございます。

次の節19扶助費、支出済額3,234万6,212円は、こどもの医療費、ひとり親家庭等医療費でございます。

なお、少し戻りますが、節14工事請負費では、予定しておりました皆野学童保育所1階トイレ洋式化工事がコロナ禍の影響による資材調達の遅れから、令和4年度への明許繰越事業となりました。

下段、目2児童措置費から続けます。支出済額1億2,020万6,845円の主なものは、76ページに移りまして、節19扶助費、備考欄、児童手当1億1,846万5,000円でございます。

款4衛生費、支出済額6億5,308万9,059円は、保健衛生や清掃、上下水道事業に要したもので、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、支出済額1億2,514万7,483円の主なものは、節12委託料、備考欄、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料4,044万8,419円、78ページに移りまして、節18負担金、補助及び交付金、備考欄1行目、ちちぶ定住自立圏医療分野負担金1,000万円、3行目、1市4町ワクチン接種共同事業負担金1,089万871円でございます。

目2予防費、支出済額4,469万5,359円の主なものは、節12委託料、備考欄2行目、住民健診委託料1,794万7,814円、5行目予防接種委託料1,822万8,173円、目3環境衛生費、支出済額2,562万9,210円の主なものは、80ページに移りまして、中段、節18負担金、補助及び交付金、備考欄1行目、広域市町村圏組合斎場費負担金1,328万2,000円でございます。

82ページに移ります。項2清掃費、支出済額1億2,695万5,360円の主なものは、目2塵かき処理費、節18負担金、補助及び交付金、備考欄、広域市町村圏組合清掃費負担金6,211万1,000円、目3し尿処理費、節18、備考欄、皆野・長瀬下水道組合し尿処理負担金6,163万2,000円でございます。

続いて、項3上水道費、支出済額1億2,671万5,000円の主なものは、目1上水道費、節18負担金、補助及び交付金、備考欄一番下、広域市町村圏組合高料金対策補助金3,178万円と節23投資及び出資金、備考欄、広域市町村圏組合上水道広域化施設整備事業出資金9,040万円でございます。

次の項4下水道費、支出済額1億9,416万5,000円は、節18負担金、補助及び交付金、備考欄、皆野・長瀬下水道組合公共下水道負担金でございます。

84ページに移ります。款6農林水産業費、支出済額8,061万3,555円は、農業委員会の活動や農林業の振興に要したものでございます。

項1農業費、支出済額4,520万6,622円の主なものは、目1農業委員会費、目2農業総務費では人件費、86ページに移りまして、目3農業振興費では、中段、節12委託料、備考欄は施設管理業務に係る委託料、節18負担金、補助及び交付金、備考欄は農業振興に係る補助金、交付金でございます。

88ページに移ります。項2林業費、支出済額3,540万6,933円の主なものは、目2林道整備費、節14工事請負費2,143万9,000円で、林道雨乞曾根坂線林道改良工事ほか4件の工事費、節17備品購入費384万2,500円は、2トンダンプトラック1台の購入でございます。

款7商工費、支出済額1億9,428万3,455円は、商工業や観光の振興に要したもので、90ページに移りまして、中段、項1商工費、目2商工振興費、支出済額1億6,170万8,139円のは大半は、節18負担金、補助及び交付金1億6,092万2,898円で、コロナ禍における地域の消費活性化や各種事業者への支援に係るものが多くを占めております。

92ページに移ります。款8土木費、支出済額2億3,735万2,311円は、道路や橋梁、河川、都市計画及び町営住宅に要したものでございます。

96ページに移りまして、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、支出済額7,414万5,624円は主に節14工事請負費6,716万9,300円で、20件の工事費でございます。

目3道路新設改良費、支出済額8,951万435円は主に節12委託料では、4路線分の測量設計等の委託費、節14工事請負費では7路線分の工事費、節16公有財産購入費では土地購入費6路線分、節21は物件補償費でございます。

目4橋りょう維持費、支出済額1,063万3,769円は、主に節12委託料880万円で、令和2年度からの明許繰越事業の橋りょう点検業務でございました。

最下段、項3河川費、支出済額698万7,850円は主に、98ページに移りまして、節14工事請負費、河川7件の工事費でございます。

下段、款9消防費、支出済額2億5,728万1,586円は、消防署や消防団、消防施設及び災害対策に要したもので、項1消防費、目1常備消防費、支出済額1億8,662万1,000円は、秩父広域市町村圏組合への負担金でございます。

100ページに移ります。目2非常備消防費、支出済額3,241万6,162円の主なものは、節1報酬、備考欄、消防団員手当986万9,149円、節10需用費、備考欄、消耗品528万587円は、消防団員の活動服や制服の購入費でございます。

目4災害対策費、支出済額2,902万562円の主なものとして、102ページに移りまして、節10需用費、備考欄、消耗品費260万5,699円の大半は、町指定避難所、地域避難所のコロナ禍における感染防止対策用品や備蓄品の購入に充てられております。

節12委託料、備考欄、洪水ハザードマップ作成業務委託料は、令和2年度からの明許繰越事業でございました。

節17備品購入費1,351万6,800円のうち、1,076万6,800円は、地域避難所の個別受信機と指定避難所、地域避難所に配備する発電機、投光器の購入費でございます。

続いて、款10教育費、支出済額5億6,095万4,826円につきまして、項1教育総務費、支出済額1億952万188円は、教育委員会及び事務局の人件費を含めた運営経費や幼、小、中共通の横断的経費を106ページにまでにかけて計上しております。

106ページから続けます。中段、項2小学校費、支出済額9,437万3,859円は、町立皆野小学校と国神小学校、三沢小学校の3校に要したものでございます。

目1学校管理費は、主に学校の管理運営経費でございます。

108ページに移りまして、下段、節14工事請負費890万5,205円は、皆野小学校特別支援教室設置工事ほか6件の工事費です。なお、予定しておりました国神小学校多目的トイレ設置工事が資材調達の遅れにより翌年度への明許繰越事業となっております。

目2教育振興費は、教材購入費用や経済的支援経費でございます。

110ページに移ります。項3中学校費、支出済額4,670万5,145円は、町立皆野中学校に要したもので、目1学校管理費、112ページに移りまして、目2教育振興費と、先ほどの小学校費同様の構成でございます。

下段、項4幼稚園費、支出済額6,861万2,865円は、町立皆野幼稚園に係る人件費と施設の維持管理に要したものでございます。

116ページに移ります。最初の目1幼稚園費、節14工事請負費908万7,056円は、幼稚園園舎の屋上防水工事ほか3件の工事費です。予定しておりましたトイレ洋式化工事が資材調達の遅れにより翌年度への明許繰越事業となっております。

項5社会教育費、支出済額5,674万4,041円は、人権教育や公民館、文化財保護、総合センター、文化会館の管理運営に要したものでございます。

122ページに移ります。目5文化会館費、節14工事請負費について、文化会館ホワイエのトイレ洋式化工事を予定しておりましたが、資材調達の遅れにより翌年度への明許繰越事業となりました。

項6保健体育費、支出済額1億8,169万8,728円は、スポーツ公園などの社会体育施設や学校給食センタ

一、温水プール及び柔剣道場の管理運営に要したもので、目1保健体育総務費、支出済額3,346万4,858円の主なものは、124ページに移りまして、節14工事請負費1,345万5,200円で、スポーツ公園野球場防球ネット改修工事費でございます。

目2学校給食費、支出済額8,465万4,329円の主なものは、節1から節4の給食調理員を含めた職員の人件費と、節10需用費、備考欄、物品修繕料547万3,442円は厨房機器修繕、賄材料費3,781万5,786円は食材の購入費でございます。

126ページに移りまして、中段、目3温水プール費、支出済額5,323万3,972円は、およそ半分が人件費で、ほか管理運営の経費でございます。

128ページに移りまして、目4柔剣道場・学童保育所複合施設費では、柔道場の畳の入替えをいたしました。節14工事請負費462万円でございます。

続いて、項7育成奨学資金費330万円は、年間の貸付金額でございます。

130ページに移ります。中段、款12公債費、支出済額3億3,103万796円は、政府の財政融資資金ほか5件の長期借入金元金及び利子の償還金でございます。

款13諸支出金、支出済額5億5,940万2,552円は、項2基金費各目での積立金で、目1財政調整基金の5億1,272万8,056円、132ページに移りまして、目2減債基金費の4,189万8,325円ほか目9まで8つの基金への積立金でございます。

以上の結果、歳出決算額は49億3,616万2,795円、前年度に比べ4億6,938万5,341円、8.7ポイントの減でございます。

一般会計では、歳入歳出ともに前年度に比べ、5億円弱の減となりました。新型コロナウイルス感染症に関連した収支がまだまだ様々に増減しております。令和3年度の対前年度比減は、特別給付金9億円強の皆減、地方創生臨時交付金の半減が主な要因でございます。

続いて、135ページ、国民健康保険特別会計に移ります。認定第2号 令和3年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について内容をご説明申し上げます。

歳入決算額は11億538万8,896円、歳出決算額は10億5,384万225円、歳入歳出差引残額は5,154万8,671円、翌年度に繰り越すべき財源額はございません。よって、翌年度への繰越額は5,154万8,671円でございます。

各科目ごとの説明は、事項別明細書にて行います。144ページをお開きください。歳入でございます。款1国民健康保険税、収入済額1億6,269万8,543円は、前年度に比べ440万9,582円、2.6ポイントの減、不納欠損額は96万600円、収入未済額は2,698万2,941円でございます。

中段、款4国庫支出金、収入済額59万9,000円は、前年度に比べ39万3,000円、39.6ポイントの減でございます。これは、項1国庫補助金、目2災害臨時特例補助金で、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税軽減措置の減収分が交付されるものでございます。

款5県支出金、収入済額8億1,418万6,042円は、前年度に比べ2,127万5,900円、2.5ポイントの減でございます。これは、項1県補助金、目1保険給付費等交付金で、内訳は節1普通交付金7億6,648万2,042円と節2特別交付金4,770万4,000円、特別調整交付金でございます。

146ページに移ります。款7繰入金、収入済額5,555万2,507円は、一般会計からの繰入金で、前年度に比べ205万5,815円、3.8ポイントの増でございます。

次に、中段、款8繰越金、収入済額6,428万1,376円は、前年度に比べ1,336万7,472円、26.3ポイントの増でございます。

続く款9諸収入、収入済額807万1,214円は、前年度に比べ371万1,055円、85.1ポイントの増で、148ページに移りまして、項3雑入、目6雑入、節1雑入、備考欄、普通交付金過年度分追加交付493万9,660円は、令和元年度分の追加交付を雑入として受け入れたものでございます。

以上の結果、歳入決算額は11億538万8,896円、前年度に比べ694万4,690円、0.6ポイントの減でございます。

次に、150ページ、歳出に移ります。款1総務費、支出済額2,227万1,059円は、人件費及び電算処理業務委託等に要したものでございます。

152ページに移ります。中段、款2保険給付費、支出済額7億6,164万6,469円は、被保険者の療養給付費や高額療養費が主なものでございます。

154ページに移ります。中段、款3国民健康保険事業納付金、支出済額2億4,967万4,802円は、被保険者医療納付金や後期高齢者支援金、介護納付金でございます。

156ページに移ります。中段、款6保健事業費、支出済額1,353万181円は、項1特定健診事業費では特定健診に係るもの、項2保健事業費では生活習慣病予防に係るものでございます。

158ページに移ります。款9諸支出金、支出済額671万7,690円の主なものは、項1償還金及び還付加算金、目3償還金、節22償還金、利子及び割引料、備考欄、国保・保険給付費等交付金過年度返還金491万8,490円でございます。

以上の結果、歳出決算額は10億5,384万225円、前年度に比べ578万8,015円、0.6ポイントの増でございます。

続いて、161ページ、介護保険特別会計に移ります。認定第3号 令和3年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。

歳入決算額は11億7,027万1,759円、歳出決算額は10億9,652万1,276円、歳入歳出差引残額は7,375万483円、翌年度に繰り越すべき財源額はございません。よって、翌年度への繰越額は7,375万483円でございます。

各科目ごとの説明は、事項別明細書にて行います。170ページをお開きください。歳入でございます。款1保険料、収入済額2億2,999万6,580円は、前年度に比べ56万6,210円、0.2ポイントの増、不納欠損額は81万2,420円、収入未済額は940万6,490円でございます。

中段、款3国庫支出金、収入済額2億6,658万288円の主なものは、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金1億9,200万7,910円と、項2国庫補助金、目1調整交付金5,259万7,000円、備考欄のとおり、普通調整交付金でございます。

172ページに移ります。款4支払基金交付金、収入済額2億7,987万4,517円は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

款5県支出金、収入済額は1億7,214万4,927円でございます。款3国庫支出金から款5県支出金までは、規定の負担割合に基づき交付されたものでございます。

下段、款8繰入金、収入済額1億6,558万131円は一般会計からの繰入金で、前年度に比べ274万2,892円、1.6ポイントの減でございます。

174ページに移ります。下段、款10繰越金、収入済額5,591万4,466円は、前年度に比べ65万417円、1.1ポイントの減でございます。

以上の結果、歳入決算額は11億7,027万1,759円、前年度に比べ1,174万3,192円、1ポイントの増でござ

います。

176ページ、歳出に移ります。款1 総務費、支出済額2,265万6,211円は、人件費及び介護認定審査等に要したものでございます。

178ページに移ります。款2 保険給付費、支出済額9億9,119万3,349円は、各種介護サービスの給付費で、項1 介護サービス等諸費の主なものは、目1 居宅介護サービス給付費3億3,618万2,570円、目3 地域密着型介護サービス給付費1億2,424万8,423円、目5 施設介護サービス費3億9,766万6,649円、最下段、目9 居宅介護サービス計画給付費4,882万6,443円でございます。

180ページに移ります。項2 介護予防サービス等諸費の主なものは、目1 介護予防サービス給付費2,213万696円でございます。

下段、項3 高額介護サービス等費は、目1 高額介護サービス費1,981万5,517円でございます。

182ページに移ります。中段、項5 特定入所者介護サービス等費の主なものは、目1 特定入所者介護サービス費3,026万3,451円でございます。

最下段、款3 地域支援事業費、支出済額4,759万6,886円は、介護予防事業と地域包括支援センターの運営などに要したもので、主なものは、184ページに移りまして、項1 の目1 介護予防生活支援サービス事業費、節18 負担金、補助及び交付金、備考欄、介護予防生活支援サービス事業費負担金1,851万1,037円でございます。

中段、項2 一般介護予防事業費、支出済額533万5,114円につきましては、前年度に比べ38万441円、6.7ポイントの減でございます。コロナ禍で事業実施が制限された影響でございます。

188ページに移ります。中段、款6 諸支出金、支出済額3,507万4,830円は、主に令和2年度に交付等を受けたものの、超過額を返還したものでございます。

以上の結果、歳出決算額は10億9,652万1,276円、前年度に比べ609万2,825円、0.6ポイントの減でございます。

続いて、191ページ、後期高齢者医療特別会計に移ります。認定第4号 令和3年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。

歳入決算額は1億3,286万4,837円、歳出決算額は1億3,138万1,185円、歳入歳出差引残額は148万3,652円、翌年度に繰り越すべき財源額はございません。よって、翌年度への繰越額は148万3,652円でございます。

各科目ごとの説明は、事項別明細書にて行います。200ページをお開きください。歳入でございます。款1 後期高齢者医療保険料、収入済額1億113万8,770円は、前年度に比べ227万8,360円、2.3ポイントの増、不納欠損額はなし、収入未済額は82万1,390円でございます。

款3 繰入金、収入済額3,041万4,468円は一般会計からの繰入金で、前年度に比べ46万5,532円、1.5ポイントの減でございます。

202ページに移ります。以上の結果、歳入決算額は1億3,286万4,837円、前年度に比べ152万2,425円、1.2ポイントの増でございます。

204ページ、歳出に移ります。中段、款2 後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額は1億3,005万8,538円で、この広域連合への納付金が歳出決算額の99%を占めております。

206ページに移ります。歳出決算額は1億3,138万1,185円、前年度に比べ121万1,602円、0.9ポイントの増でございます。

続く209ページから214ページまでは、一般会計及び特別会計の実質収支に関する調書でございます。

215ページから222ページまでの財産に関する調書は、公有財産、50万円以上の主な物品及び基金の増減内訳でございます。

223ページから最終232ページまでは、工事請負費、備品購入費の明細書でございます。これまでの事項別明細書、歳出の節14、節17支出済額の内訳となりますので、ご参照ください。

以上、認定第1号から認定第4号までの説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 代表監査委員に一括して決算審査の報告を求めます。

吉橋代表監査委員。

〔代表監査委員 吉橋富造登壇〕

○代表監査委員（吉橋富造） 代表監査委員の吉橋でございます。これより令和3年度皆野町各会計の決算審査の報告をいたします。

令和4年7月4日、町長から審査に付された令和3年度皆野町各会計の歳入歳出決算、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況調書の審査は、7月の4日、5日、6日、7日、12日の5日間、会計管理者並びに各課長に出席を求めて、主として計算に誤りがないか、執行が法令に基づいた適正なものか等の点に注意し、会計管理者の所掌する帳簿と照合して行いました。

その結果、町長から審査に付された令和3年度の決算諸表は、正確かつ適正であると認め、その審査意見書を私と内海監査委員の連名により町長に提出いたしました。詳細につきましては、お手元の審査意見書の写しを御覧いただきたいと存じます。

以上をもちまして、令和3年度皆野町各会計の決算審査の報告といたします。

○議長（大澤金作議員） 以上で認定第1号から認定第4号までの説明及び決算審査の報告を終わります。



◎延会について

○議長（大澤金作議員） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。



◎次会日程の報告

○議長（大澤金作議員） 次回日程の報告を行います。

明日15日は午前9時から本会議を開き、提出議案の審議を行いますので、定刻までにご参集願います。



◎延会の宣告

○議長（大澤金作議員） 本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後 2時42分

令和4年第3回皆野町議会定例会 第2日

令和4年9月15日(木曜日)

議事日程(第2号)

1、開 議

1、議事日程の報告

1、認定第 1号 令和3年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、認定第 2号 令和3年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、認定第 3号 令和3年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、認定第 4号 令和3年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、議案第26号 皆野町職員の育児休業等に関する条例及び皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第27号 令和4年度皆野町一般会計補正予算(第4号)の説明、質疑、討論、採決

1、議案第28号 令和4年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の説明、質疑、討論、採決

1、議案第29号 令和4年度皆野町介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明、質疑、討論、採決

1、議案第30号 令和4年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明、質疑、討論、採決

1、議案第31号 皆野・長瀬下水道組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第32号 皆野・長瀬下水道組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についての説明、質疑、討論、採決

1、議員提出議案の報告及び一括上程

1、発議第 3号 埼玉県教育委員会による皆野高校と秩父高校の再編統合に反対する意見書の提出についての説明、質疑、討論、採決

1、発議第 4号 安倍晋三元首相の「国葬」に反対する決議についての説明、質疑、討論、採決

1、産業建設常任委員会委員長報告、質疑

1、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

1、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

1、広報常任委員会の閉会中の継続調査について

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について

1、議決事件の字句及び数字等の整理

1、閉会について

1、閉 会

午前9時00分開議

出席議員（12名）

1番	黒	澤	広	治	議員	2番	横	田	揚	雄	議員
3番	大	塚	鉄	也	議員	4番	林		太	平	議員
5番	宮	前		司	議員	6番	常	山	知	子	議員
7番	若	林	光	雄	議員	8番	大	澤	金	作	議員
9番	新	井	達	男	議員	10番	四	方	田		議員
11番	内	海	勝	男	議員	12番	宮	原	睦	夫	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長職務代理者 副町長	黒	澤	栄	則	会計課長 兼 総務課長	白	石	純	一
教育長	新	井	孝	彦	町民生活課長	長	島		弘
みらい創造課長	嶋	田	政	則	健康課長 兼 康も長	若	林	直	樹
福祉課長	橋	本	賢	伸	参事兼 産業観光課長	梅	津	順	子
税務課長	太	幡	和	也	教育次長	新	井	敏	文
参事兼 建設課長	宮	原	宏	一		三	橋	博	臣
代表監査員	吉	橋	富	造					

事務局職員出席者

事務局長	吉	岡	明	彦	書記	山	田		巖
------	---	---	---	---	----	---	---	--	---

◎開議の宣告

(午前 9時01分)

- 議長（大澤金作議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（大澤金作議員） 本日の議事日程を報告いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎認定第1号の質疑、討論、採決

- 議長（大澤金作議員） 日程第1、認定第1号 令和3年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

6番、常山知子議員。

- 6番（常山知子議員） では、幾つか質問をさせていただきます。

皆野町一般会計決算についてです。56ページ、目10移住定住促進費、お試し住宅について伺います。令和2年度については、コロナの感染、そういうこともあってお試し住宅も閉めていたし、利用者もゼロ、そして昨年令和3年度については16人の利用ということですが、3年度についてもコロナ感染は続いていたわけですが、利用者がいたということはよかったかなと思います。利用の状況、例えばどこから来ているのか、子育て中の方だとか、移住に結びつきそうだとか、分かりましたら教えてください。

それから、もう一つ、78ページ、目2予防費、節18の負担金、補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症検査費助成金65万9,500円について、内容を説明してください。

次に、100ページ、目3消防施設費、節14工事請負費771万9,800円、この工事についての内訳は227ページにありますが、その工事の中に防火水槽蓋掛工事251万4,600円に関連して質問します。ボウフラが湧いて困る、周りが草に囲まれて危険だという地域からの申出で、区長に要望書を書いてもらいました。この決算書にある工事、大淵・国神地区とありますが、町内にこうした危険な防火水槽がどのくらいあるのか、町はつかんでいますか。

次、最後ですが、130ページ、項2、一番下の段に基金費というのがあります。財政調整基金費について伺います。令和3年度の基金積立金が5億1,272万9,000円となっています。令和2年度末の現在高とほぼ同額です。この5年間、それぞれを見ますと、1,900万円の積立金という年度もありますが、その後は200万円の積立金が続きますが、令和2年度は急に8,900万円、そして今回は5億1,272万9,000円です。このように基金積立金が多くなった理由は何か、伺います。

以上、この4点についてお願いいたします。

- 議長（大澤金作議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 6番、常山知子議員さんの質問にお答えいたします。

79ページ、新型コロナウイルス感染症検査費助成金についてですが、PCR検査の助成が33件、抗原検査の助成が4件、合計37件の助成でございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 6番、常山知子議員からのご質問にお答えいたします。

決算に関連しまして、ボウフラや蚊が湧くような蓋のない防火水槽を幾つ町は管理しているかというご質問でございますが、防火水槽そのものの数は把握してございますが、蓋のない防火水槽については把握してございません。今年度の実績で申しますと、金崎区から金網が落ちたということで修繕の申出がございまして、金崎区についてはまた新しく金網をかけてくれということで、金網の修繕を行っております。また、元金沢区からは、やはり小さい防火水槽でございますが、蓋がないところに蓋をかけていただくようということで要望書を頂いたところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 6番、常山議員さんからご質問をいただきました56ページのお試し居住用住宅の利用状況についてお答えいたします。

令和3年度につきましては、利用件数につきましては7件、利用者数といたしますと16人になります。この7件、16人の合計の宿泊日数ですけれども、42泊49日間ということになっております。利用の内容ですけれども、ちょっと手元に細かいデータがないので、申し訳ないのですが、主には都内を含む県外で、やはり子育て世帯、子供さんがいらっしゃる世帯で、移住ですとか2拠点生活、こういったものを考えているという世帯が多く利用している状況でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（嶋田政則） 6番、常山知子議員からのご質問にお答えいたします。

令和3年度財政調整基金への積立てが5億円を超え、かなり高額な積立てになっている、こちらの要因についてお答え申し上げます。令和3年度につきましては、実質的な交付税と言われます普通交付税と臨時財政対策債、こちらの合計額が約19億円となっております。現行制度が導入された平成13年以降で最高額となっております。また、子育て世帯や非課税世帯に対する臨時特別交付金、地方創生臨時交付金などの新型コロナウイルス感染症に対応した国庫財源、こうしたものが約5億円措置されております。こうしたことから、町の決算規模でございますけれども、通常特殊な事情がない場合にはおおむね40億円前後で推移してまいるのが通常でございますけれども、令和3年度の歳入に関しましては50億円を超えておりまして、10億円以上多くなっているというところがございます。これに対しまして、コロナの感染拡大に伴い、町が予定していた事業、そうしたものが中止、あるいは縮小され、予算が減少したというところがございます。財源が多くなったことに対して、歳出の予算は縮小したというところがございまして、5億円を超える財源の余剰が生じたことが原因でございます。

なお、基金への積立てに当たりまして、やはり財源不足が生じた際に機動的に活用できる財政調整基金への積立てが一番よいであろうという判断の基から、財政調整基金への積立てを行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） それでは、皆さんの答弁の順番ではないですけども、私が質問した順番に再質問をさせていただきます。

まず、56ページのお試し住宅について、県外から来ている子育て世帯だとか、そういう方が多かったのだと思いますが、まず移住に結びつきそうな感触というか、そういうことは聞いていますか。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） お答えいたします。

このお試し居住用住宅を利用された際には、地域おこし協力隊による聞き取り、それからまたアンケート調査等も併せて実施しております。その状況から見ますと、すぐに移住、定住に結びつくような例というのはなかなか難しい状況にございます。その一つの要因といたしますと、やはり住む場所、住む住宅の関係なのですけれども、いきなり住宅を購入ということは非常にハードルが高いということで、まずは賃貸の物件を探しているということなのですけれども、町内には今その賃貸物件が非常に少ない状況、町には情報がない状況にあります。昨日も空き家バンクの関係がございましたけれども、空き家バンクについても1件の登録のみという形になっておりますので、その辺りが今後の課題かなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） 本当に昨日の空き家対策の質問のあれを聞いていても、私ももっと町として1軒なり2軒なりとか、そういうところを整備しておけば、ではそういうふうにお試し住宅に来た人たちが、ああ、住むところもあるのだなというような、即決というのですか、そういうことも考えられると思いますので、ぜひ空き家対策については昨日の議員の皆さんが言われたように、しっかりと整備というか、そのための整備もしておいていただければと思います。

そして、特に本当にいろんなテレビとかで見ると、田舎で暮らそうとか、そういう傾向が今コロナ禍の中で増えているということも言われています。ぜひまた町も大いにアピールして、進めていただきたいと思います。以上です。

それから、次の78ページの新型コロナウイルス感染症検査の助成について、今件数を言っていたのですけれども、私前にもこの質問をしたような気がするのですけれども、これは町が2万円、PCRの場合2万円、抗原検査の場合7,500円の補助をして検査を受けるということです。そうすると、本当に2万円かという感触もあるわけです。2万円出すのだと、ちょっとPCR検査しなくてもいいかなというようなこともありますけれども、これに関連して無料で検査を受けようとしたらどんな検査があるか、教えてください。

○議長（大澤金作議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 常山議員さんの再質問にお答えいたします。

抗原検査とPCR検査と、検査には二通りあります。検査を受ける場合、症状のある方が医療機関を受診して受けますと、行政検査扱いとなりますので、無料となります。ただし、漠然と感染に不安のある方が医療機関を受診して検査を受けるとなりますと、全額自費となります。そのほかに現在埼玉県では、薬局やドラッグストアで、無症状で感染に不安のある方につきましては無料で検査を受けることができます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） ありがとうございます。もうちょっと説明してもらいたかったですけれども、埼玉県で無料でやっているのはたしか65歳以下の人なのです、検査を受けられるのは。

○議長（大澤金作議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 埼玉県が薬局で無料でやっている検査につきましては、年齢制限は特にありません。65歳以下ということにつきましては、現在抗原検査キットを役場で配付しておりますが、そちらにつきましては年齢制限があります。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） 私がなぜこういう質問をしたかということ、町の人が要望しているのが、条件なしで安い料金で検査ができないかということなのです。例えば子供に会いに行くときに、PCRでもいいし、抗原検査でもいいから、ちょっとして陰性だということを確認してから行きたいなど、そういう声を聞いているわけです。2万円のPCR検査の補助もされているのですけれども、まだまだコロナの感染が油断できない中で、ぜひ町の人が気軽に安い料金で条件もなしに、濃厚接触者だとか、いろんな条件がなしで検査が受けられないかなということなのです。そういうのを町として、秩父市もやっておりましたね、抗原検査キットを無料ですか、金額がかかっているのかな、配付しているということなんかもありますし、ぜひ町でもそういう安い料金で、500円ぐらいかかってもいいからそういうのをやってほしいという声があるわけです。そうすると、気軽にもうちょっと出かけられるかなという、そういうのもありますし、ぜひそれを町としてやっていただきたいと私は思うのですが、ぜひよろしくお願ひしたいのですが、いかがですか。

○議長（大澤金作議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 常山議員さんの再質問にお答えいたします。

PCR検査のほうが高いですので、抗原検査ということで考えますと、秩父市が今はやっていませんが、以前500円とか1,000円で検査キットを配っていたというものについてでございますが、検査キットにつきましては今は医療用で、国のほうで承認されているものでないと精度が確かでないと言われております。そちらにつきましては、ネット等での販売も解禁されたところでございます。ただしなのですが、現時点では埼玉県のほうが感染に漠然と不安のある方に対しては、薬局やドラッグストアに行けば検査ができる体制を整えておりますので、今の段階ではそちらを利用させていただくのがよいのではないかと考えております。

それと、抗原検査ですが、以前常山議員さんの質問でもお答えしたことがあるかと思いますが、コロナウイルスにつきましてはウイルスの排出量が増加しております。症状があるときはかなりの量を排出していると思うのですが、無症状の方の場合、ウイルス量が少ないために抗原検査が陰性となって、本当は感染しているのに陰性となる場合もあり、陰性だから安心だということにはならないというところがありますので、現時点では検査キットの配付については考えておりません。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） そういうことで残念なのですけれども、ぜひまだ本当に先ほども言いましたように、コロナ感染の心配は続きますので、これからはしっかりとまだまだ検討して行ってほしいと思います。

それから、あと100ページの消防施設費の防火水槽の問題なのですけれども、危険な防火水槽は町ではどのくらいあるか、つかんでいないということなのですけれども、町として区長から要望書が出ないと、そういう危険なところを蓋をしたりとか、網をかけたりとか、そういうことをしていないということなのですが、それでは何かがあってから、事故があってからでは私は遅いと思っていますので、ぜひ調査をして、計画的に蓋をするなり、区長さんたちと相談して計画的に対応していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（長島 弘） 6番、常山知子議員の再質問にお答えいたします。

毎年春に消防団の各分団で山林防火パトロールを行っております。それに併せて、防火水槽の確認を不具合があるかどうか、確認をしていただいております。不具合の申出がありましたら、町のほうで適宜修繕、補修しているという状況もございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） パトロールでそういう防火水槽の危険なところも見ているということなのですが、やはり区長会でもそういうのを町で率先して、蓋をしたり、網をかけたりということをお願いしているということも聞いておりますので、ぜひこれからは区長からの要望書だけではなくて、町もしっかりと調査をして、防火水槽に蓋をしていただきたいと思います。以上です。

そして、最後の財政調整基金については、いろんな普通交付税だとか臨時財政対策債などいろんな要件が加わって、最高の金額になったと、そしてまたコロナで予定していた事業の縮小と、そういうことでこれまでになく5億円という積立基金が多くなったということです。その説明は分かりました。今まで町の財政から言えば、本当に倍になるというのは、ちゃんと町民の要望に答えているのかなという、そういう疑問さえ持ちました、この5億円なんていう積立てをやるということは、ですから、これからはしっかりとやる場所はお金を使ってやっていただきたいと、町の人の要望をつかんでいただいて、実行していただきたいと思います。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

2番、横田揚雄議員。

○2番（横田揚雄議員） 昨日は大変お世話になりました。本題をお願いする前に、昨日ちょっと感激したことがございましたので、一言申し上げさせていただきます。会計管理者のすばらしい一般会計、特別会計歳入歳出決算書の、ふだん私たちが使われていない数字の読み上げ、朗読をお聞きして、私は本当に感激いたしました。すばらしい決算書の朗読、読み上げを、手際よく、間違いなく、分かりやすくしていただきましたことを感謝申し上げます、質問に入らせていただきます。

まず、3点ほど質問させていただきます。3、4、5ページの歳入の構成割合を見ると、歳入総額約51億5,000万円に対しまして、地方交付税が約19億1,000万円で37%、町税が約10億6,000万円で20.5%を占めております。この数値から分かりますとおり、自主財源である町税の確保は極めて最も重要と考えます。そこで町税の確保について、町税の滞納者に対しどのような納税対策を講じているのか、説明を願います。

2番目の質問に入ります。町税の不納欠損額がありますが、不納欠損を行う場合の要件を説明していただきたいと思います。

3番目の質問行きます。24ページ、最後に土木使用料ということで質問させていただきます。町営住宅の使用料の過年度分についての質問をいたします。収入未済額が853万6,000円とありますが、住宅使用料の納付滞納者と年度別の件数を説明してください。また、使用料の納付について、どんな対策を講じておりますか、質問をいたします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○税務課長（太幡和也） 2番、横田議員さんからのご質問にお答えいたします。

まず、町税の滞納対策についてお答えいたします。まず、町税の徴収対策ですが、大きく分けて3つ、3本柱で行っております。まず、第一といたしまして、納期内納付の促進ということでございます。こちらにつきましては、納期限カレンダーを全戸配布しまして、納期の周知と納め忘れがないよう口座振替の推奨を行っております。また、毎週月曜日には夜間窓口延長ということで、昼間納付ができない方に対しても対応しているところでございます。それから、納税環境の整備ということで、コンビニでの納付ですとか、スマホのアプリを使った納付ができるよう契約をしております。

それから、第2番目といたしまして、現年度分の早期処理ということで、督促状に加えまして文書により催告を随時行っているところでございます。また、納税コールセンターと契約をいたしまして、電話によります納付勧奨ですとか口座振替の勧奨なども行っております。

そして、第3ですけれども、滞納繰越しについての対応といたしましては、預貯金等を中心といたしました財産調査、こちらを行いまして、差押えのほうを実施しております。なお、無財産、生活困窮、所在不明等で徴収が困難なものにつきましては、執行停止等、法令に基づき適正な対応を行っているものでございます。

続きまして、町税の不納欠損ですけれども、まず地方税法18条によりまして、法定納期限の翌日から起算しまして5年間徴収権を行使しないことにより時効消滅するもの、こちらが昨年度138件ございました。それから、地方税法の15条の7、滞納処分停止が3年間継続したとき納税義務が消滅するもの、こちらが昨年度50件ございました。また、即時消滅時効ということで7件の不納欠損がございました。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 2番、横田議員さんのご質問にお答えいたします。

25ページの町営住宅の過年度でございます。町営住宅の過年度の滞納者でございますが、4名でございます。この滞納期間につきましては、平成17年2月から平成28年8月までの滞納となっております。なお、平成28年8月以降からの現在までの町営住宅の入居者の滞納者はございません。滞納につきましては、職員が個別に訪問したり、連帯保証人と打合せをしたり、徴収に努めております。なかなか返済をしていただく方が少ない状況でございますけれども、これからも職員が訪問したり、連帯保証人を呼んで返済計画等を調整しながら徴収に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 2番、横田揚雄議員。

○2番（横田揚雄議員） 差押え物件の種類と件数、どのくらいあるのか、税務課長さん、お願いします。

それから、分納の件数も説明をお願いいたします。私が調べたところによりますと、あんまりないようなお話を今お答えしていただいたわけなのですけれども、そんなことはなくて、埼玉県に63の市町村がご

ざいまして、皆さんご存じだと思うのですが、100%の納税率はトップが東秩父なのです。それで、残念なことに皆野町はどん尻から2番目の62位なのです。63位は長瀬町でどん尻なのですけれども、やはりこれは納税率がどん尻から2番目ということに対してどんなふうなお考えをしているのか、お答えを願いたいと思います。

令和3年度の納税率は94.9%、令和2年度の納税率が93.6%で、令和2年度に対して1.3ポイントの向上が、努力がうかがえました、今年。しかしながら、62番目でございます。この数字を少しでも上昇するように努力をしていただきたいというふうに存じます。

それから、2の町税の不納欠損について、時効とか財産のない、住所不明など、時効の中断などの措置を講じておりますか。その件数はどのくらいですか。不納欠損の要件を確実に満たしているかどうか、適切に確認の上、対応していただきたいと思います。

3番目、戸別訪問での分納、明渡し請求、立ち退き訴訟、特に悪質な滞納者に対しては分納による納付や公営住宅法に定めがある明渡し請求、あるいは立ち退き訴訟などの説明を行って、適切な対応をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○税務課長（太幡和也） 横田議員さんからの再質問にお答えいたします。

まず、差押えの件数ですけれども、昨年度は6件です。35万7,269円でございます。こちらは預貯金の差押えでございます。それから、分納につきましては手元に資料がございませんので、分納の件数につきましては調べてお答えいたします。

また、収納率の県内で低い状態が今のところ皆野町は続いております。収納担当といたしましても、収納率の向上に向けて様々な対応策を進めているところでございます。先ほども申し上げたとおりでございますが、担税力があるにもかかわらず、納税されない方につきましては、預貯金、生命保険、給与等の財産調査と差押えのほうを随時進めているところでございます。

それから、不納欠損につきましては、先ほども申し上げましたが、5年間徴収権を行使しないことにより時効消滅するもの、こちらが138件、地方税法の15条の7、滞納処分停止が3年間継続したとき納税義務が消滅するもの、こちらが50件でございます。それから、即時消滅事項が7件ございました。いずれにいたしましても、法令に基づき適正に執行しております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 2番、横田揚雄議員。

○2番（横田揚雄議員） ぜひこの数値、63市町村のうちビリから2番目という納付率につきましてどのようにお考えかどうか。今後真ん中ぐらいまで上げようとする努力をされるのか。1番とか10番とかは私は望んでおりません。少しでも上昇して納付率を上げていただけるように工夫すれば、町の財源としても欠損額にならないというふうに思うわけでございますが、ぜひその点よろしくご指導お願いします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 簡単に説明していただければありがたいと思います。

まず、歳入のほうで23ページの款14項1目4教育費負担金、節1、備考欄で学校給食費保護者負担金

3,466万6,945円、これは保護者から給食費として集金をした金額だと思いますが、この金額は先ほどどなたかが繰越金について話をしていますけれども、相当額の繰越しが出る中で、財源があれば3,466万6,000円ぐらいは簡単にひねり出せるのではないかと思ったところなので、そういった予算の配分でそういうことができるのでしょうか。

続いて、29ページの款16項2目7節16、備考欄、通知カード・個人番号カード関連の事務費国庫補助金が951万円頂けると、歳入になっておりますけれども、これはマイナンバーカードのことだと思うのですが、歳出のほうでどこに書いてあるか分からなかったのも、これは何人ぐらいのカードを作られて、前に聞いたことがあるかもしれないですけれども、そのパーセンテージはどのぐらいに町の中で通知カードを作っているのは何人ぐらいいるのか、お伺いします。

それから、33ページの款17項2目2節5ひとり親家庭等医療費支給事業県補助金281万5,922円、これはひとり親家庭に対しての医療費を補助するための補助金と理解しますが、当町ではひとり親家庭でなくても、子供の医療費は無料と聞いていますが、この件のひとり親家庭に対して、これは何件分、そういった補助するところがあって、子供については重複で補助するというわけでもないのでしょうか、歳出のほうでそれに繰り入れていくのでしょうか。件数と、それから補助するほうの関係をお聞かせいただきたいと思えます。

それから、歳出のほうで55ページの款2項1目7節12委託料、備考欄で地域おこし協力隊委託料661万7,590円、これについては前には成果報告というのがあったので、聞いたかどうかはあれですけれども、それから成果報告書に書いてあるのか、なかなか見つからなかったのも、この具体的な協力隊の活動がどんな活動だったのか、お伺いします。

それから、75ページ、款3項2目1節18負補交、備考欄でひとり親家庭地域振興券交付事業補助金380万円、これは件数と具体的な利用がどういうふうにされたのか、お伺いします。

以上、お願いします。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 10番、四方田議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

23ページ、学校給食費保護者負担金について、予算の配分を含め実現できないかというご質問でございます。昨日教育委員会の考え方は教育長の答弁の中でも申し上げております。また、子育て支援施策としては、町として検討している旨、副町長が答弁しております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（若林直樹） 10番、四方田議員さんの質問にお答えいたします。

29ページ、款16国庫支出金の通知カード・個人番号カード関連事務費国庫補助金の内訳を申し上げます。951万円ですが、こちら令和2年度からの繰越し事業でありますシステム改修2件分が含まれておる金額でございます。純粹に個人番号カードの作成に関するお金といたしましては、61ページのほうに記載してありますが、312万2,800円が通知カードの作成委託料となっております。

なお、マイナンバーカードを作成された人数なのですが、令和4年7月末現在ですが、交付が3,071人、これに対しましてパーセンテージですが、32.96%となっております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（嶋田政則） 10番、四方田実議員のご質問にお答えいたします。

55ページ、地域おこし協力隊委託料661万7,590円、令和3年度の地域おこし協力隊の活動内容についてお答え申し上げます。令和3年度につきましては、高校魅力化担当ということで、2名の地域おこし協力隊に活動をいただきました。主な活動は、皆野高校における英語授業等の支援ということで、3年生の選択英語、2年生のマーケティング、1年生のコミュニケーション英語、こうした堪能な語学力を生かしました英語の授業への協力を行っております。また、課題研究の授業の中では、生徒のアイデアを基にしまして、地域の事業者と協力の下、みそポテトクッキー、こちらの商品開発を行いまして、実際に販売のほうも行っております。また、早稲田大学と連携した国際交流、こうした授業にも取り組んでおりまして、昨年度はコロナの影響でオンラインでの開催になってしまいましたが、2回、国際交流を行っております、こちらには皆野中学校の生徒も参加をしております。

また、地域PR、こういった面でも活動を行っております。テレビ埼玉の取材に協力をして、町の観光名所を案内したりですとか、観光課とも連携しまして皆野町の町歩きマップ、こちらが英語とロシア語と日本語の表記でございますけれども、多言語の観光マップ等も作成をしております。こうした形で高校の魅力化、それから産、学、官連携、地域PR、こういった事業に取り組んだものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 10番、四方田実議員さんのご質問にお答えいたします。

ひとり親家庭の医療費につきましては、18歳未満のお子様とその保護者の方を対象にした医療費となります。件数について手元に資料がありませんが、実数で申し上げますと、令和4年6月の時点の人数になりますが、対象者が保護者が66名、児童が98名の164名になっております。ひとり親家庭につきましては、毎月多少変動はありますが、おおむね160名ぐらいの医療費となっております。

あともう一点、75ページ、ひとり親家庭の地域振興券交付事業の関係ですが、こちらにつきましてはひとり親世帯の保護者及び児童につきましては、1人2万円の地域振興券を交付しております。交付支給人数は190人でございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 先ほどの学校も、一般質問でも皆さんから質問が出たので、重複かとも思いますけれども、財源はかなりあるように思います。ひねり出せば。幾らでも。考え方によって。だから、金額については3,466万円ですから、執行者のさじ加減によってはそんなに無理のない予算が組めるのではないかと想像されますので、期待をしております。

それから、通知カードなのですけれども、前に聞いたときは24%ぐらいだったのが32%に増えて、これかなり国のほうで推奨しているようなことも聞きまして、各人に町とは別の形で、使いようによってはポイントを2万円分もらえるというようなものが、皆さんのところに来ているかどうか分からないのですけれども、来ています。家のほうも来ているのですけれども、あれはこの事業とは全く関係ない事業なのか。

ポイントというものが、関連で申し訳ないのですけれども、現在そうなっていますけれども、ポイントたるやはどうなものだか、お分かりだったら。関連ですから、それは関係ないと言えば関係ない話なのですけれども、マイナンバーカードは今そんな状況になっているのだけれども、その状況について把握して

いますか、それともそれとは関係ないということなのでしょうか。それと、そのポイントがどんなふうにつくのだから、分かれば教えてもらいたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（若林直樹） 四方田議員さんの再質問にお答えいたします。

マイナポイントですが、2月末までに申請をしていただくという形なのですが、保険証と、あと公的費用の振込先の金融口座、これを登録された方につきまして7,500円ずつ、合計1万5,000円分のポイントが付与されるものでございます。

〔「2万円じゃない。2万円だったよ」と言う人あり〕

○町民生活課長（若林直樹） 1万5,000円と、もう一つがお金のほうが新規作成をした場合にはポイントが、例えばですけれども、ペイペイだとかナナコだとか、そういったものにポイントがつきます。それが5,000円です。合わせて2万円といった金額になります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） それは、郵送で送らなくても、町に申請をしても同じことなのですか。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（若林直樹） 申請の仕方なのですが、いろいろございますが、まずご自分で持っているスマートフォンだとか、そちらからも申請ができますし、町のほうでもサポートしておりますので、役場のほうへお声がけいただければサポートのほうをしていきます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

4番、林太平議員。

○4番（林 太平議員） 2点だけ確認の質問をいたします。

92、93ページの節12委託料、花火打ち上げ委託料とあります。それとあと1点、18番のポピーまつり負担金について説明をお願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 4番、林議員さんの質問にお答えいたします。

まず、92ページの花火打ち上げでございますけれども、これにつきましてはコロナ対策の一環として花火を打ち上げております。これにつきましては、頑張ろう皆野町笑顔をつなぐ花火リレーと題しまして、コロナ禍におきまして地域でのお祭りや行事が軒並み中止になっているという状況を踏まえまして、町民の皆様が少しでも元気になれるようにということを目的といたしまして、各地区ごとにリレー形式で花火を実施したものでございます。実施の期間といたしますと、令和3年10月26日から31日までの6日間、実施してございます。

それから、節18のポピーまつりの負担金でございます。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症に伴いましてポピーまつりが中止になってございます。この中止に伴いまして、当初は開催をするということで準備を進めていたわけですが、状況によりまして開催が中止となりました。この準備に伴う経費の負担分ということで、必要な、かかりました経費を皆野町と東秩父村で折半をした金額が190万円という負担額でございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 4番、林太平議員。

○4番（林 太平議員） よく分かりました。花火については、商工というか、観光の関係だから、学校の関係であれば教育委員会なのかなと思っていたので、質問いたしました。

あと、ポピーについては去年はやっていなかった。やっぱり準備するのに相当な金額がかかったという理解でいいのですね。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） お答えいたします。

この中止の経緯につきましては、開催をする方向で進めておりましたけれども、あそこの駐車場が牧場の施設を借りて駐車場にしている関係で、コロナの関係で県の施設の駐車場の閉鎖という事態に陥りました。牧場の施設につきましても県の施設ということで、県のほうから駐車場の閉鎖をお願いされたということで、駐車場が使えないということだと、お祭りが開催できないということで、急遽中止を決定した経緯がございます。実行委員会といたしますと、当然開催するというので準備を進めておりましたので、それまでの経費がかかっております。それから、急遽中止にいたしましたので、中止の周知はいたしましたけれども、やはり知らないで来場される方がいるということで、期間中は混乱を防ぐために警備員の配置を継続してございます。そうしたことから、この190万円に相当する費用がかかったということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 12番、宮原です。

暫時休憩にさせていただきますか。休憩後にじっくりやりたいと思います。

○議長（大澤金作議員） それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時15分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（太幡和也） 先ほど2番、横田議員さんからご質問ございました分納の件数につきまして、調べましたのでお答え申し上げます。

納税相談を行いまして、分納誓約を行いまして、納税をしていらっしゃる方がおよそ60名ということでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 10番、四方田実議員さんからご質問いただきましたひとり親家庭の医療費の支給件数について調べてまいりました。

令和3年度年間延べ支給件数は2,507件でございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 今の話で2,507件というのは、これは延べで。延べ人数だ。だから、実質の人数ではないわけだ。それは分からないね、実質の何人というのは。

○議長（大澤金作議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 医療費ですので、1人2回かかると2件というカウントになります。実質の人数ですが、年間を通して父または母が75人で、児童のほうが111人でございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

〔「議長、議事運営について。俺の質問中に何でほかのことをやっている」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） さっき答弁漏れがあったの。

〔「それならそれだけ断ってやらなけりゃ駄目だで。ほかの人の質疑なんかが始まってしまっちゃあ。俺のどうするん。止めということなら止すけどさ」と言う人あり〕

○10番（四方田 実議員） 残り質問、さっきの質問の残りがあるので。

〔「だけど、俺の質問が始まっているんだから」と言う人あり〕

○10番（四方田 実議員） その前だったのではない。その前に答弁漏れがあったのと言ったから、それだったので。

○議長（大澤金作議員） では、10番、四方田実議員、よろしいですか。

○10番（四方田 実議員） 答弁漏れを聞きましたので、これで。ありがとうございます。

○議長（大澤金作議員） それでは、12番、宮原睦夫議員の質問をお願いいたします。

○12番（宮原睦夫議員） まず最初に、お二方の監査委員の方には大変監査業務をご理解いただきまして、熱心に取り組んでいただいていることに対しまして感謝申し上げる次第でございます。

それでは、126ページ、これはいつも私がやっていることでございます温水プールについて、ご質問やいろいろご意見をしてみたいと思います。昨年度の総支出5,654万円、収入は温水プール使用料として234万円、そのほか他のいろいろ販売機とかいろいろございますが、それらを含めても約500万円ちょっとだと思います。そうすると、単純に計算してもこの決算によると約5,000万円の町の持ち出しがあるわけでございます。これについて、まず最初に教育委員会にお聞きしますけれども、私はこの温水プールについては十数年来、早くやめろという意見を言ってきたわけでございます。恐らくこの温水プールについては、今までに約10億円からの町の持ち出しがあるわけでございます。にもかかわらず、努力はするという答弁はなされてきていますけれども、この決算書を見ると何ら努力の跡が見られない。何を努力したのか、まず最初に教育委員会にお聞きいたします。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 12番、宮原睦夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、かねてより多額のいわゆる赤字を出している施設ですので経営的な改善に向けて努力をするということで、従来教育委員会としても取り組んでまいりました。やはり令和元年、それから2年、3年と、コロナの影響というのはどうしても避けられないものではございます。2年度に対して、3年度につきましては子供対象の水泳教室を増やしたり、水に親しもうという取組を増やしてまいりました。それでもな

かなか利用者数は以前の状況に戻っていない状況でございますが、水に親しむ、プールを好きだと、楽しいと思ってくれるような取組というのは種々教室開催を含め、実施してきているところでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 非常に残念な答弁で、私にすれば情けない次第でございます。何で駄目なものをつつまでもやっているのですか。基本的にこんなものを考えていたら、5,000万円からの持ち出しの事業をいいや、いいやでやっている、これは行政の一番悪いところ。その反省が今の答弁から聞いても何一つ見えない。

それと、昨日の林太平議員の質問に対しても、今後どうするのかという質問に対して教育次長は、温水プールの運営委員会にも諮るとということ。運営委員会というのは、あれは温水プールをやっていることに対しての運営委員会なの。今後の検討やそういうものをする委員会ではない。教育次長は勘違いしていると思います。その辺の答弁をしてください。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（三橋博臣） 宮原議員のご質問にお答えいたします。

運営委員会の意見を聞くというふうに私、昨日、林太平議員の一般質問の答弁で申し上げました。その中でも申し上げておりますが、6月の定例会におきまして教育長が、プールの在り方、総合的に検討していくというふうに答弁してございます。廃止につきましては、宮原議員中心にご意見をいただいておりますけれども、反対に存続をしてほしいという声も少なくなく、教育委員会には寄せられているところでございます。温水プールの運営委員会につきましては、副町長のほか利用者の代表も入っている組織でございます。そういったところで、存続をしてほしいという側の意見、あるいはそういった方たちに今のプールの現状、それは施設、設備的なものであったり、議員ご指摘の町の一般財源の持ち出しの話であったり、そういったものを提示した上で、利用者側からの意見を聞きたいというふうに考えて、答弁の中に入れたものでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 教育委員会も非常に答弁も苦しい答弁になると思います。そんなことは私も承知の上で聞いている。やはり行財政改革を進めていく中で、駄目なものは早くやめる。これが鉄則です。それを絶えず頭に入れておいて取り組んでいただきたい。私はそう思います。

これについて、年間5,000万円からの持ち出しのある事業について、代表監査委員さんには監査をする中で、これほどの赤字のものを何で執行部はやっているのか、お考えがございましたら、ひとつご意見で結構でございますから、お聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 吉橋代表監査委員。

○代表監査委員（吉橋富造） 代表監査委員の吉橋でございます。

宮原議員から、温水プールの赤字の現状について、監査委員の見解を教えてほしいということでございますので、回答させていただきます。令和3年度の温水プールの収支は、新型コロナウイルス感染等の影響により利用者数も大幅に減少しており、コロナ前の利用者数に戻っていない状況でありまして、約5,100万円の赤字決算となっておりますが、5,000万円を超える金額は町の財政規模からすると大変大きな金額であります。この温水プールにつきましては、本年6月の第2回定例会においても、宮原議員より温

水プールに対する質問がありましたが、町当局として今後施設の老朽化並びに施設の利用促進に努め、より一層の有効活用を図る中で、その存続の在り方についても総合的に検討していくとの回答がされておりますが、私といたしましては運営が赤字だからといって廃止にしたほうがいいのか、施設は存続させたほうがいいのか、今後どうするかにつきましても監査委員と言える立場にはないと考えます。私といたしましては、宮原議員さんのおっしゃることもよく理解できますし、また町当局の考え方もよく理解しておりますので、私の見解は控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） それでは、最後にこの温水プールにつきましては、副町長職務代理者にご質問いたしますけれども、柴崎町長が当選して2日目に私の家に遊びに来ていただきました。その中で、じっくり町長の姿勢について、またこの温水プールにつきましてもよく突っ込んだ話をいたしました。その中で私はどうしても早くやめろというお話をいたしました。町長は検討しますということで帰ったわけでございます。それにつきましても、6月議会の答弁の中でも総合的に考えるということでございますが、その間執行部としては、今後のことについてどのような検討をなされたのか、あるいはしなかったのか。それと、今後の問題について早く私はやめろと申し上げているわけでございますけれども、代理者としての今後の方針等も兼ねてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 町長職務代理者。

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則） 宮原睦夫議員からのご質問にお答えをいたします。

まず、プールの関係でございますが、先般第2回の定例会におきまして、町長からプールというのは町の魅力の一つであると。しかしながら、今後は施設にも耐用年数がございまして、その存続については今後の経年劣化、見込まれる維持修理費、また今後重要な町民サービスにおける必要性を考え、検証した上で、今後の方針を皆野町の全体の公共施設の在り方を考えていく必要があるというふうに考えております。今後その方針を検討し、定めてまいりたいというふうに考えておりますということで答弁をさせていただいております。

その後、昨日の教育委員会のほうからもご説明をさせていただきましたが、町長を含む、私どもも含んでのメンバーの中で複数回の検討を持たせていただいて、続けた場合の今後見込まれる経費ですとか、取りやめた場合の例えば学校教育等への影響、どのような形でこのサービスを取りやめたときに、どういう代替の方策を講じる必要があるか等々については、総合的に検討しておるところでございます。ただ、宮原睦夫議員からご指摘のありましたとおり、多額の経費がかかっているというご指摘については十分承知をしております。そして、行政改革という観点からも、しっかりと町は見直すべきものは見直す必要があるという認識もございまして。また、一方で町民の方、また議員の皆様の中にも町のプールを存続してもよろしいのではないかというご意見があることも承知しております。今双方の観点からしっかりと検討を進めておるところでございます。今後また町長と改めての協議等をしながら、しっかりと方針を定めてまいりたいと考えておりますので、ここではそのようなお答えとさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

認定第1号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。



◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第2、認定第2号 令和3年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。

認定第2号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。



◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第3、認定第3号 令和3年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決いたします。

認定第3号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。



◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第4、認定第4号 令和3年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） 皆野町後期高齢者医療保険の関連質問なのですけれども、いよいよ10月から後期高齢者の医療費負担が1割から2割になる人がいるわけです。先日保険証が配付されたそうですが、この医療費の1割から2割負担になる人は町で何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。全体の何%ですか、教えていただきたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（若林直樹） 6番、常山議員の質問にお答えいたします。

これ7月末のデータなのですけれども、現在後期高齢者医療の被保険者1,819人おられます。その中で2割負担となる方は313人、約17%の方が2割となります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） ありがとうございます。本当に75歳になって、医療費が1割になったと喜んでいられる方がいるわけです。そして、今回2割になったと怒っていましたが、ぜひ町では今度2割に上がってしまう人には丁寧な説明をして、相談があった場合丁寧な説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより認定第4号を採決いたします。

認定第4号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

以上、認定第1号から認定第4号までの4議案についての審議を終了いたしました。

吉橋代表監査委員におかれましてはご苦勞いただき、誠にありがとうございました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時38分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第5、議案第26号 皆野町職員の育児休業等に関する条例及び皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長職務代理者に提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長 黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則） 議案第26号 皆野町職員の育児休業等に関する条例及び皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等の措置を講ずるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長（長島 弘） 議案第26号 皆野町職員の育児休業等に関する条例及び皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

当議案は、令和3年8月10日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための講じる措置が明らかにされ、これまでに各種両立支援制度の改正が行われてきましたが、このうち未施行の措置として残っている育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のために拡大等の措置について、地方公務員法第24条第4項の均衡の原則に基づき、国家公務員と同様の措置を講ずるものです。

1つ目の措置としては、育児休業の取得回数制限の緩和です。育児休業の取得回数が、地方公務員法の改正により原則1回から原則2回となります。これは、男性職員が、子の出生から57日間以内にする育児休業、産後パパ育休と一般的に申しますが、これも該当します。また、産後パパ育休の請求権が1か月前までから1週間前までに短縮されます。

2つ目の措置は、育児参加のための休暇の対象期間の拡大です。現行では、男性職員は妻の出産予定日

の6週間前から出産後8週間を経過する日までの間に5日間の範囲で休暇を取得することができますが、周期である出産後8週間を、子が1歳に達する日までに延長します。

3つ目の措置は、男性非常勤職員の産後パパ育休の取得要件の緩和です。現行では、子が1歳6か月に任期満了を迎えることなく、引き続き任命権者を同じくする職に採用されていることを要件としており、比較的長期の非常勤でなければ産後パパ育休を取得することができませんでしたが、これを子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日までに緩和し、取得することができる非常勤職員を拡大します。

4つ目の措置は、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の柔軟化です。これは、非常勤職員であっても配偶者と交代での育児休業取得と、特別の事情がある場合に複数回の取得も可能とするものでございます。

それでは、議案本文のご説明をいたします。本議案は、改正を要する2つの条例、皆野町職員の育児休業等に関する条例と皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例について、条立てにより一括して改正を行うものです。

議案書を3枚おめくりいただきまして、参考資料の新旧対照の1ページ目を御覧ください。当議案は、第1条において、皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するもので、第2条、育児休業をすることができない職員の改正は、第3号、ア、(ア)において、該当の字句を改め、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業、いわゆる産後パパ育休の取得要件の緩和、先ほどご説明した3つ目に係る措置ですが、それを行うほか、2ページ目を御覧ください。同号イを全部改正し、同号ウを削除することで、非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定を整備するものです。

3ページ目を御覧ください。第2条の3、育児休業法第2条第1項の条例で定める日の改正は、4ページの第3号、アから5ページの第3号、エにわたります。第3号を全部改正し、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件について、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備するものです。先ほど説明した4つ目に係る措置です。

5ページを御覧ください。第2条の4、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合の改正は、当該の字句を改める。

このほか6ページ目を御覧ください。現行の第1号と第2号を1号ずつ繰り下げた後、新たな1号と第4号を加え、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件について、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備するものです。これも先ほど説明した4つ目に係る措置です。

6ページ目、最下段から7ページ目を御覧ください。第3条、育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情の改正は、現行の第5号を削除し、再度の育児休業取得に係る特別の事情に関し、育児休業等計画書により申し出た場合を不要とするほか、第6号及び第7号を1号ずつ繰り上げ、現行の第8号の字句を改めた後に第7号とすることで、再度の育児休業取得に係る特別の事情に関し任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備するものです。

7ページ目の下から6行目になります。第3条の2、育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として、条例で定める期間として新たな1を加える改正は、現行の第2条の5で規定された内容を第3条の次へ移動させる趣旨のものでございます。

7ページ目の最下段から8ページ目にかけて、第10条、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情の改正は、第6号中の任命権者

に申し出る計画書の名称変更を行うものです。

9 ページを御覧ください。議案本文では第2条でございます。皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正です。第14条、特別休暇、第2項第14号の現行の後8週間を以後1年に改正するものは、男性職員の妻の出産に伴う特別休暇の周期を1年とするものです。先ほど説明した2つ目の措置に係る措置です。

議案本文の4ページ目に戻っていただきまして、附則でございますが、第1項は施行期日を令和4年10月1日から施行するものです。

第2項は経過措置でございます。条例施行前に提出した育児休業等計画書は、従前の例によるものです。

以上、議案第26号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。



◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第6、議案第27号 令和4年度皆野町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長職務代理者に提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長 黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則） 議案第27号 令和4年度皆野町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長に議案内容の説明を求めます。

みらい創造課長。

〔みらい創造課長 嶋田政則登壇〕

○みらい創造課長（嶋田政則） 議案第27号 令和4年度皆野町一般会計補正予算（第4号）につきまして、内容のご説明を申し上げます。

1 ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,455万3,000円を追加し、総額を47億774万3,000円とするものでございます。

2 ページから4ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。

5 ページを御覧ください。第2表、地方債補正でございます。臨時財政対策債の発行可能額が4,080万円に決定したことから、これに併せて借入限度額を補正するものでございます。

水色の仕切りの次からが、歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書でございます。予算に関する説明書3ページをお開きください。歳入の主なものからご説明申し上げます。2段目、款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1億1,761万5,000円の増額は、交付税の決定によるものでございます。なお、今年度の普通交付税総額は16億5,337万5,000円でございます。

3段目、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫負担金1,642万7,000円の増額及び4段目の項2国庫補助金、目2衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金577万3,000円の増額は、オミクロン株に対応したワクチン接種の実施に伴うもので、補助率は10分の10でございます。

その下、目7総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金195万9,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策として実施した国庫補助事業費の地方負担分に対する交付金を受け入れるものでございます。

4 ページを御覧ください。2段目、款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、シャインと輝く果樹産地育成事業費県補助金541万8,000円の追加は、町内のブドウ農家が行う施設整備に対する補助金を受け入れるもので、補助率は10分の10でございます。

最下段、款19繰入金、項1基金繰入金、目4公共施設整備基金繰入金4,262万1,000円の減額及び目4財政調整基金繰入金3,187万8,000円の減額は、歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

5 ページを御覧ください。2段目、項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金100万4,000円の追加及び目3介護保険特別会計繰入金529万8,000円の追加は、令和3年度繰出金の精算に伴うものでございます。

3段目、款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金、前年度繰越金1億1,307万円の増額は、令和3年度決算額の確定によるものでございます。

6 ページを御覧ください。歳出の主なものについてご説明申し上げます。なお、各費目において職員の異動等に伴う人件費の補正を行っております。

上段、款1議会費、項1議会費、目1議会費、節12委託料、議会だより発行印刷委託料9万4,000円の増額は、議会だよりの一部をカラー化するものでございます。

下段、款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費、節10印刷製本費60万円の増額は、「広報みなの」の一部をカラー化及びページ数の増加によるものでございます。

7 ページを御覧ください。目4財産管理費、節14工事請負費、議場傍聴席入口昇降機設置工事費118万8,000円の追加は、車椅子での入場に対応するため、議場傍聴席入り口に昇降機を設置するものでございます。

目4企画費、節12委託料、地域おこし協力隊委託料306万2,000円の減額は、高校魅力化担当の地域おこし協力隊が9月末をもって退任することから、減額するものでございます。

8ページを御覧ください。上段、項2徴税费、目2賦課徴収費、節12委託料、不動産鑑定委託料837万6,000円の増額は、3年ごとに実施する固定資産税の評価替えに伴うものでございます。

9ページを御覧ください。下段、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節10需用費、消耗品費500万4,000円のうち480万円の増額及び節12委託料、新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援物品箱詰業務委託料25万9,000円の追加は、自宅療養者に配達する食料品の購入及び支援物品の箱詰め作業をシルバー人材センターへ委託するためのものでございます。

節18負担金、補助及び交付金、社会福祉協議会負担金383万4,000円の減額及びその下、1つ飛びまして社会福祉協議会運営費補助金123万8,000円の減額は、社会福祉協議会から地域包括支援センターへの職員派遣がなくなったことに伴う補正でございます。

節22償還費、利子及び割引料2,994万3,000円の追加は、令和3年度に受け入れた国県支出金の精算に伴う過年度返還金でございます。

10ページを御覧ください。目3老人福祉費、節10需用費89万6,000円の減額及び節13使用料及び賃借料67万1,000円の減額は、慶寿の祝いの中止に伴うものでございます。

その下、節27介護保険特別会計繰出金745万1,000円の増額は、保険給付費の増額及び職員の異動等によるものでございます。

11ページを御覧ください。下段、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の補正額2,293万2,000円の増額は、主に新型コロナウイルスオミクロン株対応のワクチン接種の実施に伴う経費を計上したものでございます。

13ページを御覧ください。上段、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金、シャインと輝く果樹産地育成事業費補助金541万8,000円の追加は、町内ブドウ農家が行う施設整備に対し、県から受け入れた補助金を交付するものでございます。

2段目、項2林業費、目2林道整備費、節14工事請負費、林道整備費250万円の増額は、降雨による崩落等により、ブロック積みやガードレールを追加するための経費を計上するものでございます。

14ページを御覧ください。款7商工費、項1商工費、目2商工振興費、節18負担金、補助及び交付金、にぎわい創出事業補助金180万円の減額及び目3観光費、節18負担金、補助及び交付金、秩父音頭まつり補助金350万円の減額、その下のふれあい祭補助金150万円の減額は、イベントの中止に伴うものでございます。

最下段、款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節14工事請負費、町道補修工事費132万円の増額は、7月末の降雨による町道の補修工事を行うものでございます。

16ページを御覧ください。2段目、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節14工事請負費、皆野小学校P A S 高圧ケーブル交換工事費200万円の追加は、当初予算において節10需用費、施設修繕料に計上したものを工事請負費に計上替えするものでございます。

最下段、項3中学校費、目1学校管理費、節14工事請負費、体育館屋根改修工事費1,419万円の増額は、当初予算に計上の体育館屋根の改修に当たり、屋根下地の劣化が確認されたことから、工事費を増額するものでございます。

18ページを御覧ください。下段、款13諸支出金、項2基金費、目1財政調整基金費、節24積立金、財政

調整基金積立金（積立分）9,653万6,000円の追加は、地方財政法に基づき決算剰余金の2分の1を積み立てるものでございます。

19ページから給与費明細書、26ページが地方債に関する調書です。

以上で、令和4年度皆野町一般会計補正予算（第4号）の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） 1点だけ質問をします。

先ほど説明で、13ページの農業振興費、負担金、補助及び交付金の541万8,000円、シャインと輝く果樹産地育成事業費補助金なのですけれども、ブドウ農家に交付されるのだと思うのです。もうちょっと詳しく説明していただけますか。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 6番、常山議員さんからご質問いただきました、13ページ、款6項1目3農業振興費のシャインと輝く果樹産地育成事業補助金541万8,000円につきましてお答えさせていただきます。

この補助金につきましては、温暖化の影響によるブドウの品質、収穫量低下の課題に対応するため、温暖化に適用可能で高収益が期待されるシャインマスカットについて、雨よけ施設導入によりまして安定生産と産地化を推進するため、補助金を交付するというものでございます。これにつきましては、歳入で同額を計上しておりまして、町を経由して生産者のほうに補助金を交付するというものでございます。補助対象者でございますが、これは生産団体、組合に対して補助をするという形になっておりますが、その組合員でありますくりやぜ園、それからかわご園、この2園が申請されております。内容につきましては、雨よけ施設といたしまして、パイプハウスを新たに導入するという内容でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） ありがとうございます。

本当に毎年ブドウ農家にはこういうふうにはっきりとした補助金が交付されていると思うのですけれども、今年もブドウの販売がほぼ終わったかな、終了したかなと思うのですけれども、私の近くのブドウ屋さんも多くの方が並んでブドウを買っておりました。そして、中には東京から来て、わざわざその日に来て買って帰ったというふうにお聞きしております。本当に皆野を代表する果樹、ブドウだと思うのですけれども、実は天候も左右されるのですけれども、最近では鳥獣害、お聞きしていると思うのですけれども、本当に鳥獣害の被害にすごく頭を悩ませていると、そういうふうなことが言われていました。そして、アライグマだとかタヌキだとかハクビシン、そういう小さな動物がしっかりと網を張っているのですけれども、その小さな穴をくぐって、そういう穴を見つけて中に入ってしまう。それでブドウを食べていく。それで、ブドウの皮がみんな取られていく。そういうことを聞いています。これを何とかならないものかと、そういう相談というか、そういうことを話しておりました。ぜひ町の特産物を守るという意味でも、町もぜひ協力して、鳥獣害に対しても力を入れてもらいたいと思うのですけれども、どうですか。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） お答えいたします。

鳥獣害対策につきましては、やはり例年被害、それから年々増加傾向にあるという状況でございます。

そうしたことから、町の一つの対策といたしましては、先日アライグマの捕獲従事者の養成講習会というものを実施しております。この講習会を受けますと、狩猟免許がなくてもアライグマの捕獲ができるというものでございますので、町といたしましてもそういった捕獲従事者を養成いたしまして、できる限りそういった駆除ができる環境を整えていきたいと思っております。

また、特にブドウ生産者からも要望が出ておりますけれども、防護柵の設置等につきましては今町で補助金があるわけですが、それについては一般の方もブドウの事業者の方についても一律の補助内容になっておりますので、もう少し事業者に対応した制度の見直しをしていただきたいという要望もブドウ組合のほうからも受けておりますので、今その内容について検討を進めているところでございますので、町といたしましてもそういった対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） ありがとうございます。

防護柵をつけるにしても、一般の家庭の畑の割合と同じなのですが、ブドウ農家さんのもの。やっぱりその辺も今検討しているということなのですが、ぜひそういう方はそういう方でまた違った割合というか、補助を検討してもらって、しっかりとブドウ農家とか、そういういろんな生産をやっている方には補助をしていただきたいと思います。ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 最初に、歳入になりますが、4ページです。款17財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入の節になりますが、102万8,000円、この売払収入の内容についてお聞きしたいと思います。

それと、7ページになりますが、項1総務管理費、目7企画費、節12委託料、地域おこし協力隊委託料の306万2,000円の減額補正、説明の中では高校魅力化担当の隊員が9月末で退職という説明がありました。退職の理由についてお聞きしたいというふうに思います。

それと、9ページになりますが、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節10需用費、この消耗品費の中で約480万円がコロナ感染者に対する食材の配付に伴うという説明がされております。町内の感染者、もう既に1,000人を超えているかと思うのですが、今後の様子を見込んだ予算になっているかと思いますが、感染者の全数把握の簡略化、今月下旬辺りから導入がされるようです。そういったこととこの食材配布、どのような関係が出てくるのか、お聞きしたいというふうに思います。

それと、11ページになりますが、項2児童福祉費、目1児童福祉費、節18負補交の一時預かり事業補助金181万3,000円の増額理由についてお聞きしたいというふうに思います。

それと、14ページになりますが、項1商工費、目3観光費、節18負補交の道の駅みなとの10周年記念事業補助金10万円の追加補正について、どういった事業内容で、町として10万円の補助金を出す理由についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 11番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

4ページになります。中ほどの17款財産収入の土地売払収入102万8,000円でございます。これは、場所

につきましては大字皆野下原区地内になります。町道皆野2号線と秩父鉄道の敷地に挟まれている土地で、小林装業さん付近の赤道になります。内容につきましては、住宅への進入路ということで売り払うということでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（新井敏文） 11番、内海議員さんからご質問のありました14ページ、款7項1目3観光費の中の道の駅みなとの10周年記念事業補助金10万円、この内容ですけれども、道の駅みなのにつきましては平成24年10月7日にオープンして以来、この10月で10周年を迎えます。指定管理者であるちちぶ農業協同組合がこの10月2日の日曜日に10周年記念イベントを開催するというので、今予定しております。そうしたことから、町といたしましてもこの10万円の補助金を交付いたしまして、10周年記念イベントを盛り上げていきたいというふうに考えております。

その内容ですけれども、内容につきましては今農協のほうでイベント内容を検討しておりますけれども、この10万円の主な使い道といたしますと、このイベント開催に当たりまして郷土芸能の団体ですとか、そういった出演を予定しているということですので、その出演料、またイベントの開催をお知らせするチラシの作成費、こういったものに充当する予定で調整しております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 福祉課長。

○福祉課長（橋本賢伸） 内海議員さんのご質問にお答えいたします。

9ページ下段の款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節10需用費、備考欄、消耗品500万4,000円のうち食料支援分480万円、この件につきまして全数把握の見直し等が予定されているけれども、こういった内容かということについてお答えさせていただきます。まず、この480万円の見積りですけれども、7月、8月、第7波の感染が拡大している状況下で見込みまして480万円、食料ですとか消耗品、こういったものを見込んでございます。こちらの食料支援でございますけれども、埼玉県と協定を結びまして、現在は陽性者の情報全数が皆野町に届くわけですけれども、これが9月の下旬頃に見直しがされるかもしれないということなのですが、まだ埼玉県のほうからこれについてどういうふうに取り扱っていくかというような連絡はまだ来てございません。その連絡の内容によりまして、柔軟に対応をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（梅津順子） 11番、内海勝男議員さんのご質問にお答えいたします。

11ページ、一時預かり事業補助金の増額に関しましては、一時預かり事業を実施する園が2園追加されたために増額したものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（嶋田政則） 11番、内海勝男議員さんのご質問にお答えいたします。

予算書7ページ、地域おこし協力隊の退任の理由でございます。高校魅力化担当の地域おこし協力隊につきましては、グルデン隊員、ゼレ隊員の2名で活動を行ってまいりましたが、今年の3月末をもってグルデン隊員が退任し、令和4年度はゼレ隊員1名で活動を行ってまいりました。これまで同様、皆野高校

に赴きまして英語授業への参加、課題を通じた商品開発、みそポテトサブレの販売等、また英語に関心の高い生徒を集めたハイファイブ（High Five）国際クラブの開催、それから先日はスウェーデンから留学生を招きまして、異文化の交流等を事業を行ってまいりました。こうした中、7月14日、魅力ある県立高校づくり第2期実施方策案が公表されまして、皆野高校と秩父高校の統合案が示されました。ゼレ隊員につきましても、活動から1年半が経過するタイミングでもありましたので、今後の活動について退任の相談をしたものでございます。

まず、皆野町としましては、統合案が示されましたけれども、これまでどおり皆野高校との包括連携協定に基づき、高校と連携した地方創生の取組を推進していく考えでございます。現在から進めている国際化に加えまして、様々な事業者と連携したような取組も検討しているところです。こうした中、国際化の取組を担ってきたゼレ隊員につきましては、今後地域おこし協力隊の枠組みにとらわれない自由な活動の中で幅を広げ、皆野町にそうしたものを還元していくほうがいいのではないかと考えて生まれておりました。具体的には、皆野町に居住して活動をしていく、そういったところから、もう少し視野を広げまして、活動を自由な形でしていく、そういった思いが生まれているところから、今回の判断に至ったところでございます。

なお、協力隊としての活動には区切りをつけますが、引き続き隊員との関係は継続しまして、特に皆野高校の生徒に関しましては授業への協力、国際クラブ等の活動を行ってまいりましたので、ここで突然隊員がいなくなるというのは生徒に対しても非常にかわいそうな面もでございます。こうしたことから、予算書7ページの協力隊の委託料の上の項目になりますが、皆野高校連携事業報償金ということで1万9,000円の予算措置がございます。こちらは、ゼレ隊員が引き続き月1回程度のペースになるとは思いますが、皆野高校に来ていただいて授業をする際に、交通費相当を町が負担するという形を考えております。そうしたことから、9月末で地域おこし協力隊は退任をして、個人の活動として引き続き高校に関わっていただくという判断をしたもので、今回の減額に至ったものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。

特に地域おこし協力隊のゼレさんですか、辞める理由といたしますか、よく分かりました。ただ、特に高校魅力化担当、3月末にはグルデンさんが辞めて、また今回ゼレさんが辞めるということで、この間の皆野町の地域おこし協力隊の在任期間といたしますか、携わる期間というのが非常に短い。今まで4名の方が辞めたり、また辞める状況にあるわけですが、大変定着率が悪いというふうに思います。

そういった中で、地域おこし協力隊の目的でもあります一定期間、その自治体といたしますか、地域に住所を移して、地域ブランドや地場製品の開発や販売、またPR等、地域おこしの支援を行う中で、その地域へ定住なり定着を図ると、こういったことが目的としてあろうかと思えます。そういったことを考えますと、今日までの辞めた方、4人の方については、こういった目的が達成されない中で辞めている状況にあろうかと思えます。今年の3月の当初予算の審議の中でも、この件について質問をしております。当時のみらい創造課長でありました現黒澤副町長から、次のような答弁がされております。新しい年度になりまして新たな取組が始まり、地域おこし協力隊の活用が生じた場合、検討していきたい、このような答弁がされた経過がございます。

ちなみに秩父地域の中では、3月末の時点ですが、この地域おこし協力隊員、横瀬町が14人、秩父市と

小鹿野町が10人、長瀬町が3人、こういった形で地域おこし協力隊を採用しているかと思います。今後皆野町の場合については2名ですか、定住移住促進担当2名のみの協力隊員ということになるわけですが、今後の地域おこし協力隊の採用等どのように考えているのか、町長職務代理者の副町長にお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 町長職務代理者。

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則） 11番、内海勝男議員さんからのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、4名の方がいわゆる3年、一つの目安となります3年という期限の前にお辞めになるというようなことになってございます。こういった部分に関しましては、その採用の時点でご本人が定着いただけるような目標を抱けるような課題設定ですとか、町側としてのそういった来ていただく方の合意形成というのが十分できていたのかという部分に関しては、きちんと見直しをさせていただかなければいけない部分があるだろうと思っております。ただ、この制度自体に関しまして、地域の活性化に向けて国のほうが手厚く支援をするために用意されたものでございまして、全国どの自治体でも使えるわけではなくて、条件不利地域、いわゆる活性化がより一層必要な地域に対して支援をしたいということで国のほうから用立てられたものでございますので、これはしっかりと地域としても活用していかなければならないというふうには考えてございます。ただ、その活用に関しましては、これまで十分にうまくいっていないという現状も十分承知しておりますので、その辺のところは改めてもう一度精査をして検討し直して、よりよい活動ができるように今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。副町長が言われているとおり、ぜひ地域おこしの課題といたしますか、委託内容等十分検討していただきまして、この間も常山議員からも、昨日もお話がありました。林業に携わる方の地域おこし協力隊としての採用とか、また3月の議会のときにも申し上げましたが、有機農業等を希望する若い方の話も聞いております。そういったぜひ地域に密着した地域おこしとしての課題といたしますか、委託内容を十分検討していく中で、ぜひ有効な地域おこし協力隊制度を活用するように要望させていただきます。ぜひ早い段階で地域おこし協力隊の採用等考えていただきたいということを要望したいと思います。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。



◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第7、議案第28号 令和4年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長職務代理者に提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長 黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則） 議案第28号 令和4年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 若林直樹登壇〕

○町民生活課長（若林直樹） 議案第28号 令和4年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして内容をご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ428万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ12億4,173万3,000円とするものでございます。

水色の仕切りの後ろが予算説明書の事項別明細書となっておりますので、これに沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお開きください。歳入でございます。款5県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金1,701万8,000円の増額は、特別調整交付金の増額に伴うものです。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金1,273万3,000円の減額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

4ページをお開きください。歳出でございます。最上段、款1総務費は、職員人事異動等による補正でございます。

中段から最下段までの款3国民健康保険事業納付金については、歳入の県支出金の増額に伴い、財源が一般財源から国県支出金へ変更となるものです。

5ページをお開きください。最上段、説明欄の一般会計繰入金100万4,000円は、令和3年度の出産育児一時金繰入金及び事務費繰入金の精算によるものでございます。

下段の説明欄の予備費の574万2,000円は、剰余金額を計上するものでございます。

6ページからが給与費明細書でございます。

以上、議案第28号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。



◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第8、議案第29号 令和4年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長職務代理者に提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長 黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則） 議案第29号 令和4年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 福祉課長に議案内容の説明を求めます。

福祉課長。

〔福祉課長 橋本賢伸登壇〕

○福祉課長（橋本賢伸） 議案第29号 令和4年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について内容をご説明申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に8,574万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ12億6,485万4,000円とするものでございます。

3枚目の水色の仕切りの後、予算の事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお開きください。歳入でございますが、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料188万3,000円の減額は、令和4年度本算定により保険料が決定したことによる補正でございます。説明欄のとおり、特別徴収保険料は77万5,000円の増、普通徴収保険料は265万8,000円の減でございます。

次に、款3国庫支出金から款5県支出金までは、歳出予算の保険給付費等の増額に伴い、法定された負担割合に基づき増額するものでございます。

4ページをお開きください。中段、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金から目4その他一般会計繰入金の補正は、歳出予算の保険給付費等の増額に伴い、法定された負担割合に基づき増額するものでございます。

目5低所得者保険料軽減繰入金160万8,000円の減額は、第1段階から第3段階の第1号被保険者の人数に基づき減額するものでございます。

款10繰越金は、令和3年度決算によりまして6,875万円の増額補正でございます。

5ページからが歳出でございます。まず、事項別明細書中、補正額がゼロ円の項目がございます。これらは国県支出金等の補正に伴い、財源内訳の補正を行うものでございます。

では、主なものをご説明申し上げます。5ページ下段、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費と、6ページに移りまして下段、項2介護予防サービス等諸費の増額は、それぞれのサービスにおける利用者の増加によるものでございます。

8ページをお開きください。中段、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金4,687万9,000円の追加補正は、説明欄にあります国県負担金等の令和3年度の精算による返還金の計上でございます。

下段、款7予備費でございますが、これらを調整いたしまして858万2,000円を増額するものでございます。

9ページからが給与費明細書でございます。

以上、議案第29号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。



◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第9、議案第30号 令和4年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長職務代理者に提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長 黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則） 議案第30号 令和4年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 若林直樹登壇〕

○町民生活課長（若林直樹） 議案第30号 令和4年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして内容をご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億4,613万7,000円とするものでございます。

水色の仕切りの後ろが予算説明書の事項別明細書となっておりますので、これに沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお開きください。歳入でございます。款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金19万6,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

4ページをお開きください。歳出でございます。説明欄の予備費の19万6,000円は、剰余金額を計上するものでございます。

以上、議案第30号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第10、議案第31号 皆野・長瀬下水道組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題といたします。

町長職務代理者に提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長 黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則） 議案第31号 皆野・長瀬下水道組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

皆野・長瀬下水道組合の共同処理する事務のうち、し尿処理事業に関する事務を廃止すること及び公共浄化槽事業を地方公営企業法の一部適用することに伴い、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長（長島 弘） 議案第31号 皆野・長瀬下水道組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について、議案内容をご説明いたします。

当議案は、令和4年第2回定例会において可決いただきました秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に伴うものでございます。

議案の後ろに添付してあります新旧対照表により、議案の内容説明をいたします。新旧対照表をお開きください。第3条の改正は、共同処理する事務、現行の第1号、「し尿の収集、運搬並びに処理に関すること」を削除し、第2号、「下水道」を「公共下水道」に訂正し、改正後は第1号とします。

第3条の2の改正は、見出しの現行「地方公営企業法の適用」を「地方公営企業法の財務規定等の適用」とし、本文を「公共下水道事業及び公共浄化槽事業に、同法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する」とするものです。

第8条の改正は、企業管理者を設置する必要がないことから、第1項を「管理者及び副管理者」とし、第3項を削除します。

1枚おめくりください。第9条の改正、第10条第3項及び第12条第2項、同条第3項の削除は、企業管理者に係るものです。

3ページから4ページにかけて、第14条の改正は、第2項でし尿処理事業に係るものを削除し、第3項では下水道事業を公共下水道事業とするものです。

議案書にお戻りください。附則でございますが、第1項は施行期日を令和5年4月1日と、第2項はし尿処理事業に関する事務は広域市町村圏組合が承継するとそれぞれ規定するものです。

以上、議案第31号の説明とします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） 反対します。

○議長（大澤金作議員） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大澤金作議員） 起立多数です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。



◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第11、議案第32号 皆野・長瀬下水道組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてを議題といたします。

町長職務代理者に提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長 黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則） 議案第32号 皆野・長瀬下水道組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、提案理由の説明を申し上げます。

皆野・長瀬下水道組合の共同処理する事務のうち、し尿処理事業に関する事務を廃止することに伴い、同組合の財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長（長島 弘） 議案第32号 皆野・長瀬下水道組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、議案内容をご説明いたします。

1枚おめくりください。議案第31号を可決いただきましたことから、令和5年3月31日における皆野・長瀬下水道組合のし尿処理事業に属する全ての財産を、令和5年4月1日に秩父広域市町村圏組合に帰属させるものでございます。

以上、議案第32号の説明とします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） この議案に反対します。

○議長（大澤金作議員） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大澤金作議員） 起立多数です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

○議長（大澤金作議員） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、発議第3号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号以下を順次日程に追加して審議することに決定しました。



◎議員提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤金作議員） 追加日程第1、議員提出議案の報告及び一括上程を行います。

今回提出の議員提出議案は、発議第3号及び発議第4号の2議案でございます。



◎発議第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第2、発議第3号 埼玉県教育委員会による皆野高校と秩父高校の再編統合に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

発議第3号を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大澤金作議員） 提出者に提案理由の説明を求めます。

6番、常山知子議員。

〔6番 常山知子議員登壇〕

○6番（常山知子議員） 6番、常山知子です。発議第3号の提案説明を行います。

埼玉県教育局が7月14日、県立高校12校を6校に再編統合する魅力ある県立高校づくり第2期実施方策案を発表しました。この実施方策案の中に皆野高校と秩父高校の再編統合が含まれます。皆野高校は、交通不便な秩父地域にあって、遠距離通学が困難な生徒や少人数教育を希望する生徒の通える学校として、地域にとってかけがえのない役割を果たしてきました。高校が消えれば文化がなくなる。高校の存続が、市町村の盛衰を左右するポイントの一つであると考えたら、これはもう高校生だけの問題ではありません。地域の問題でもあります。また、皆野高校が再編統合によりなくなることは、秩父地域の教育条件の低下につながる事となります。

よって、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会教育長へ意見書を提出させていただきたいと思っております。議員の皆様、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 1点お伺いしておきます。

皆野高校の生徒数、それから今春卒業した生徒は何人ぐらいですか。分からなければいいですから。

○議長（大澤金作議員） 6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） 現在の生徒数は79人と聞いておりますが、卒業した生徒の数については把握しておりません。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

10番、四方田実議員。

〔10番 四方田 実議員登壇〕

○10番（四方田 実議員） 10番、四方田実です。ただいま提出されました埼玉県教育委員会による皆野高校と秩父高校の再編統合に反対する意見書の提出について、提出することに反対の立場で討論いたします。

その前に埼玉県教育委員会によるというのはちょっと疑問に思っていることで、埼玉県の再編実施については埼玉県教育局の方針でそれが公表されているということなので、これは埼玉県教育局による皆野高校と秩父高校の再編統合に反対する意見書というのがいいかななんて思いながら討論いたします。

皆野高校は、初めは商業科や情報処理科というようなことで1学年80人ぐらいの募集で始まったと思いますけれども、今現在は1年生が37人、2年生が26人、3年生が16人、先ほどお聞きしました合計では79人と聞いております。今春卒業した卒業生は35人だったかと思っております。それで、地域おこし協力隊の方々も大変ご努力をいただいたようではありますが、うまくなかなかいいっていなかったように思っています。

今後のことも考えると、人口減少や少子化とともに、ますます受験生も減少することが予想されます。埼玉県の教育局の方策で魅力ある県立高校づくりとして示されておりますが、秩父高校と皆野高校を統合し、新たな高校を現在の秩父高校に設置する。続いて、新校には国際に関する学科及び普通科が設置され、

国際感覚や語学力を身につけた国内外で活躍できるグローバル人材を育成する。1つ、新校は令和8年度に開校する。括弧書きとして、現秩父高校は令和7年度まで募集、現皆野高校は令和5年度まで募集ということにもなっております。これが決定と言えるかどうか分かりませんが、そういう指針で進んでいます。これは、地域の現状に合っている政策と私は思います。

また、既に中学校では2年生からもう進路指導、三者面談等では、皆野高校は選択肢に入っていないと。それから、それとともに生徒や保護者、学校現場からの存続要望などは全く聞こえません。よって、再編反対と存続を求める意見書については提出はいかなものかということで、提出に対して反対をいたします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 次に、賛成討論を許します。

9番、新井達男議員。

〔9番 新井達男議員登壇〕

○9番（新井達男議員） 皆野高校と秩父高校の統合について、賛成討論を行いたいと思います。

私は、この件に関しましては、実は正直言って賛成議員ということでなっていましたので、予定はしていなかったのですが、今考えていることだけでもお話ししたいと思います。私は、皆野高校に関しては長年見ますと、新井涼平さん、やり投げの選手、あの方が出たり、あとホッケー、剣道、かなりいい成績を収めた皆野高校と思っております。さらに、先ほどの議会でいろいろ質疑、答弁ありましたが、地域活性化の人たちもいろいろと皆野高校を通して協力してもらい、活性化のために協力してもらっていますので、私は皆野高校の存続に関しては賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって討論を終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大澤金作議員） 起立多数です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。



◎発議第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第3、発議第4号 安倍晋三元首相の「国葬」に反対する決議についてを議題といたします。

発議第4号を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大澤金作議員） 提出者に提案理由の説明を求めます。

11番、内海勝男議員。

〔11番 内海勝男議員登壇〕

○11番（内海勝男議員） 安倍晋三元首相の「国葬」に反対する決議の提案理由の説明を行います。

さきの参議院選挙終盤の7月8日、街頭演説中の安倍晋三元首相が、旧統一教会との関係で家庭崩壊に追い込まれたという元自衛官に襲撃され、死亡しました。旧統一教会との関係から安倍元首相に対する押さえ切れない恨みや怒りがあろうとも、暴力により人命を奪うことは許されることではありません。しかし、7月14日、岸田首相は突然、安倍元首相の葬儀を国葬にすることを表明し、法的根拠もない中、また国会に諮ることもなく、その後の閣議で9月27日に実施することを決定しました。岸田首相は、国葬にする理由として、憲政史上最長にわたり首相を務められた、日本経済の再生、外交などで貢献された等を挙げています。しかし、安倍元首相の死を悼むことと政治的評価は分けて判断すべきであります。安倍政権下での集団的自衛権行使容認や安保関連法の強行、森友、加計、桜を見る会など政治の私物化、公文書改ざんや廃棄、国会での118回に上る虚偽答弁等々、安倍元首相への評価は大きく分かれています。

8月下旬の毎日新聞の世論調査では、国葬反対が53%で、賛成の30%を大きく上回っており、各種世論調査でも反対が賛成を上回っています。また、安倍政権下でのアベノミクスによる円安と株価上昇の中、大企業や財界等には莫大な利益をもたらす一方で、貧困と格差は拡大し、消費税は5%から10%の増税で国民に負担を加え、今日の円安による物価高騰等ももたらしています。これらを不問に付すかのように、国内外ですばらしい貢献をした政治家と礼賛し、警備費等も含め約16億6,000万円以上の国税を投じ、全額国費で賄う国葬に反対する決議であります。

最後に、歴代の首相経験者の多くが内閣と自民党の合同葬で行ってきたことを踏まえれば、その範疇にとどめることも加えて、安倍晋三元首相の国葬に反対する決議の提案理由の説明といたします。ぜひ議員各位のご理解とご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

6番、常山知子議員。

〔6番 常山知子議員登壇〕

○6番（常山知子議員） 6番、常山知子です。安倍晋三元首相の「国葬」に反対する決議について、賛成討論を行います。

○議長（大澤金作議員） すみません。反対討論を先にやっていただきたい。

まず、発議第4号に対する反対討論を許します。

3番、大塚鉄也議員。

〔3番 大塚鉄也議員登壇〕

○3番（大塚鉄也議員） 発議第4号 安倍晋三元首相の「国葬」に反対する決議に反対いたします。

安倍元首相は、8年8か月と長年にわたり総理大臣を務めておられました。政権が落ち着いた平成、令和と新時代を安定させ、外交では各国の首脳からは「シンゾー、シンゾー」と慕われておりました。そのことは、我々の目の届かないところで多大なるご尽力の結果だと思えます。また、16億6,000万円、国葬儀にかかると言われておりますが、国葬費としては妥当だと岸田総理からの説明もありました。また、

世界3位の経済大国日本でございます。国葬儀を中止にするなら、日本の信用問題にも発展しかねないと思います。

安倍晋三元総理大臣は、街頭演説中の銃撃で亡くなると、大変悲しく、悔やまれる事件でございます。政治家へのテロ行為だと思います。このようなことから、私は安倍晋三元総理大臣の国葬に賛成いたします。よって、安倍晋三元首相の「国葬」に反対する決議に反対いたします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 次に、賛成討論を許します。

6番、常山知子議員。

〔6番 常山知子議員登壇〕

○6番（常山知子議員） 6番、常山知子です。改めて賛成討論を行います。安倍晋三元首相の「国葬」に反対する決議について賛成討論を行います。

岸田首相は、安倍元首相の国葬を国会にもかけず、閣議決定で9月27日に強行しようとしています。実施の根拠となる法令がないばかりか、憲法違反であり、世論調査では国葬反対が多数となっています。安倍元首相の国葬のどこが憲法違反か。一つは、安倍元首相だけを特別扱いするもので、法の下での平等という憲法第14条の原則に反するものです。岸田首相は、安倍元首相の在任期間が憲政史上最も長いことなどを理由に挙げていますが、国葬にする理由にはなりません。特別扱いをしようとするものです。

2つ目は、国葬が国民に安倍元首相への弔意を強制するものとなり、憲法が保障する第19条の思想及び良心の自由に反することです。安倍元首相の突然の死に対する思いは人によって様々です。大々的に国葬という儀式が行われれば、弔意を押しつけられることになり、国民一人一人の心の中に踏み込むことは、国が最もやってはいけないことです。現在の日本には、国葬について定めた法律はありません。法律の根拠がないことを閣議決定で決め、しかも明らかにされているだけでも約17億円もの税金を使うことは許されるものではありません。そして、これだけの税金で収まるとも思いません。

以上の理由からこの決議に賛成し、皆野町議会として決議を上げることを議員の皆様をお願いします。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（大澤金作議員） 次に、反対討論。

9番、新井達男議員。

〔9番 新井達男議員登壇〕

○9番（新井達男議員） 9番、新井達男です。発議第4号 安倍晋三元首相の「国葬」に反対する決議に反対討論を行います。

今月27日の安倍元首相国葬に対し反対の意見が多いようですが、国内において長期政権が続いたことはあまりありませんでした。小泉さんのときは5年間、平成になってからは首相が毎年代わっていたので、海外ではよく悪口としてリボルビングドア、回転ドアと言われたようです。毎年首相が代わるという悲惨な状況があったのですが、安倍元首相は長期でやってくれたということ。さらに海外では、自由で開かれたインド太平洋、FOIP構想を自らビジョンとして出して、外国に売り込み、それにアメリカが乗った。しかも、アメリカはトランプ政権だけでなく、その後のバイデンさんもこれに乗りました。2つの政権が、日本の首相が出したビジョンに乗り、これでやろうと言ってくれたというのはなかなかないことだと思います。

国内においては、安保法制関連です。日本は、安全保障においても世界に貢献しようということで、と

りわけ国家安全保障会議、NSCを創設し、日本が主体的にトップダウンの形で軍事、安全、保障関係を全て主導できるような形にしたインフラを取れたところが大きな功績だと思います。国葬参加に多くの海外要人の方が参加していただくことは、安倍元首相の評価の表れであり、日豪関係を一層強化し、豪州から安倍元首相に名誉勲章も聞いております。

国内においてはいろいろとマイナスの評価があるとは思いますが、国外においては多くの実績を残している安倍晋三元首相の国葬反対決議に対し反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって討論を終結いたします。

これより発議第4号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（大澤金作議員） 起立少数です。

よって、発議第4号は否決されました。



◎産業建設常任委員会委員長報告、質疑

○議長（大澤金作議員） 追加日程第4、産業建設常任委員会委員長報告を行います。

産業建設常任委員会の継続調査について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。写しをお手元に配付いたしました。委員長に補足説明がありましたらお願いいたします。

4番、林太平議員。

〔産業建設常任委員長 林 太平議員登壇〕

○産業建設常任委員長（林 太平議員） 4番、林太平です。産業建設常任委員会調査報告書。皆様のお手元配付してあります。

令和4年7月20日水曜日に、委員の方と建設課の課長数人立会いの下、調査を行いました。補足する部分がありますので、朗読いたします。

町道下田野1号線待避所設置工事では、地域で開催されるあんどんまつりで設置される灯籠の設置場所の確保など、地元配慮したものになっております。また、林道奈良尾線舗装補修工事、林道雨乞曾根坂線林道改修工事では、町として初めて行った工法での工事が立派に施工されていまして。その他、それぞれの事業で工事等は計画どおり完成し、狭隘道路の解消、地滑り地域では道路改良工事、安全性を第一に、コスト面も考慮した工法、新たな工法、資材の採用などを図っていることを確認いたしました。今後も継続事業を確実に実施するとともに、現場の状況に併せ景観に配慮した資材、工法の採用、さらには工事現場の安全確保、現場確認の徹底を図るなど、施工体制の強化や計画的、効率性を重視した事業推進を望みます。

そして、添付してある写真の5番、また16番の写真を見てもらえば、先ほど言った灯籠を立てる工事、

地域の人と密着した話合いの基にできた灯籠を立てる工事、また5番につきましては野巻地区、道路が狭いところへU字溝をいけなくてもいい方法でやっているという工事であります。この写真は、全部添付してあるとおり、みんなよくできておりますので、ご参照願えればと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（大澤金作議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 以上で質疑を終結し、産業建設常任委員会委員長報告を終わりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

以上で産業建設常任委員会継続調査の委員長報告を終わります。



◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤金作議員） 追加日程第5、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査については、総務教育厚生常任委員長の申出のとおり決定いたしました。



◎産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤金作議員） 追加日程第6、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました産業建設常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査については、産業建設常任委員長の申出のとおり決定いたしました。



◎広報常任委員会の閉会中の継続調査について

- 議長（大澤金作議員） 追加日程第7、広報常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。
お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました広報常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、広報常任委員会の閉会中の継続調査については、広報常任委員長の申出のとおり決定いたしました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

- 議長（大澤金作議員） 追加日程第8、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。
お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申出のとおり決定いたしました。



◎議決事件の字句及び数字等の整理

- 議長（大澤金作議員） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会について

- 議長（大澤金作議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（大澤金作議員） これで本日の会議を閉じます。

令和4年第3回皆野町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 月 日

議 長 大 澤 金 作

署 名 議 員 若 林 光 雄

署 名 議 員 新 井 達 男